発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

令和元年7月31日

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

代表取締役社長 井本 満

東京都品川区大崎二丁目1番1号

03-6368-7330

財務企画部 部長 城島 高明

TOKYO PRO-BOND Market

https://www.jpx.co.jp/equities/products/tpbm/announcement/

index. html

【投資者に対する注意事項】

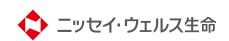
- TOKYO PRO-BOND Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場債券 等は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO-BOND Mark e t の上場債券等の発行者に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリ スクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情 報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。
- 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法第21条第1項に規定する役員 (取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者) をいう。) は、発行者情報のうち重要 な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重 要な事実に関する情報が欠けていたときは、同法第27条の34において準用する同法第22条の規定に基づき、 当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任 を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠け ていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠け ていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したと きは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO-BOND Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日 本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。これらの点について、 投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO-BOND Marketに 係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若し くは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、 これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責 任を負いません。
- 5 マスミューチュアル生命保険株式会社第6回利払繰延条項付無担保永久社債(劣後特約付・特定投資家限 定)(以下「本社債」といいます。)を取得しまたは買い付けた者は、その取得しまたは買い付けた本社債 を、特定投資家等以外の者に譲渡することはできません。ただし、①当社もしくは当社の特定役員(金融商 品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第11条の2第1項第2号ハに定める特定役員をいいま す。)若しくはその被支配法人等(同条第3項に定める被支配法人等をいいます。ただし、当社を除きま す。)に対して譲渡する場合、または②当社の総株主等の議決権(金融商品取引法第29条の4第2項に規 定する総株主等の議決権をいいます。)の100分の50を超える議決権に係る株式もしくは出資を自己も しくは他人の名義をもって所有する会社に対して譲渡する場合には、本社債を特定投資家等以外の者に譲渡 することができます。



ANNUAL REPORT 2019

From APRIL 1, 2018 to MARCH 31, 2019

ニッセイ・ウェルス生命の現状 [2018年4月1日~2019年3月31日]



私たちが大切にするもの

Mission

真に社会に貢献する商品・サービスを常に提供し続ける

最良の生命保険会社を目指す

社員一人ひとりの誠実な対応、革新的な商品、

Vision

高品質なサービスを通じ、世代を超えた安心を提供することで、

お客さまとそのご家族から信頼される会社

「未来の家族との心をつなぐお手伝い」

Value

カスタマーフォーカス

チームスピリット

フロンティアスピリット





INDEX

ニッセイ・ウェルス生命について	
トップメッセージ	2
ニッセイ・ウェルス生命について	4
事業の概況	
業績ハイライト	6
ニッセイ・ウェルス生命の取り組み	
お客さま本位の業務運営	0
商品ラインアップ	3
お客さまサービス向上への取り組み	6
保険金等の支払管理態勢 1	8
コーポレート・ガバナンス	
コーポレート・ガバナンスの状況	9
コンプライアンス(法令等遵守)への取り組み 2	0
個人情報の保護について	4
リスク管理への取り組み2	5
資料編	7

TOP MESSAGE

トップメッセージ

私たちが Wealthという言葉から伝えたい想いは、「家族であり、絆」

家族が将来にわたって絆を深め、夢を紡いでいくために、 お客さまに寄り添い、安心を届け、 それぞれの想いに真摯に向き合う保険会社でありたい



ご契約者をはじめ皆さまには、平素より当社をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社は、2018年5月31日に日本生命グループの一員となり、2019年1月1日に社名を「ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社」に変更いたしました。

当社は、これまで培ってきたシニア富裕層マーケットでの強みを柱に、日本生命グループにおける金融機関窓販領域に特化した生命保険会社として、今後も「お客さまの目線」を第一に、多様化するお客さまのニーズにきめ細かくお応えする商品・サービスを提供してまいります。

また、これまで主に、証券会社やメガバンクを通じて商品を販売してまいりましたが、 日本生命保険相互会社との協業により、全国の地域金融機関を通じた商品販売にも 取り組み、より幅広いお客さまに商品を提供してまいります。

引き続き、経営効率のさらなる向上と健全な財務基盤の強化に取り組むことで、お客さまからの安心と信頼を得られる、魅力ある生命保険会社を目指してまいります。

今後とも変わらぬご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2019 年 7 月 ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 代表取締役社長

开不满

ニッヤイ・ウェルス牛命について

当社は、2018年5月に日本生命グループの一員になりました。

シニア富裕層マーケットを中心に、「お客さまの目線」を第一にした商品・サービスの提供に努め、お客さまから選ばれ続ける生命保険会社を目指してまいります。

日本生命グループの一員です

2018年5月31日に、日本生命保険相互会社(以下、日本生命)と経営統合し、

2019年1月1日付で「ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社」に商号(社名)変更いたしました。

シニア富裕層マーケットでの強みを柱に、日本生命グループにおける金融機関窓販領域に特化した生命保険会社として、 今後も多様化するお客さまのニーズにきめ細かくお応えする商品・サービスを提供してまいります。

ニッセイ・ウェルス生命の概要

名 称:ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

設 立:1907年3月

本 社 所 在 地:東京都品川区大崎 2-1-1

福岡県福岡市中央区渡辺通 2-1-82

代表取締役社長:井本 満

総 資 産:2兆8,596億円

保険料等収入: 2,936億円(2018年度)

資本 金:480 億円 ※資本準備金含む

従 業 員 数:434名

※ 2019 年 3 月末現在

沿革

1907年「横浜生命保険株式会社」として営業開始

1935年 社名を「板谷生命保険株式会社」と改称

1947年 新会社「平和生命保険株式会社 | 発足

2000年 社名を「エトナヘイワ生命保険株式会社」と改称

2001年 社名を「マスミューチュアル生命保険株式会社」と改称

2018年 日本生命保険相互会社との経営統合による新体制発足

2019年 社名を「ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社」と改称

保険財務力格付け

S&Pから、保険財務力格付けにおいて「A-」(保険契約債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付けに比べ、事業環境が悪化した場合、その影響をやや受けやすい。)の評価を得ています。

※格付けは、2019年7月1日現在の評価であり、将来的に変更される可能性があります。また、格付けは格付会社の意見であり、保険金支払などについて格付会社が保証を行うものではありません。なお、格付けは、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社が付与した格付けです。



S&P 保険財務力格付け

お客さまにより一層の満足をお届けするために

当社は、日本生命との協業などを通じて、今後もお客さまに寄り添ったサービスを 追求し、より一層の安心と満足をお届けしてまいります。

日本生命による当社商品の販売サポート開始

当社と日本生命の両社は、昨年の経営統合を契機として、グループー体となってお客さまに最適な商品を提供する体制づくりを目指してまいりました。当社は、これまで主に証券会社やメガバンクを通じて、商品を販売し、迅速な商品供給、きめ細やかな販売サポートを強みとしてきました。一方、日本生命は地域金融機関等をカバーできる販売サポート体制を全国に展開している強みを

持ち、また知名度が高くブランド力もあります。 両社の強みを融合した取り組みとして、2019年 1月より、日本生命が持つ全国に展開するネット ワークを活用した、日本生命のホールセラーによ る当社商品の販売サポートを開始し、地域金融 機関を通じた商品販売の強化を図りました。

統合記念商品「年金新時代」販売開始

2019年4月より統合記念商品として「年金新時代(生存保障重視特則付指定通貨建個人年金保険)」(以下、当商品)を当社から発売いたしました。当商品の元受会社は当社ですが、地域金融機関等における販売サポートは日本生命のホールセラーが行います。当商品の発売により、

日本生命グループとしての商品ラインアップが拡充し、また、日本生命のホールセラーによる当社商品の販売サポート先の地域金融機関等が拡大することで、これまで以上に、お客さまのニーズに幅広く、柔軟にお応えしてまいります。





ニッセイ・ウェルス生命

業績ハイライト

2018年度 事業の概況

保険料等収入

2,936億円

(前年度比 125.7%)

基礎利益

308億円

(前年度比 103.9%)

ソルベンシー・マージン比率

988.4%

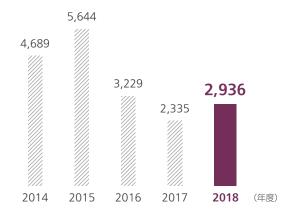
(前年度末比 51.9ポイント増)

総資産

2兆8,596億円

(前年度末比 103.9%)

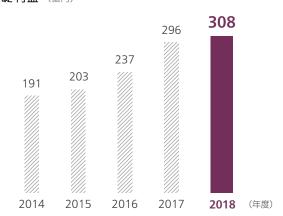
保険料等収入 (億円)



一時払外貨建商品の販売好調を主因に、前年度比 25.7%増加となりました。

用語説明:ご契約者から払込まれた保険料による収益で、 一般事業会社の売上高に相当します。再保険収入も含まれます。

基礎利益 (億円)



利息及び配当金等収入の増加を主な要因として、前年度比3.9%増加となりました。

用語説明:生命保険会社の基礎的な期間収益の状況を表す指標で、一般事業会社の営業利益に近いものです。保険料収入や保険金・事業費支払などの保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支から構成されます。

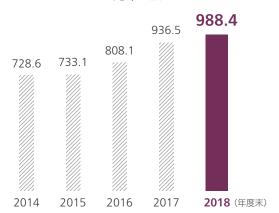
直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

項目	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	580,661	667,504	417,624	367,260	407,491
経常利益	18,717	8,832	32,028	43,642	29,027
基礎利益	19,160	20,317	23,799	29,640	30,811
当期純利益	11,316	4,985	22,091	30,482	19,549
資本金の額	30,519	30,519	30,519	30,519	30,519
発行済株式の総数	174,641 株				
総資産	2,275,327	2,571,648	2,776,935	2,752,933	2,859,672
うち特別勘定資産	37,756	33,136	31,629	29,347	27,768
責任準備金残高	1,960,665	2,298,876	2,402,101	2,382,882	2,487,894
貸付金残高	17,051	16,029	15,098	13,662	14,883
有価証券残高	1,974,131	2,264,303	2,456,906	2,434,811	2,537,629
ソルベンシー・マージン比率	728.6 %	733.1 %	808.1 %	936.5 %	988.4 %
従業員数	360 名	385名	426 名	423 名	434 名
保有契約高 注1	2,810,438	3,082,347	3,121,375	3,109,456	3,186,942
個人保険	1,716,274	1,755,421	1,695,949	1,639,155	1,565,805
個人年金保険	1,094,161	1,326,924	1,425,425	1,470,299	1,621,136
団体保険	2	1	1	1	1
団体年金保険保有契約高注2	1,211	1,199	1,179	1,180	1,175

- (注) 1. 個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。なお、個人年金保険は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資 (ただし、個人変額年金保険については保険料積立金)と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
 - 2. 責任準備金の金額です。

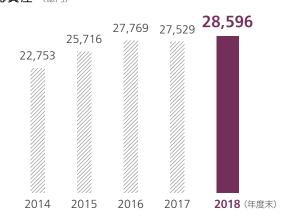
ソルベンシー・マージン比率 (%)



着実な利益の積み上がりと適切なリスク制御により、 前年度末比51.9ポイント上昇しました。

用語説明:生命保険会社の経営の健全性を示す指標の一つです。予測を超えるリスクに対応できる保険金支払能力があるかどうかを見るものであり、200%を下回った場合には監督当局によって早期是正措置がとられます。

総資産 (億円)



保有契約が純増したことに伴う運用資産の上積み等により、前年度末比3.9%増加しました。

用語説明:貸借対照表の「資産の部」の合計額が総資産です。

2018年度 その他の代表的な経営指標

保険契約の状況

新契約高

一時払外貨建商品の販売好調を主因に、前年度比増加しました。

用語説明:生命保険会社が当年度新たにお引き受けした保障金額の合計額です。販売額を示す指標のひとつです。

3,831億円

(前年度比 110.2%)

保有契約高

既契約の継続率が引き続き安定的に推移し、新契約業績も 好調であったことから、前年度末比増加しました。

用語説明:個々のご契約者に対して生命保険会社が保障する金額の総合計額です。

※個人保険・個人年金保険の保有契約高の合計です。

3兆1,869億円

(前年度末比 102.5%)

新契約年換算保険料

新契約高と同様の理由により、前年度比増加となりました。

用語説明:保険料の支払方法には、毎月支払う月払の他に、年払や契約当初に全額を一括して支払う一時払などがあります。新契約年換算保険料は、このような支払方法による違いを調整し、契約期間にわたって保険料が平均的に発生するとした場合に、生命保険会社が新契約から1年間にどれくらいの保険料を得ているかを示す指標です。

1,495億円

(前年度比 147.6%)

収支の状況

経常利益

基礎利益の増加に対し、キャピタル損益及び臨時損益の減少を受けて、前年度比減少しました。

用語説明:基礎利益に有価証券の売却損益などの「キャピタル 損益」と「臨時損益」を加えたものです。

290 億円

(前年度比 66.5%)

当期純利益

経常利益と同様の理由により、前年度比減少しました。

用語説明: 税引前当期純利益から法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を控除した金額で、生命保険会社のすべての活動によって生じた純利益または純損失を意味します。

195億円

(前年度比 64.1%)

逆ざや

長期安定的なポートフォリオ運営を実施しており、資産運用 収益はあらかじめ見込んだ水準を上回る状況で推移してい ます。

用語説明: 予定利率により見込んでいる運用収益を実際の運用収支が下回る状態を「逆ざや」といいます。

前年度に引き続き

資産、負債及び純資産の状況

責任準備金残高

保有契約高の着実な増加に伴い、前年度末比増加しました。

用語説明:責任準備金は、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で保険種類ごとに積み立てが義務付けられている準備金です。当社では、標準責任準備金対象契約については標準責任準備金を、それ以外の契約についても、最も手厚い積立方式である「平準純保険料式」により責任準備金を積み立てています。

2兆4,878億円

(前年度末比 104.4%)

純資産の部

当期純利益による上積み等により、前年度末比増加しました。

用語説明: 資産と負債との差額で、資本金、資本剰余金、利益剰余金、その他有価証券評価差額金などで構成されています。

1,466 億円

(前年度末比 118.7%)

健全性の状況

実質資産負債差額(=実質純資産額)

実質資産負債差額は、4,014億円と前年度末比増加しました。

用語説明:実質資産負債差額とは、有価証券や有形固定資産の含み損益を反映した時価ベースの資産の合計から、価格変動準備金や危険準備金など資本性の高い負債を除いた負債の合計を差し引いて算出するものです。ソルベンシー・マージン比率と並んで行政監督上の指標のひとつで、この数値がマイナスになると監督当局より早期是正措置が発動されることがあります。

4,014 億円

(前年度末比 119.5%)

お客さま本位の業務運営

当社は、金融庁が公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえ、「お客さま本位の業務運営に関する方針」を定め、常により良い業務運営の実現を目指しています。

お客さま本位の業務運営に関する方針

当社は、長期的な視野に立ち、健全な経営に徹するとともに、高い倫理観と良き企業市民意識を持ち、業務運営において、常にお客さま本位で考え抜き、お客さまに誠実かつ真摯に向き合っていくため、以下の方針を定めます。

また、当社は、常により良い業務運営を実現するため、「お客さま本位の業務運営に関する方針」を定期的に見直すとともに、本方針に基づく取り組み(業務運営)を定期的に公表してまいります。

方針1 お客さまの最善の利益の追求

当社は、高度な専門性と職業倫理を保持し、お客さまに対して誠実・公正に業務を行い、お客さまの最善の利益を図り、お客さま本位の業務運営が企業文化として定着するよう努めてまいります。

方針2 お客さまにふさわしい商品・サービス等の提供

当社は、「お客さま目線」を第一にした商品開発に取り組み、金融機関等募集代理店を通じて保険商品をご提供するとともに、お客さまが年金や保険金等をお受取りになるまで、丁寧なアフターフォローを行ってまいります。

方針3 重要な情報の分かりやすい提供および手数料等の明確化

(1) 当社は、お客さまとの情報の非対称性を踏まえ、保険商品・ サービスの提供に係る重要な情報を丁寧かつお客さまの 理解に資する方法で提供してまいります。 (2) 当社は、お客さまにご負担いただく費用や当社が募集 代理店に支払う代理店手数料等に関し、お客さまが理解 できるよう、分かりやすく情報提供してまいります。

方針4 利益相反の適切な管理および保険募集管理態勢の整備 当社は、お客さまの利益を不当に害することのないよう、当社が 定める「利益相反管理方針」および「利益相反管理規程」に基づ き、適切に利益相反のおそれのある取引を管理してまいります。

また、お客さまの利益を不当に害することのないよう、適正な保険募集管理態勢を整備してまいります。

方針 5 お客さま本位の業務運営を定着させるための社員等に 対する研修・教育等

当社は、お客さま本位の業務運営を適切に評価する態勢の構築・整備を、社員研修その他の取り組みを通じて進めてまいります。

方針に基づく取組状況

お客さま本位の業務運営について

当社は、「お客さま本位の業務運営に関する方針」を定めるとともに、本方針に対応する「当社の取組状況」を例年公表しています。また今後もお客さま本位の業務運営の状況について定期的に検証・見直しを行い、当社の全業務分野において、お客さま本位の業務運営をより一層推進してまいります。

お客さま本位の業務運営の定着を測る成果指標 (KPI)

お客さまの最善の利益の追求を目指し、お客さま本位の業務運営を企業文化として定着させるため、右記のとおり、お客さま本位の業務運営の定着を測る成果指標(KPI)を設定し、2018年2月に公表しました。

2018年度(2018年4月-2019年3月)の成果を計測し、お客さま本位の業務運営の企業文化の定着度合いを確認した結果を以降のページにて掲載します。

お客さま本位の業務運営の定着を測る成果指標 (KPI)

お客さまからのお電話のつながりやすさ (受電応答率)

お客さまからのお電話を確実にお受けできる体制 を構築するための成果指標

お客さまの疑問や問題の速やかな解消 (コールー次解決率)

お客さまからのお電話に対し、オペレーターが一度 でご要望に沿った回答ができる体制を構築するため の成果指標

代理店向け e ラーニング金融教育プログラム 累計受講講座数

当社独自の金融教育プログラムにより、金融機関代理店の募集人の金融リテラシーを向上させることで、募集人がお客さまに対し、より分かりやすく、適切な金融商品のコンサルティングが行えるようにするための成果指標

方針 1 「お客さまの最善の利益の追求」に関する取組状況

(1) お客さまの応対品質向上への取り組み

当社コールセンターの応対品質について、HDI-JapanによるHDI格付けベンチマーク「モニタリング」格付けにおいて、最高評価の三つ星を2年連続で獲得しました。2018年度三つ星獲得にあたっては、「お客さまに対して親身になり、心理的ニーズにも応え、スムーズに解決できている対応が多い」「お客さまに合わせた分かりやすい説明と、プロらしく自信に満ちた対応である」等の評価コメントをいただいています。

(2) お客さま目線のサービス強化プロジェクト

2017年12月に発足した「お客さま目線のサービス強化プロジェクト」を継続し、「カスタマーフォーカス」の意識を強化することで、お客さま本位の業務運営を企業文化として定着させるよう引き続き努めています。

(3) お客さまの声を活かす取り組み

お客さまへお届けするご案内やお知らせは、お客さまからいただいた声を基に、ご高齢のお客さまにも見やすいレイアウト、分かりやすい表現になるよう工夫しています。今後も多様なニーズにお応えするために、お客さまの声を反映した改善につなげてまいります。

方針2「お客さまにふさわしい商品・サービス等の提供」に 関する取組状況

(1) 商品開発

カスタマーサービスセンターや募集代理店を通じて、 さまざまな「お客さまの声」を把握し、お客さまのニーズ を踏まえた商品・サービスを開発しました。

保険料一時払の医療保険

高齢になるほど高まる病気やケガのリスクに備えるため、一生涯の入院・手術の保障を得られる外 貨建の終身医療保険を発売しました。

保険料一時払の年金保険

「人生100年時代」に向けて、死亡時の保障を抑え、 その分生きている他の加入者の年金額を大きくす る仕組みの終身年金保険を発売しました。

引き続き、従来の生命保険商品の概念に捉われない新たな商品・サービスの開発を目指します。

(2) お客さまサービス

・ご高齢のお客さまへのアフターフォロー

ご高齢のお客さまへのアウトバウンドコールにより、お客さまの状況やご意向を確認し、保険金支払等の未請求手続きの勧奨や、状況に応じたお手続きの勧奨などを実施しました。耳の遠いご高齢者へクリアで大きな声をお届けし、不要なノイズを削除して聞き取りやすくする音声処理装置を導入しています。

・ 各種お手続きの簡素化

お客さまに確実かつ簡便にお手続きを行っていただけるよう、お手続きに必要な書類を可能な限り少なくし、お手続き負荷の軽減に努めています。カスタマーサービスセンターへの口頭によるお申し出のみでお手続きが完了する範囲の拡大を図り、お手続き負荷の軽減に努めています。

・ご家族登録制度

事前にご家族をご登録いただくことにより、ご契約者 さまによるお問い合わせが困難になった場合にご登録 いただいたご家族がご契約者さまに代わって契約内 容や契約維持に必要な情報のお問い合わせを行うことができる「ご家族登録制度」を提供しています。

・制度利用推奨のご案内

お客さまの利便性向上のため、お客さまにカスタマーサービスセンターをご利用いただいた際は、「継続年金受取人の指定」や「ご家族の登録」等、各種サービス利用に関するご案内を実施しています。

(3) お客さまサービス (成果指標の結果)

「お客さまからのお電話のつながりやすさ」

お客さまからのお電話を確実にお受けできる体制を構築するための成果指標として、「受電応答率」を設定しています。お客さまからの入電数を予測し、オペレーターを適切に配置するよう心掛けることで、2018年度平均93.9%と、高い「受電応答率」を記録しました。

お客さまからのお電話のつながりやすさ (受電応答率)※

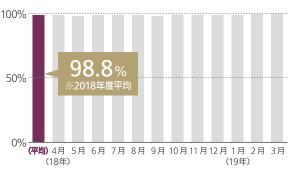


※ 金融機関代理店でご加入のお客さまについて集計

・ 「お客さまの疑問や問題の速やかな解消」

お客さまからのお電話に対し、オペレーターが一度でご要望に沿った回答ができる体制を構築するための成果指標として、「コール一次解決率」を設定しています。オペレーターの定期的な勉強会や研修を体系化し、お客さまへのご対応のスキル強化を図ることで、2018年度平均98.8%と、高い「コールー次解決率」を記録しました。

お客さまの疑問や問題の速やかな解消 (コールー次解決率)※



※ 金融機関代理店でご加入のお客さまについて集計

方針3「重要な情報の分かりやすい提供および手数料等の 明確化」に関する取組状況

・重要な情報の分かりやすい提供

新しく作成する「商品パンフレット」から順次、記載情報を絞り込み、文字数を削減することで、視認性の向上に努めています。

新しく作成する「契約概要」から順次、市場リスク(市場価格調整)を、より募集人が説明しやすく、お客さまが理解しやすいよう、文章を補足する図解を取り入れています。

生命保険協会が制定する「生命保険商品に関する適正表示ガイドライン」の改正(2018年6月)を踏まえ、「契約締結前交付書面兼商品パンフレット」および「商品パンフレット」の表紙において、当該保険商品が、①預金ではなく元本割れすることがあること、②市場金利や為替相場の変動等により損失が生じることがあることを明確に表示し、注意喚起を促す対応を行いました。

年に一回ご契約者さまへお届けする「ご契約状況のお知らせ」は、ご契約内容や確認いただきたい内容がより見やすくなるよう、ユニバーサルデザイン化を実施しています。

方針4「利益相反の適切な管理および保険募集管理態勢の 整備」に関する取組状況

当社の「利益相反管理方針」および「利益相反管理規程」に基づき、利益相反取引の有無・状況について全社的な点検・

検証を行い、各部の取引状況に問題が無いことを確認しました。生命保険協会が制定する「保険募集人の体制整備に関するガイドライン」および「募集関連行為に関するガイドライン」等の改正(2017年2月および2018年4月)を踏まえ、当社の「募集代理店コンプライアンス・マニュアル」を改定し、募集代理店に求められる留意事項や解説内容の充実を図りました。当社の募集代理店(全453店)において、2018年度代理店業務点検を実施しました。点検の結果、全店において重大な不備は無く、募集管理態勢が整備されていることを確認しました。営業と資産運用の職務を分離し、取引関係の有無や販売状況に関わらず、資産運用部門が独立して公正な投資判断を行っています。

方針 5 「お客さま本位の業務運営を定着させるための社員 等に対する研修・教育等」に関する取組状況

人事評価制度において、共通で大事にすべき思考・行動・価値観のひとつとして「カスタマーフォーカス」に関する評価項目を設定し、高いウェイトを置いています。全社員に対して当社の「行動・倫理規範」に関する e ラーニング研修を実施し(2018 年 5 月)、すべての事業取引に倫理的かつ誠実に取り組むことを周知しました。

・「金融教育プログラム累計受講講座数」(成果指標の 結果)

金融機関代理店の募集人の金融リテラシーを向上させることで、募集人がお客さまに対し、より分かりやすく、 適切な金融商品のコンサルティングが行えるようにする ための成果指標として、「金融教育プログラム累計受講 講座数」を設定しています。

当プログラムは、当社独自開発のプログラムとして2015年6月よりサービスを開始、2019年5月現在約100の講座を提供し、2018年度末時点で累計123,950講座が受講されました。導入先代理店(銀行、証券会社)においては、教育ツールのひとつとして定着しつつあります。

金融教育プログラム累計受講講座数(累計受講講座数)



商品ラインアップ

当社では、常にお客さまの目線を念頭に置いた商品開発に取り組んでいます。これからも革新的な商品 開発に努め、さまざまなニーズにお応えできる商品を提供してまいります。

新規開発商品の状況

当社では、主にシニアマーケットや法人マーケットにフォーカスした商品開発を行っており、個人向けには年金保険、終身保険等、法人向けには終身がん保険、逓増定期保険を提供しています。

年金保険については、「人生100年時代」に向けた長生きへの備えとして、2018年8月に「純粋終身年金」、2019年4月に「生存保障重視特則付指定通貨建個人年金保険」を、さらに2019年6月には、株価指数の上昇が積立金の増

加に反映される「指数連動型年金特約付指定通貨建個人年金保険」を発売しました。

終身保険等については、高齢になるほど高まる病気やケガのリスクへの備えとして、2018年7月に「外貨建一時払終身医療保険(低解約払戻金型)」を、さらに2019年6月には、死亡・高度障害に加えて介護のリスクにも備えることのできる「指定通貨建終身保険」を発売しました。

保険商品一覧

		お客さまのニーズ	保険商品
		据置期間や年金受取方法を自由に設定したい	> 積立利率金利連動型年金(AII型)
		米国の金利を活かし、ふやしてすぐに受取りたい	> 積立利率金利連動型年金(米ドル建)年金額確定特約付
	年金保険	豪州の金利を活かし、ふやしてすぐに受取りたい	積立利率金利連動型年金(豪ドル建)
	保険	死亡保障や解約払戻金を抑えて、 年金原資を大きくしたい	生存保障重視特則付指定通貨建個人年金保険
		運用成果を確保しながら積立金をふやして、 年金原資を大きくしたい	〉 指数連動型年金特約付指定通貨建個人年金保険
個人向け		米国や豪州の金利を活かし、 ふやして将来の年金を準備したい	〉 外貨建個人年金保険
け保険		ふやして家族に引き継ぎたい	〉 積立利率金利連動型終身保険
	終	契約当初から大きな死亡保障や介護保障を確保したい	〉 指定通貨建終身保険
	終身保険等	健康告知なしで、契約5年後から 一層大きな死亡保障を確保したい	予定利率金利連動型一時払終身保険 (米ドル建/豪ドル建・初期死亡保険金抑制型)
	守	家族へ上手に資産を引き継ぎたい	積立利率金利連動型生存給付金付終身保険(指定通貨建)
		一生涯、死亡保障を確保しながら 病気やケガのリスクにも備えたい	〉 外貨建一時払終身医療保険(低解約払戻金型)
保	法 人	役員・従業員が「がん」に罹患した場合の保障を 幅広くカバーしたい	〉 終身がん保険
険	向け	経営者の万一に備え、保障額が増加する商品がほしい	新 逓増定期保険

商品概要

個人向け保険

年金保険

積立利率金利連動型年金 (AⅡ型)

ご契約時点で受取年金額が確定する一時払定額年金です。年金種類は「確定年金」「保証期間付終身年金」「年金総額保証付終身年金」の3種類からライフプランに合わせて選ぶことができ、「即時払年金特則」を適用すると、ご契約の最短2ヵ月後から年金を受取ることができます。

積立利率金利連動型年金 (米ドル建) 年金額確定特約付

運用を米ドルで行い、「年金額確定特約」を付加することにより、ご契約時点で米ドルでの受取年金額が確定する米ドル建の一時払定額年金です。年金種類**は「年金総額保証付終身年金」「確定年金(期間指定型)」からライフプランに合わせて選ぶことができ、「即時払年金特則」を適用すると、ご契約の最短2ヵ月後から年金を受取ることができます。

また、「年金円支払特約」を付加することにより年金等を円で受取ることができ、さらに「新為替ターゲット特約」を付加することにより、年金受取時の為替レートが設定した為替レート(為替ターゲットレート)と同一または円安の場合には円で受取り、設定した為替レートより円高の場合には年金のお支払いをせず米ドルで据え置くことができます。

※ご契約プランにより「純粋終身年金」*1「年金総額保証付後厚終身年金」*2もお選びいただけます。

積立利率金利連動型年金 (豪ドル建)

運用を豪ドルで行い、ご契約時点で豪ドルでの受取年金額が確定する豪ドル建の一時払定額年金です。年金種類*は「年金総額保証付終身年金」「確定年金」からライフプランに合わせて選ぶことができ、「即時払年金特約」を適用すると、ご契約の最短2ヵ月後から年金を受取ることができます。

また、「年金円支払特約」を付加することにより年金等を円で受取ることができ、さらに「新為替ターゲット特約」を付加することにより、年金受取時の為替レートが設定した為替レート(為替ターゲットレート)と同一または円安の場合には円で受取り、設定した為替レートより円高の場合には年金のお支払いをせず豪ドルで据え置くことができます。

%ご契約プランにより「純粋終身年金」 *1 「年金総額保証付後厚終身年金」 *2 もお選びいただけます。

生存保障重視特則付 指定通貨建個人年金保険

死亡保障や解約払戻金を抑えることで、年金原資を大きくした指定通貨(円、米ドルまたは豪ドル)建の一時払定額年金です。据置期間中に被保険者が亡くなられた場合の死亡給付金はご契約時に設定された割合(死亡給付割合)により抑制された金額となりますが、年金受取開始時まで生存された場合の年金原資はより大きくなります。年金原資は、一時金として受取ることもできます。

指数連動型年金特約付 指定通貨建個人年金保険

毎年の株価指数(日経平均株価またはS&P500®)の上昇率に応じて安定的に積立金をふやすしくみの指定通貨(米ドルまたは豪ドル)建の一時払定額年金です。据置期間中の積立金は、基本年金原資部分の積立金(基本給付金額(一時払保険料相当額)と同額)と、毎年の指数の上昇に応じて増加する指数連動年金原資部分の積立金に分けて積み立てられます。指数の変動は1年ごとに前年比で判定され、指数が上昇していると指数連動年金原資部分の積立金がふえる一方、指数が下落しても積立金は減りません。年金原資は、一時金として受取ることもできます。

外貨建個人年金保険

運用を外貨(米ドルまたは豪ドル)で行い、被保険者が所定の年齢に達したときから毎年一定額の年金を受取ることができる外貨建の平準払定額年金です。保険料は毎回定額の円で払込み、その時の為替レートで外貨に換算されるため、ドルコスト平均法の効果が期待できます。

また、ライフプランに合わせて保険料払込の期間や方法、年金受取方法などを選ぶことができ、「年金円換算支払特約」を付加して年金等を円で受取ることや、「新為替ターゲット特約」を付加して年金受取時の為替リスクの軽減を図ることもできます。

さらに、所定の条件を満たす場合には、個人年金保険料控除の適用を受けることもできます。

*1 純粋終身年金

死亡時の年金受取保証をなくすことで、年金額を大きくした年金種類です。被保険者が亡くなられた場合、以後の年金のお受取りはありませんが、年金額はより大きくなります。

*2 年金総額保証付後厚終身年金

ご契約当初の年金額を抑えることで、その後の期間の年金額を大きくした年金種類です。 被保険者が亡くなられた場合でも、年金受取総額が一時払保険料に達するまでは、ご家族が引き続き年金を受取ることができます。

終身保険等

積立利率金利連動型 終身保険

一生涯にわたる死亡保障を確保でき、また死亡保険金には一時払保険料相当額の最低保証がある 一時払終身保険です。

積立金は一定期間*、所定の積立利率(固定利率)で運用しますので、着実に増加します。

※契約年齢 (積立利率を更改している場合は更改年齢) が50歳~69歳の場合は15年となります。契約年齢または更改年齢が70歳以上となる場合は終身となります。

指定通貨建終身保険

ご契約当初から一時払保険料を上回る死亡保障が一生涯にわたって最低保証される指定通貨(米ドルまたは豪ドル)建の一時払終身保険です。介護保険金特則を付加することで、所定の要介護状態になられたときに介護保険金**を受取ることもできます。また、解約払戻金の円換算額が、ご契約者があらかじめ設定した目標額に到達した場合、自動的に円建の終身保険へ移行する機能があります。

※介護保険金額は、基本保険金額(最低保証される保険金額)に対し、ご契約時に設定された割合(介護保障割合)を乗じた金額となります。なお、介護保険金特則の有無および介護保障割合により、基本保険金額は異なります。

予定利率金利連動型 一時払終身保険 (米ドル建/豪ドル建・ 初期死亡保険金抑制型)

契約日から5年間の死亡保障を抑えることで、以後の保障を大きくした米ドル建/豪ドル建の一時 払終身保険です。契約日から25年後(豪ドル建は20年ごと)[※]に更改する予定利率により、保険金 額の増加が期待できます。介護前払特約を付加することで、所定の要介護状態になられたときに死 亡保険金の一部または全部を介護前払保険金として受取ることもできます。また、解約払戻金の円 換算額が、ご契約者があらかじめ設定した目標額に到達した場合、自動的に円建の終身保険へ移行 する機能があります。

※契約年齢または最終の更改年齢が71歳以上(豪ドル建は81歳以上)の場合、以後の予定利率の更改はありません。

積立利率金利連動型 生存給付金付終身保険 (指定通貨建)

一生涯にわたる死亡保障を確保できるとともに、所定の期間中、生存給付金を受取ることのできる 指定通貨 (円、米ドルまたは豪ドル) 建の一時払終身保険です。生存給付金の受取人をご家族にす ることで、わずらわしい書類作成等の手続きなしで生前贈与が可能です。指定通貨が米ドルまたは 豪ドルの場合でも、「生存給付金円支払特約」を付加することにより生存給付金を円で受取ること ができます。

外貨建一時払 終身医療保険 (低解約払戻金型)

一生涯にわたる医療保障と死亡保障を確保できる外貨(米ドルまたは豪ドル)建の一時払終身医療保険です。所定の入院や手術、放射線治療を受けた場合に給付金を受取ることができるとともに、亡くなられた場合には一時払保険料相当額の死亡保険金が受取人に支払われます。日帰り入院から保障、入院給付金は通算1,095日まで受取ることができます。

法人向け保険

終身がん保険

「がん」の診断確定時から、がんによる入院・手術・退院後療養などを一生涯にわたって保障します。 また「がん」により死亡・高度障害状態になられた場合には、大型の保障があります。 役員や従業員の弔慰金・退職金の財源、企業の事業保障資金準備にご活用いただけます。

新逓増定期保険

保険料は一定のまま保険金額が所定の期間にわたって増加する定期保険です。保険期間中に死亡・ 高度障害状態になられたときは死亡保険金または高度障害保険金を受取ることができます。保険 金額が増加しますので、企業の成長とともに大きくなるリスクをカバーできます。

※商品ラインアップに記載しています年金保険・終身保険等については、86ページ以降の「特定保険商品ご検討にあたっての留意事項」を併せてご覧ください。 ※このご案内は商品の概要を説明しています。商品のご検討に際しては、当該商品の「パンフレット」「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」 「重要事項のお知らせ(注意喚起情報を含む)」ならびに「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。(2019年7月1日現在)

お客さまサービス向上への取り組み

当社では、お客さまにより一層の安心と満足をお届けするために、「お客さまの声」に真摯に耳を傾けています。お寄せいただいたお客さまの貴重なご意見等を会社の経営改善に反映させ、全社でCS (Customer Satisfaction:お客さま満足度)の向上に取り組んでいます。

相談・苦情への対応

当社では、お寄せいただいた「お客さまの声」のうち、お客さまから不満足の表明があったものを「苦情」として定義しています。

お客さまから寄せられた苦情には、迅速・適切かつ誠実にお応えし、適正な解決を図り、お客さまのご不満を解消するとともに、お客さまからの貴重なご意見として当社の業務改善につなげ、お客さまの満足度を高めることに努めています。

カスタマーサービス部 (カスタマーサービスセンター)

カスタマーサービスセンターは、お客さまからのお問い合わせ窓口となり、お寄せいただいた「お客さまの声」に、「おもてなしの心」と「プロフェッショナル意識」を持った対応をさせていただき、すべてのお客さまに「ありがとう」のお言葉をいただけるカスタマーサービスセンターを目指しています。カスタマーサービスセンターでは、ご契約いただいたお客さまの増加に伴い、定期的に人員・体制の見直しを行い、常に「迅速な対応」・「正確な案内」・「分かりやすい説明」を心掛け、研修や事例研究を通じて「お客さまの声」への対応方法の共有と向上を図っています。

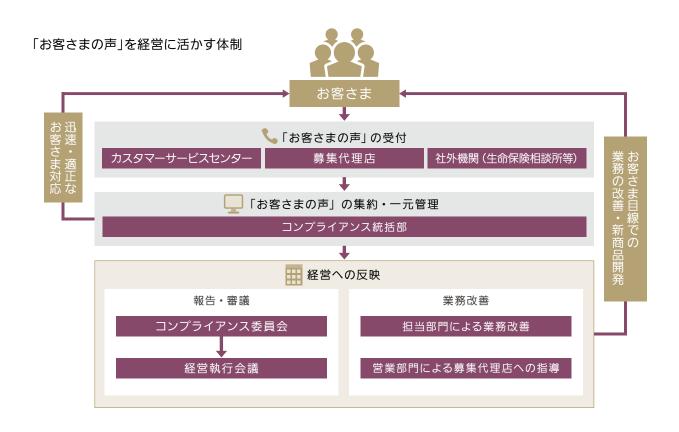
コンプライアンス統括部

お客さまからの不満足の表明は、「苦情」としてコンプライアンス統括部で一元管理しています。お寄せいただいたお客さまのご不満のお申し出に、迅速・適切かつ誠実にご対応させていただき、お客さまのご不満の解消に努めています。

コンプライアンス統括部では、お寄せいただいた「お客さまの 声」を収集し、お客さまへの対応状況を管理し、苦情の傾向や 原因を分析しています。また、再発防止策および改善策につい ては、策定内容と実施状況の確認を行っています。

コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会では、苦情等の分析および改善策策定に関するコンプライアンス状況について、委員間で認識を共有し、必要に応じた適切な対策の審議・調整・立案を行います。 審議・調整・立案した経過および結果については、委員長が経営執行会議に報告を行います。



2018年度に寄せられた「お客さまの声」(相談・照会および苦情)

①相談・照会の受付状況

お寄せいただいた「お客さまの声」のうち、相談・照会として対応 させていただいたお申し出の内容は次のとおりです。

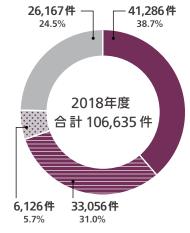
2018年度に寄せられた相談・照会件数は、106,635件となりました。

相談・照会項目としては、「保険金・給付金、契約者貸付、解約払戻金等の支払手続き」に関する件数が最も多くなっています。 お客さまからのお申し出に対する迅速な回答(お支払)ができるよう、引き続き高品質のサービス提供を目指してまいります。



- 保険金・給付金、契約者貸付、解約払戻金等の支払手続き
- 保険契約内容、現況、加入保険種類、継続相談等
- ₩ 保険料の払込、診査告知、配当金等
- 会社の経営内容、税金、公的制度、その他





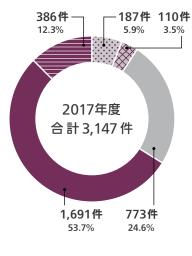
②苦情の受付状況

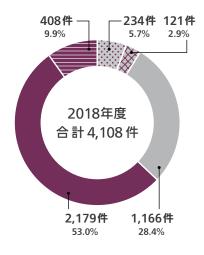
お寄せいただいた「お客さまの声」のうち、不満足を表明され、苦情として対応させていただいたお申し出の内容は次のとおりです。2018年度に寄せられた苦情件数は、4,108件となりました。

苦情項目としては、「保険金・給付金のお支払い等に関するもの」の件数が最も多く(2,179件)、そのうち、「満期保険金・年金等」に関するものが1,816件(全体の44.2%)となりました。

項目

- 訟 新契約募集に関するもの
- ご契約後のお手続き等に関するもの
- 保険金・給付金のお支払い等に関するもの
- その他





▋「お客さまの声」による改善事例



「年金お支払いのご案内」の書面について、お客さまから、「年金支払日(支払期日)に年金が振込まれていない。」「為替ターゲット特約とは?」等のお申し出をいただきました。

改善

お客さまに外貨建の年金商品における実際の年金支払日をご理解いただくために、年金お支払いの時期および為替ターゲット特約の説明文を、分かりやすく表示することとしました。 また、ご高齢の方にも見やすいように、案内書面のサイズを拡大することとしました。



「ご契約状況のお知らせ」の裏面に記載されている見本のご案内について、お客さまから、「自分以外の名前が書いてある。」「入院給付金日額5,000円と記載がある。請求ができないなら、金額を載せないでほしい。」等のお申し出をいただきました。

改善

お客さまが見本のご案内をご自身の契約と誤解されないように、見本に記載の氏名や保障内容の紛らわしい表示を改訂しました。また、裏面に記載されていた見本を別紙として新たに作成することとしました。

保険金等の支払管理態勢

保険金等の支払業務は、生命保険会社にとって最も基本的かつ重要な業務です。 当社は、支払業務の重要性を十分認識し、適切なお支払いを行うための態勢整備に努めています。

保険金等のお支払いに関する方針

当社では、保険金等のお支払いを適切に行うために、一般 社団法人生命保険協会策定の「保険金等の支払いを適切 に行うための対応に関するガイドライン」を踏まえ、業務運 営や実務対応等を適切に行うために、より詳細な規程・マ ニュアル等を定めています。これらに基づき、お客さまの信頼を得ることを常に念頭に置き、保険金等の支払業務について、公平性・健全性に留意しつつ、迅速かつ適切に遂行するよう努めています。

保険金等の支払態勢

1.2018年度における施策

当社は、お客さまからの保険金等のご請求に対して、客観的で妥当な判断と適切な支払査定業務を行う態勢の整備に努めており、2018年度においても次のような施策を実施しています。

(1) ご請求漏れ防止に向けたお客さまへの請求勧奨にあたっての 取り組み

① 保険金等のご請求申出をいただき、当社よりご請求書発送後3ヵ月間未請求となっていますお客さまについては、ご請求の確認連絡を全件実施し、ご請求漏れ防止対応をしています。

なお、お電話で連絡のつかないお客さまに対しては、書簡にてご請求勧奨をしています。

- ② 保険金等のご請求連絡受付時に名寄せ業務を行い、別契約 の有無の確認や請求手続きの説明等を実施しています。
- ③ ご請求時に提出された診断書に既往症の記載がある場合、過去の給付金等の支払歴を確認し、支払歴のない場合は、お客さまに確認のご連絡をし、ご請求漏れ防止対応をしています。

(2) お客さまへのご説明・情報提供の充実に向けた取り組み

- ①「保険金等をもれなくご請求いただくために」および「保 険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合 の具体的事例」を当社ホームページへ掲載しています。
- ② 満期・年金等のご請求書について、宛先不明等で返送されたご案内については市役所等への住所照会を実施しています。

(3) 保険金等の支払管理態勢の強化に向けた取り組み

- ① 保険金等の支払に関する規程、各種マニュアル等について、見直しを実施し、支払査定業務の標準化・迅速化への対応を図っています。
- ② 保険金等支払業務に関するシステムを活用し、ダブル チェック体制により、適切な保険金等支払管理態勢の強 化に努めています。

(4) 商品の見直し・商品開発にあたっての取り組み

お客さまに分かりやすく安心感のある商品の開発を目指すと 同時に、商品内容を十分ご理解いただけるよう、「ご契約の しおり・約款」の平明化に取り組んでいます。

(5) システム面での整備、強化に向けた取り組み

保険金等の迅速かつ適切なお支払いを実現するために、各種 システム対応を図っています。

本年度においては、保険金等の支払査定に関するシステムの メンテナンスを適時行い、より一層の改善を図っています。

(6) 支払管理態勢の適正性の確保に向けた取り組み

- ① 保険金等の支払状況、お客さまからのお問い合わせ内容 や苦情発生状況等、お支払いに関する業務全般を定期的 に経営陣に報告し、支払管理部門を指導・監督する態勢を 構築しています。
- ② 支払査定部門が行った請求事案についてはコンプライアンス部門において再検証を実施しています。
- ③ 災害時等における保険金等支払業務の継続を目的に、東京 と福岡の2拠点で支払査定業務を実施しています。

2. お申し出・お問い合わせへの対応

保険金等の請求に関するお問い合わせ窓口をカスタマーサービス センターフリーダイヤルに集中させ、当社専門のスタッフが対応す ることで、迅速かつ適切なご案内が遂行できるよう努めています。

3. 保険金等をお支払いできない場合について

当社ホームページに保険金等をお支払いできない場合の事例集を掲載し、お客さまにご理解をいただけるよう情報提供に努めています。 また、査定の結果お支払いできない場合におきましても、お客さまにその理由をご理解いただけるよう、分かりやすい「お知らせの内容」となるよう努めています。

今後もお客さまに、より一層の信頼をいただけるよう、迅速かつ適切な支払業務を遂行すべく、業務の改善に努めてまいります。

コーポレート・ガバナンスの状況

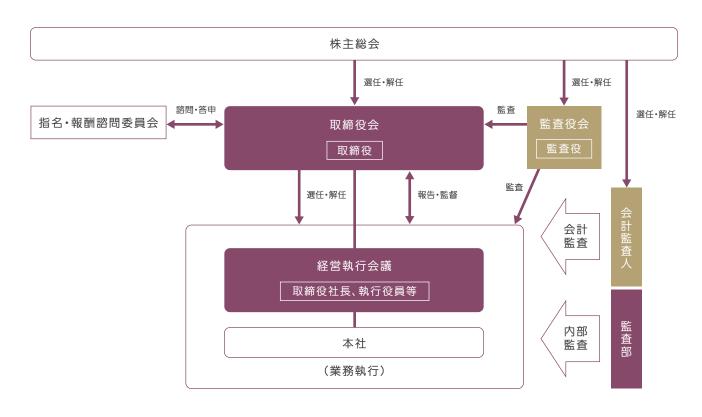
当社は社会性・公共性の高い生命保険会社として、「コンプライアンス(法令等遵守)」、「リスク管理」の重要性を十分認識し、健全で安全性の高いビジネス・プロセスを遂行することを経営の最重要課題に掲げ、経営の適正性、透明性を確保する観点から、コーポレート・ガバナンスの強化・充実、およびその継続的な発展に努めています。

コーポレート・ガバナンス体制

当社の取締役会は、法令または定款に定めるもののほか、 経営方針やその他の経営に影響を与える重要事項を決定 するとともに、取締役は、取締役会を通じて取締役および 執行役員の業務執行を監督しています。また、当社は監査 役制度を採用しており、監査役は取締役会をはじめとす る重要な会議への出席や、業務および財産の状況調査等 を通じて、取締役および執行役員の職務遂行を監査して います。その他、重要な業務執行や経営上の重要事項につ いて審議・決定することを目的として、取締役社長、執行役員および指名された者をもって組織する経営執行会議を設置しており、取締役の迅速かつ的確な意思決定をサポートしています。

なお、当社では「内部統制システムの基本方針」を定めて おり、本方針に基づいた体制の整備、所要の措置を講じて います。

コーポレート・ガバナンス体制図



コンプライアンス (法令等遵守) への取り組み

当社は、「行動・倫理規範」をはじめ、各種社内規程およびコンプライアンス推進体制を整備し、お客さまや社会に対する信頼確保に向けた取り組みを積極的に推進しています。

コンプライアンスの推進

当社において、コンプライアンスとは、狭義の法令にとどまらず、あらゆる社会規範を遵守すること、そしてお客さま・社会の信頼に応え、誠実に仕事をしていくことと考えており、コンプライアンスを経営の最重要事項のひとつと位置付

けています。

また、当社の行動・倫理の基本原則である「行動・倫理規範」を定め、全社員に対してコンプライアンスに則り、行動することを求めています。

行動·倫理規範

当社は、お客さまとそのご家族から信頼される会社であり続けるために、役員・社員が高い倫理観に基づき実践すべき行動を示した行動・倫理規範を定めます。役員・社員は本行動・倫理規範を遵守し、誠実に業務を遂行します。

お客さまへの責任

お客さまの目線を第一にした商品開発に取り組み、お客さまのニーズにあった商品や高品質なサービスを災害時も 含め安定的に提供し続けます。また、お客さまからのご負 託に応えるため、資産の長期性・安定性・収益性に留意し た資産運用を行います。

お客さま・社会とのコミュニケーション

お客さまや社会に対して、適宜適切な情報開示、わかりやすい説明を行います。また、お客さまの声に真摯に耳を傾け、貴重なご意見として業務改善に反映させます。

適切な情報管理

お客さまの情報、取引先に関する情報、会計情報など当社が 保有するすべての情報を法令等に従い適切に取扱うととも に、それらの情報を正確に記録・保存し、厳正に管理します。

リスク管理の徹底

健全かつ適切な業務運営を確保し、企業価値を高めていくため、リスク管理態勢を構築の上、適切にリスクを管理します。

法令等の遵守

国内外の法令や社内規程を遵守するとともに、高い倫理観に基づき公正、公平な良識ある行動をとります。

反社会的勢力の排除等

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対

しては、断固たる態度で対応し、反社会的勢力との関係を 遮断し、排除します。また、テロ資金供与やマネー・ローン ダリングを防止するため、取引時確認等を徹底します。

インサイダー取引の禁止

業務上知り得た未公表の重要情報を業務上あるいは私 的な資産運用に利用せず、当該重要情報を厳格に管理し ます。

利益相反行為等の禁止

当社グループ会社とお客さまの間、当社のお客さま同士の間などの利益相反によってお客さまが不当に害されないよう、利益相反行為を管理します。また、会社資産の私的利用、過剰な接待や贈答、国内外の公務員への利益提供などは行いません。

通報制度等の整備

倫理上困難な状況に遭遇した時や法令違反等の疑念を 抱いた時は、上司・同僚・担当部門に相談、問題提起をし ます。さらに、通報窓□を整備し、問題の早期発見、解決 を目指します。また、把握した問題については、徹底した 原因究明と再発防止策を実行します。

働きやすい環境の整備

人権の尊重に加え、ダイバーシティの推進に取り組み、多様な価値観を持った社員を認め、社員それぞれが最大限の能力を発揮できる職場環境を整備します。

社会に対する貢献

社会の一員として、社会貢献活動に積極的に取り組みます。また、事業活動においては、省資源・省エネルギーの推進等環境問題に取り組みます。

コンプライアンス態勢

当社は、コンプライアンス重視の企業風土を確立し、また、コンプライアンスを一元的に管理・監督することを目的として、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、全社的なコンプライアンスを統括する部署としてコンプライアンス統括部を設置しています。

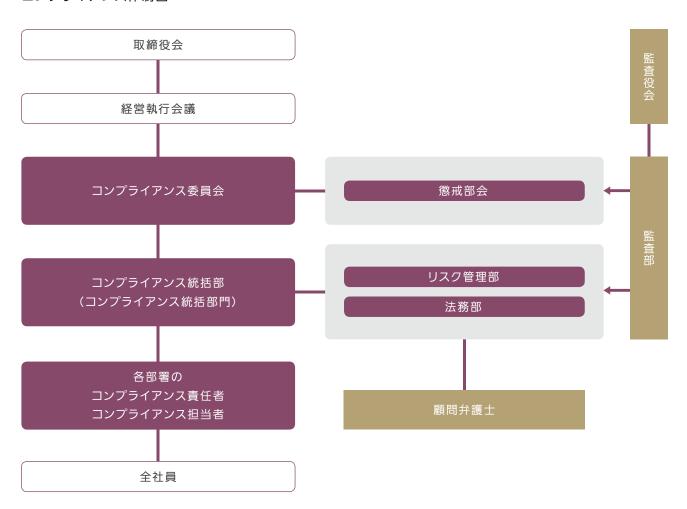
コンプライアンス統括部では、不祥事件や苦情が一元的に報告される体制をとるなど、全社的なコンプライアンスに関する情報の把握に努めるとともに、各部署に配置されるコンプライアンス責任者やコンプライアンス担当者とともに、全社のコンプライアンスに係る取り組みを推進・支援し

ています。

また、当社は、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画として、取締役会において「コンプライアンス・プログラム」を策定し、各部署では「コンプライアンス・プログラム」を踏まえたコンプライアンスに係る取り組みを進めています。

さらに、全社員が遵守すべき法令等の解説などをまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、コンプライアンス研修等を通じて、全社員に対するコンプライアンスの周知・徹底を図っています。

コンプライアンス体制図



勧誘方針

当社は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、次のとおり勧誘方針を定めています。

勧誘方針

当社は、お客さま一人ひとりのパートナーとして、より一層信頼していただける保険会社を目指しています。生命保険をお勧めするにあたっては、法令等を遵守し、お客さまの立場にたった適正な募集活動を実践し、お客さまに良質なサービスと商品を提供することをお約束いたします。

法令等の遵守を徹底します。

勧誘活動にあたっては、コンプライアンス (法令等遵守) の精神を徹底 し、保険業法をはじめとする関係諸法令を遵守し、適正な募集活動に 努めます。

お客さまの状況を考慮した適切な勧誘に努めます。

お客さまの金融商品に関する知識、ご加入の目的、財産の状況などお客さま一人ひとりの状況を十分ふまえたうえで、お客さまご自身の判断により最適な商品をお選びいただけるよう、コンサルティングセールスを徹底いたします。未成年者、特に15歳未満の方を被保険者とする保険契約については、社内規則においてお引受けする保険金の限度額を定めるなど、モラルリスクを排除、抑制する観点から適切な募集に努めます。

また、商品内容やご契約に関する重要な事項については、「契約概要」 「注意喚起情報」などを活用して分かりやすくご説明し、十分な理解を 得られるよう常に努力いたします。

勧誘にあたっては時間や場所への十分な配慮をいたします。

お客さまを訪問する場合やご連絡をする際には、お客さまの立場にたって、時間帯や場所などに十分に配慮いたします。

反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。

暴力団等の市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは関係を持たず、反社会的勢力に接した場合には、断固たる態度で対応いたします。

生命保険募集人に対する教育・研修の充実に努めます。

お客さまに信頼されることを第一と考え、十分なコンサルティングができるよう、生命保険募集人への教育・研修体制の強化・充実に努めます。

お客さまの情報は厳正なお取り扱いをいたします。

お客さまの情報につきましては、適正な管理・利用と保護を徹底いた します。

お客さまのご意見・ご要望にお応えします。

ご契約後のアフターフォローには万全を尽くし、また、ご意見・ご要望等に 的確に対応できるようカスタマーサービスセンターを設置しております。

利益相反管理方針

当社では、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、「利益相反管理方針」および「利益相反管理規程」を定め、 利益相反を管理するための体制を整備しています。

利益相反管理方針 (概要)

1. 利益相反管理の対象となる取引と特定方法

「利益相反」とは、当社等とお客さまとの間、当社等のお客さま相互間において利益が相反する状態をいいます。当社では次の①および②に該当する取引を利益相反のおそれのある取引(以下、「対象取引」といいます。)とし、利益相反管理の対象といたします。

- ① お客さまの利益を犠牲にして当社等の利益をはかる取引、あるいは 一方のお客さまの利益を犠牲にして他方のお客さまの利益をはかる 取引であって
- ② 上記取引がお客さまとの間の契約上または信義則上の地位に基づく 義務に反すること

当社の利益相反管理統括者は、お客さまから頂いた情報を基に、当社等のレピュテーションに対する影響がないか等の事情を総合的に考慮し、お客さまとの取引が対象取引に該当するかどうかについて特定いたします。

2. 対象取引の類型

当社は、お客さまとの取引が対象取引に該当するかどうかについて、個別の取引実態に照らして判断いたします。また、次の①から⑤の取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- ①お客さまと当社等の利害が対立する取引
- ② お客さまと当社等が同一の業務を行っている場合の当該業務に関す

る取引

- ③ お客さまとの関係を通じて取得した情報を利用して当社等が利益を 得る取引
- ④ お客さまよりも他のお客さまの利益を優先する取引
- ⑤ お客さまと他のお客さまとの間で競合する取引

3. 利益相反管理の体制

当社は、法務部長を利益相反管理統括者とします。利益相反管理統括者は、当社等の情報を集約し、利益相反を一元的に管理し、統括いたします。 また、利益相反管理統括者は、当社の役員および社員に対し、本方針および関連法令等について研修・教育等を実施し、利益相反管理体制について周知・徹底いたします。

4. 利益相反管理の方法

当社は、利益相反の特性に応じ、次の①から②の管理方法およびその他適切な措置を選択し、組み合わせることにより利益相反を管理いたします。

- ① 利益相反を発生させる可能性がある情報の遮断
- ②対象取引または当該お客さまとの取引の条件または方法の変更
- ③対象取引または当該お客さまとの取引の中止
- ④ お客さまへの利益相反事実の開示およびお客さまの同意

反社会的勢力との関係遮断のための 基本方針等

当社は、「反社会的勢力対応に関する基本方針」を定め、反社会的勢力との関係遮断のための基本原則等を明確化し、また、「反社会的勢力対応に関する規程」を定め、反社会的勢力への対応に関する具体的方策を明確化し、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢を整備しています。体制面では、コンプライアンス統括部を反社会的勢力との関係遮断に関する統括部署と位置付け、平素から警察などの外部専門機関と連携する他、反社会的勢力に関する情報の一元管理に努めています。また、不当要求等の事案が発生した際には、コンプライアンス統括部が中心となり、経営層を含めて組織的に対応する体制を構築しています。保険取引においては保険約款に暴力団排除条項を導入するとともに、保険取引以外においては契約書に暴力団排除条項を規定し、反社会的勢力との取引の未然防止に努めています。万一、取引の相手方が反社会的勢力と判明した場

金融ADR制度·指定紛争解決機関

金融ADR制度とは、生命保険契約等に関連する苦情・トラブル等の解決にあたり、裁判ではなく、中立・公正な第三者(指定紛争解決機関)が介在し、解決を図るための制度です。

当社は、保険業法に基づき、指定生命保険業務紛争解決機関である「一般社団法人生命保険協会」と紛争解決等業務の利用に関する手続実施基本契約を締結しています。

「一般社団法人生命保険協会」の生命保険相談所では、生命保険会社と保険契約者間で話し合いをしても苦情等の解決が図れない場合のために、中立・公正な立場から裁定(紛争解決支援)を行うことを目的に「裁定審査会」を設けています。

「裁定審査会」のご利用にあたっては所定の手続きが必要となりますので、詳細につきましては、「一般社団法人生命保険協会」のホームページをご覧ください。

「一般社団法人生命保険協会」生命保険相談所

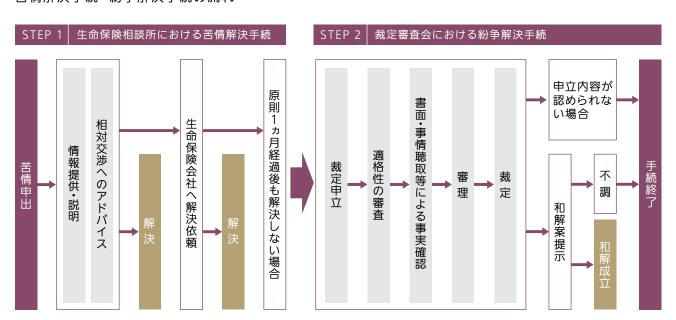
〒 100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル 3F (生命保険協会内)

TEL: 03-3286-2648

受付時間:9:00~17:00 (土曜・日曜、祝日、年末年始を除く) ホームページ https://www.seiho.or.jp/contact/index.html

苦情解決手続・紛争解決手続の流れ

合には、速やかな取引解消等に努めます。



個人情報の保護について

当社は、お客さまの個人情報の適正な取扱いおよび保護の重要性を認識し、個人情報保護管理態勢の確立、強化に取り組んでいます。

個人情報の保護および管理に関する取り組み

法令・諸規程の遵守

当社は、「個人情報の保護に関する法律」や「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」をはじめ、個人情報保護委員会、金融庁や生命保険協会が個人情報の保護のために定める各種ガイドラインおよび実務指針等に準拠した「個人情報の保護および管理に関する規程」等の諸規程を整備し、お客さまの個人情報の管理を行っています。

組織的な保護・管理体制

当社は、「個人情報の保護および管理に関する規程」等の諸規程を確実に遵守するために、「個人情報統括管理責任者」(コンプライアンス統括部担当役員)を置き、個人情報の保護および管理に関して全社横断的に統括する役割と責任を「コン

プライアンス統括部」に課しています。また、本社の各部署に「個人情報管理者」を置き、各部署においても個人情報を適正に管理しています。さらに、個人情報の取扱状況を確認するため、定期的に点検および監査を実施しています。その他、「外部委託に関する規程」を整備し、当社の外部委託先についても、定期的に個人情報の管理状況を点検しています。

継続的な社員教育

当社は、個人情報の保護および管理に関する態勢強化のために、全社員を対象に教育・研修等を実施するなど、個人情報の保護および管理に対する全社員の意識向上の取り組みを継続的に行っています。

当社は、以下のとおり、当社の個人情報保護に関する考え方や取扱方針、開示・訂正請求の方法等を「個人情報保護方針」に定め、当社ホームページ等で公表しています。

個人情報保護方針

当社は、お客さまの個人情報の保護を重要な責務として認識し、「個人情報の保護に関する法律」(以下、「個人情報保護法」といいます。)、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)、保険業法等の関係法令等を遵守し、個人情報の適正な管理・利用と保護に努めてまいります。

1. 利用目的

当社は、お客さまの個人情報を、以下の目的のために、業務の遂行上必要な範囲で利用し、それ以外の目的には利用いたしません。

- (1)各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理 (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4)その他保険に関連・付随する業務

上記に関わらず、個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のほか番号法で認める範囲でのみ利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

2. 収集・保有する情報の種類

当社は、利用目的を達成するために必要な範囲で、お客さまの住所・氏名・生年 月日・性別・健康状態・職業・個人番号等について収集・保有いたします。また、 当社が提供する各種サービスに関連し、必要な情報のご提出をお願いする場合 があります。

3. 情報の収集方法

当社は、法令等に従い、適正な方法により個人情報を収集します。主な収集方法は、申込書・契約書やアンケート等の書面による収集方法やインターネット・ 郵送・お電話等を通じて収集する方法があります。なお、お電話につきまして は、通話内容を録音させていただく場合があります。

4. 情報の安全管理措置

当社は、お客さまの情報を正確かつ最新の状態にするために適切な措置を講じます。また、当社は、お客さまの情報への不正なアクセス、情報の紛失、漏洩、毀損等のリスクに対して必要かつ適切な安全措置を講じるよう努めます。 さらに、当社の従業者ならびに個人情報を取扱う委託先において、お客さまの情報が安全に管理されるよう適切に監督いたします。

5.情報の提供

当社は、以下の場合を除き、お客さまの個人情報を外部へ提供いたしません。 (1)お客さま本人の同意がある場合

(2) 法令に基づく場合

- (3) 人の生命、身体または財産の保護のため必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める 事務を遂行することに対して協力をする必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (6)「1. 利用目的」に記載の目的のために、業務を委託する場合
- (7) お客さまの保険契約内容を一般社団法人 生命保険協会に登録する等、 生命保険制度の健全な運営に必要な場合
- (8) グループ会社による経営管理ならびに各種商品・サービスのご案内など、 親会社その他のグループ会社との間で共同利用する場合
- (9) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求その 他必要な範囲内で、再保険会社に提供する場合

上記に関わらず、個人番号については、番号法で認める場合を除き、外部へ 提供することはありません。

6. 情報の開示・訂正・利用停止・消去

当社は、お客さまから自身に関する情報の開示・訂正・利用停止・消去等のご依頼があった場合には、ご本人であることを確認したうえで、特別の理由がない限り速やかに対応し、文書にて回答させていただきます。

また、ご本人以外の代理人からのご請求の場合には、その代理権の存在を示す資料 (委任状など)のご提出を必要とします。なお、お客さまの情報を開示する場合、別途定める手数料をいただくことがあります。これらの具体的な請求手続等については、下記のくお問い合わせ先>までご連絡ください。

7. 個人情報の保護に関する改善

当社は、お客さまの個人情報を適正に管理・利用し、保護に努めるため、本方針のほか必要な規則等を策定し、これを当社の従業者等に周知徹底させるとともに、継続的に改善いたします。

8. 個人情報に関するご意見、ご要望、ご照会等のお問い合わせ先

<お問い合わせ先>カスタマーサービスセンター

②○。 0120-817-024 お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応 のため通話を録音させていただいております。

受付時間:月~金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9:00~午後5:00

リスク管理への取り組み

健全かつ適切な業務運営を確保するため、リスク管理の強化に取り組んでいます。

生命保険会社を取り巻く経営環境は常に変化し、複雑かつ多様なリスクを抱えています。そのようなリスクを的確に把握・分析し、適切に管理していくことは、お客さまの信頼に応え企業価値を高めていくための重要な経営課題であると認識しています。このような認識の下、ERM(エンタープライズ・リスク・マネジメント)フレームワークに基づき、リスクを適切に管理する態勢を整え、健全かつ適切な業務運営に役立てています。

リスク管理の基本方針、規程等

リスク管理の基本方針やリスク管理の組織・役割は、取締役会が定めた「リスク管理方針」に明記され、全役職員への周知徹底が図られています。本方針は、当社の事業環境および経営戦略に対する認識を確認するとともに、リスク選好に関する基本的姿勢を明らかにしています。

また、リスクの定義や詳細なリスク管理手法等に関しては、リスク領域ごとの「領域別リスク管理規程」、および領域別リスク管理に係る基本事項や共通事項を定めた「リスク管理基本規程」を経営執行会議にて定めています。

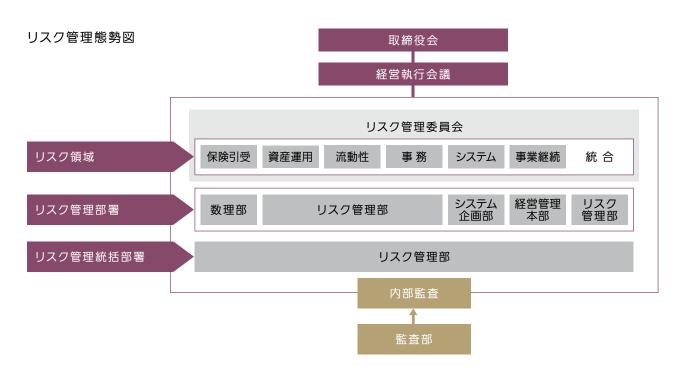
リスク管理態勢

ERMフレームワーク

リスク管理にあたっては、取締役会・経営執行会議の指示の下、リスク管理委員会が各種リスクの特性に応じた詳細なリスク把握・分析を実施し、各種リスクが全体として経営におよぼす影響について統合的に管理しています。リスク管理部署およびリスク管理統括部署は、牽制機能の確保を図る観点より営業や資産運用等の収益部門から独立した組織で、領域別リスクの把握、モニタリングの遂行、規程・マニュアルの整備、リスク計量手法の精緻化、管理手法の高度化等に取り組んでいます。

これらのリスク管理の状況は、経営執行会議・取締役会へ 報告する態勢としています。

さらに、こうしたリスク管理の運営状況に関して、監査部が 検証等を行い、牽制機能の強化を図っています。



主なリスクと管理態勢

1. 統合リスク

統合リスクとは、企業価値毀損の可能性を全社横断的・総合的に管理するリスク領域をいいます。当社は事業運営にあたって直面するさまざまなリスクを横断的・総合的に評価し、リスク選好指標の定量管理、ストレステストによる影響分析、リスク・レジスター制度による重要度に応じたリスク管理等を行っています。

(1) リスク選好指標の定量管理

「リスク管理方針」の定める基本的姿勢の下、健全性や収益性等の観点で設定 したリスク選好指標を管理しています。また許容可能なリスク水準および超過 した場合の対応を明確にしたうえで、定期的にモニタリングを行っています。

(2) ストレステストによる影響分析

大規模な自然災害や市場の大きな混乱等のストレス・シナリオに基づくストレステストを定期的に行い、通常の予測を超えたリスクの把握に努めています。また、中期的な経営計画や新商品導入等に伴うリスク指標の将来推移について、ストレス・シナリオが顕在化した場合の影響に関する分析を適宜行い、経営戦略上の意思決定に役立てています。

(3) リスク・レジスター制度による重要なリスクの管理

蓋然性および影響度から特に重要度の高いリスクを特定し、リスク・レジスター制度による重要リスクの一元的管理・評価を行うことで予防的なリスク管理態勢の強化に努めています。

なお当社では、リスク管理の適切性と現在および将来にわたるソルベンシーの十分性の自己評価を定期的に行い、その結果に基づきORSA*レポートを作成しています。 * ORSA: Own Risk and Solvency Assessment (リスクとソルベンシーの

2. 保険引受リスク

自己評価)

保険引受リスクとは、社会情勢等により保険事故の発生率等が保険料率設定時の予測に反して変動することで、会社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、保険料率設定時の予定死亡率と実際の保険事故発生率等を比較・分析するとともに、契約選択・支払査定に関わるリスク、保険契約群団の経済的価値や収益性に係るリスクを定期的に分析する等のリスク管理を行っています。また、当社では健全性維持・収益の安定化等を目的として、引き受けた契約の一部について、再保険による引受リスクの分散を行っています。再保険の利用にあたっては、再保険会社の選定において、指定格付機関の格付け等に基づき、十分な保険財務力を有する会社を選定するよう努めています。また、従来から良好な取引を継続している再保険会社に加え、引受能力が高く、財務内容のより良い再保険会社を新規に開拓する等、常に最良の再保険カバーを入手できるよう取り組んでいます。

3. 資産運用リスク

資産運用リスクとは、投融資活動に伴うリスクであり、ALM*リスク、市場リスク、信用リスクおよび不動産投資リスクに分類されます。

当社では、お客さまに対し、長期にわたり経済的な保障を確実に提供すべく、 長期安定的な資産運用を第一義としており、その方針に合致した資産運用リスク管理を実施しています。

* ALM: Asset Liability Management (資産負債総合管理)

(1) AI M リスク

ALMリスクとは、資産と負債との金利または期間等のミスマッチを原因とし、会社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、ALMリスクの主要なリスクファクターである金利変動リスクについて、通貨ごとに資産・負債の感応度の差に許容幅を設定し、コントロールを行っています。また、金利変動リスクを含め、各通貨建資産・負債、株式等を合わせた総合的なALMリスクについては、リスク量やリスク構成の変化をモニタリングすることにより、適切なALMリスク管理が行われているかを確認しています。

(2) 市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等、さまざまな市場の変動により、保有する資産の価値が変動し、会社が損失を被るリスクをいいます。当社では、有価証券等の市場価格変動性を一元的に把握するとともに、あらかじめ設定した制限の範囲内で資産運用が行われていることを定期的に確認し、過大な損失の発生を抑制しています。

また、想定を超えるような急激な金利上昇や為替相場の大幅な変動等に 基づくストレステストを実施することにより、運用資産の市場変動特性等 のリスク状況を把握し、資産の健全性確保に役立てています。

(3) 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、会社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、貸付金・債券・株式等について、厳格な分散投資ルールに基づき、与信先ごとに信用度に応じた与信上限を設けるとともに、特定の資産種類や業種についても制限を設定し、信用リスクが過度に集中しないようにコントロールしています。

(4) 不動産投資リスク

不動産投資リスクとは、賃貸料等の変動等により不動産に係る収益が減 少する、または市況の変化等を要因として不動産価格自体が低下して会 社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、投資額に制限を設けるとともに、評価額および収益性が一定 水準以下に低下した物件につき、売却を含む対応方針を策定し、定期的 に進捗を確認する等の管理を実施しています。

4. 流動性リスク

流動性リスクとは、保険料収入の減少、解約払戻金支出の増加、巨大災害での資金流出等により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常より著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)と、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)をいいます。

当社では、日次のキャッシュフローやその予測誤差等のモニタリングを行い、 保険負債の特性に応じて流動性の高い資産の保有下限を設定するとともに、 低流動性資産や会計上の制約を伴う資産の保有上限リミットを設定すること により、流動性リスクの軽減を図っています。

5. 事務リスク

事務リスクとは、社員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、お客さまおよび会社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、各業務における事務リスクを将来的な損失の発生可能性と影響度の面から把握、評価するとともに、実際に顕在化した事務リスクの事象については、事象の発生原因等を詳細に分析し、再発防止策を徹底することで事務リスクの抑制に努めています。

また、規程・マニュアルの適切な整備を進め、リスク定量化との連携を図りながら、事務リスクの管理・軽減に努めています。

6. システムリスク

システムリスクとは、コンピュータ・システムのダウンや誤作動等、システムの不備あるいはコンピュータの不正使用等によってお客さまおよび会社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、システムリスクを軽減させるために、業務部門のEUC*管理プロセスの改善に努めています。また、データのバックアップを定期的に行い、2017年より発足のCSIRT*チームによるサイバーセキュリティ対策の強化、セキュリティシステムを厳格化する等の対策を実施しています。

これらと並行して、システム障害が発生する等リスクが顕在化した際の対応手順を明確化し、継続的改善を行いリスクの低減を図っています。

また、システムを定期的にモニタリングしており、その円滑な運用を実現するとと もに情報漏えい対策の強化にも継続的に取り組んでいます。

さらに、定期的にシステムリスクアセスメントを実施することで、潜在的なシステムリスクを管理、抑制しています。

* EUC: End User Computing

* CSIRT: Computer Security Incident Response Team (コンピュータ セキュリティインシデント対応チーム)

7. 事業継続リスク

事業継続リスクとは、自然災害や火災、事故およびサイバー攻撃等に起因した 緊急事態により、会社の重要な事業活動が中断あるいは大きく阻害されること で損失を被るリスクをいいます。

当社では、地震・火災等不測の事態に備え、2014年に福岡本社を設立しました。加えて、サイバー攻撃や新型インフルエンザ等パンデミック (感染症の世界的流行)を想定した対応計画を定めるとともに、システムのバックアップ態勢の整備、発生確率の高いシナリオを想定した机上訓練 (Table-Top Exercise) やモックディザスター (模擬災害) 型訓練の実施等、緊急時における被害や業務の中断を最小限のものとし、当社の社会的責任を果たすべく事業継続性が確保できるよう取り組んでいます。

資 料 編

目次

. 保険会社の概況及び組織	V - 10	経常利益等の明細(基礎利益)56
I - 1 沿革 ······30	V - 11	会社法による会計監査人の監査について57
- 2 経営の組織 31	V - 12	代表者の財務諸表に関する適正性及び内部監査
-3 オフィス一覧31		の有効性の確認57
-4 資本金の推移		
- 5 株式の総数32	VI . 業務の	状況を示す指標等58
-6 株式の状況32	VI - 1	主要な業務の状況を示す指標等58
(1) 発行済株式の種類等32		(1) 決算業績の概況58
(2) 大株主32		(2) 保有契約高及び新契約高58
- 7 主要株主の状況 32		(3) 年換算保険料
-8 役員一覧33		(4) 保障機能別保有契約高59
- 9 会計監査人の名称		(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有
- 10 従業員の在籍・採用状況33		契約高60
I - 11 平均給与(内勤社員) ······33		(6) 契約者配当の状況60
I - 12 平均給与(営業社員) ······33	VI - 2	保険契約に関する指標等61
		(1) 保有契約増加率61
. 保険会社の主要な業務の内容33		(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金
- 1 主要な業務の内容33		(個人保険)61
II - 2 経営方針 ······33		(3) 新契約率(対年度始)61
		(4) 解約失効率(対年度始)61
. 直近事業年度における事業の概況 ・・・・・・・・・34		(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約)…61
Ⅲ - 1 直近事業年度における事業の概況34		(6) 死亡率(個人保険主契約)61
III - 2 契約者懇談会開催の概況 ······34		(7) 特約発生率(個人保険)61
III - 3 相談・苦情処理態勢、相談 (照会、苦情) の件数、		(8) 事業費率(対収入保険料)62
及び苦情からの改善事例34		(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再
Ⅲ - 4 契約者に対する情報提供の実態		保険を引き受けた主要な保険会社等の数 …62
III - 5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法 …34		(10) 保険契約を再保険に付した場合における、
Ⅲ - 6 代理店教育・研修の概略34		再保険を引き受けた保険会社等のうち、
III - 7 新規開発商品の状況 ······35		支払再保険料の額が大きい上位 5 社に
- 8 保険商品一覧35		対する支払再保険料の割合62
Ⅲ - 9 情報システムに関する状況35		(11) 保険契約を再保険に付した場合における、
Ⅲ - 10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況35		再保険を引き受けた主要な保険会社等の
		格付機関による格付に基づく区分ごとの
Ⅳ . 直近 5 事業年度における主要な業務の状況を示す指標36		支払再保険料の割合62
		(12) 未だ収受していない再保険金の額62
Ⅴ.財産の状況36		(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の
V - 1 貸借対照表 ······36		区分ごとの、発生保険金額の経過保険料
V - 2		に対する割合62
V - 3 キャッシュ・フロー計算書 ······45	VI - 3	経理に関する指標等63
∨ - 4 株主資本等変動計算書 ·······46		(1) 支払備金明細表63
V - 5 債務者区分による債権の状況 ······48		(2) 責任準備金明細表63
V - 6 リスク管理債権の状況 ······48		(3) 責任準備金残高の内訳63
V - 7 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況 …48		(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の
∨ - 8 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・		積立方式、積立率、残高(契約年度別) …63
マージン比率)・・・・・・48		(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金
V - 9 有価証券等の時価情報(会社計) ······49		等の額を最低保証している保険契約に係る
(1) 有価証券の時価情報49		一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、
(2) 金銭の信託の時価情報50		その計算の基礎となる係数64
(3) デリバティブ取引の時価情報50		(6) 契約者配当準備金明細表64

	(7) 引当金明細表65	VI -	5	有価証券等の時価情報(一般勘定)77
	(8) 特定海外債権引当勘定の状況65			(1) 有価証券の時価情報(一般勘定)77
	(9) 資本金等明細表65			(2) 金銭の信託の時価情報(一般勘定)77
	(10) 保険料明細表65			(3) デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計
	(11) 保険金明細表65			適用・非適用分の合算値)(一般勘定)…77
	(12) 年金明細表65			
	(13) 給付金明細表66		Д	±の運営81
	(14) 解約返戻金明細表66	VII. 床映 VII-		Uスク管理の体制81
	(15) 減価償却費明細表			
	(16) 事業費明細表	VII -	_	コンプライアンス(法令等遵守)の体制 …81
	(17) 税金明細表66	VII -	3	法第百二十一条第一項第一号の確認(第三分野
	(18) リース取引66			保険に係るものに限る。)の合理性及び妥当性 …81
	(19) 借入金等残存期間別残高	VII		金融 ADR 制度・指定紛争解決機関について …81
VI - 4	資産運用に関する指標等(一般勘定)67	VII -	5	個人情報の保護について81
VI I	(1) 資産運用の概況 (一般勘定)67	VII -	6	反社会的勢力との関係遮断のための基本方針 …81
	(2) 運用利回り (一般勘定)69			
	(3) 主要資産の平均残高(一般勘定)69	Ⅷ. 特別	勘定	Eに関する指標等81
	(4) 資産運用収益明細表(一般勘定)69	VIII -	1	特別勘定資産残高の状況81
	(5) 資産運用費用明細表(一般勘定)70	VIII -	2	個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定
	(6) 利息及び配当金等収入明細表(一般勘定)…70			資産の運用の経過81
	(7) 有価証券売却益明細表(一般勘定)70	VIII -	3	個人変額保険及び個人変額年金保険の状況 …83
	(8) 有価証券売却損明細表(一般勘定)70			
	(9) 有価証券評価損明細表(一般勘定)70	IX.保険	会社	t及びその子会社等の状況85
	(10) 商品有価証券明細表(一般勘定)70	X -	1	保険会社及びその子会社等の概況85
	(11) 商品有価証券売買高(一般勘定)70	X -	2	保険会社及びその子会社等の主要な業務 …85
	(12) 有価証券明細表 (一般勘定)71	IX -		保険会社及びその子会社等の財産の状況 …85
	(13) 有価証券の残存期間別残高(一般勘定) …71			
	(14) 保有公社債の期末残高利回り(一般勘定)…71	お客さま	17.7	ご留意いただきたい事項86
	(15) 業種別株式保有明細表(一般勘定) …72	W = C 0.	, – .	
	(16) 貸付金明細表 (一般勘定)72			
	(17) 貸付金残存期間別残高(一般勘定) …72			
	(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳			
	(一般勘定)			
	(19) 貸付金業種別内訳 (一般勘定) ·······73			
	(20) 貸付金使途別内訳 (一般勘定) ·······74			
	(21) 貸付金地域別内訳 (一般勘定) ·······74			
	(22) 貸付金担保別内訳 (一般勘定) ·······74			
	(23) 有形固定資産明細表(一般勘定) ······74			
	(24) 固定資産等処分益明細表(一般勘定)…75			
	(25) 固定資産等処分損明細表(一般勘定)…75			
	(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表			
	(一般勘定)75			
	(27) 海外投融資の状況(一般勘定)75			
	(28) 海外投融資利回り(一般勘定) ·······76			
	(29) 公共関係投融資の概況(新規引受額、			
	貸出額)(一般勘定)76			
	(30) 各種ローン金利 (一般勘定)76			
	(31) その他の資産明細表(一般勘定)76			

1. 保険会社の概況及び組織

I - 1 沿革

100年を超える歴史ーお客さまとともに

1907年(明治40年)「横浜生命保険株式会社」として営業開始

1935年(昭和10年)社名を「板谷生命保険株式会社」と改称

1947年(昭和22年)新会社「平和生命保険株式会社」発足

1999年(平成11年)米国エトナとの資本提携により、エトナ・グループ入り

2000 年(平成 12 年) 社名を「エトナヘイワ生命保険株式会社」と改称
エトナの国際事業部門エトナ・インターナショナル・インクが ING グループの傘下に入ったことにより、
同グループの一員となる

2001 年(平成 13 年) マスミューチュアル・フィナンシャル・グループ入り 社名を「マスミューチュアル生命保険株式会社」と改称

2007年(平成19年)創業100周年

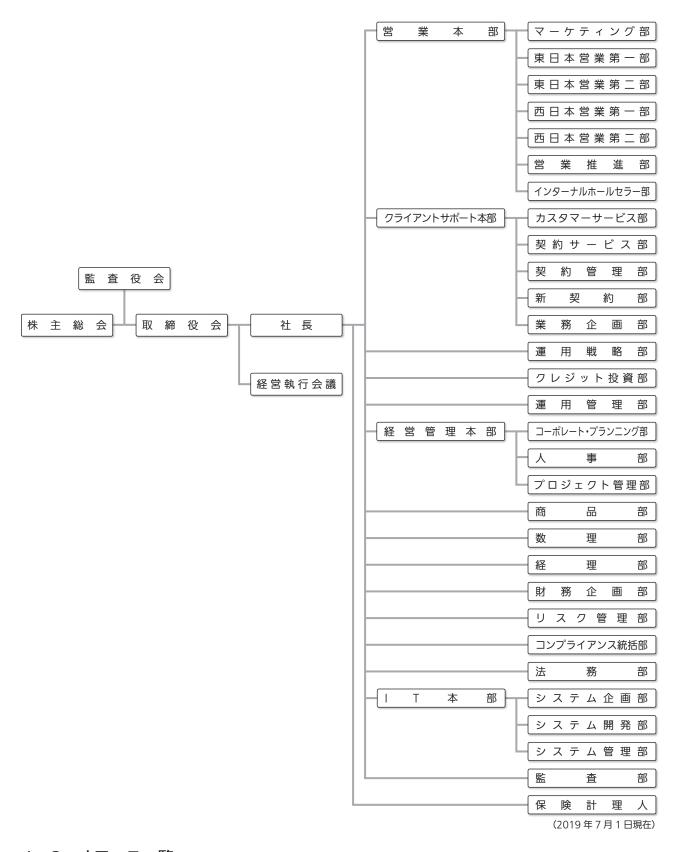
2009年(平成 21年) 資本金を 480 億円(資本準備金 174 億円含む)に増額

2015 年(平成 27 年) 福岡本社を設立し、本社 2 拠点体制(東京本社、福岡本社)に 総資産 2 兆円突破

2018年(平成30年) 日本生命保険相互会社との経営統合による新体制発足

2019年(平成31年) 社名を「ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社」と改称

I-2 経営の組織



| -3 オフィス一覧

	郵便番号	所在地	電話番号
本社	〒 141-6023	東京都品川区大崎 2-1-1 ThinkPark Tower	0120-037-560
4位	₹ 810-0004	福岡県福岡市中央区渡辺通 2-1-82 電気ビル共創館	(カスタマーサービスセンター)

| -4 資本金の推移

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
1998年6月29日	100 百万円	898 百万円	利益処分による利益の資本組入
2000年3月31日	4,101 百万円	5,000 百万円	第三者割当
2002年3月29日	8,000 百万円	13,000 百万円	第三者割当
2004年3月25日	1,005 百万円	14,005 百万円	第三者割当
2004年9月30日	502 百万円	14,508 百万円	第三者割当
2005年3月23日	2,010 百万円	16,518 百万円	第三者割当
2006年9月27日	5,000 百万円	21,519 百万円	第三者割当
2008年12月29日	6,500 百万円	28,019 百万円	第三者割当
2009年3月30日	2,500 百万円	30,519 百万円	第三者割当

I-5 株式の総数

発行する株式の総数	300,000 株
発行済株式の総数	174,641 株
当期末株主数	3名

I-6 株式の状況

(1) 発行済株式の種類等

種 類	発行数	内容
普通株式	174,641 株	_

(2) 大株主

株主名	当社への	出資状況	当社の大 出資	株主への 状況
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
日本生命保険相互会社	148千株	85.1%	_	_
マスミューチュアル・ インターナショナル・ エルエルシー	25 千株	14.9%	_	_

⁽注) 株数は、千株未満を切り捨てて表示しています。

I - 7 主要株主の状況

名 称	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金又は 基金	事業の内容	設立年月日	株式等の 総数等に占める 所有株式等の割合
日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区今橋三丁目 5 番 12 号	1兆3,500 億円	生命保険業	1889年7月4日	85.1%
マスミューチュアル・ インターナショナル・ エルエルシー	アメリカ合衆国 マサチューセッツ州 スプリングフィールド ステートストリート 1295	995 百万米ドル	金融持株会社	1996年2月20日	14.9%

⁽注) 基金には基金償却積立金を含みます。

|-8 役員一覧

男性 16 名 女性 0 名 (うち女性の比率 0.0%)

役職名	氏 名
代表取締役社長	井本 満
代表取締役専務執行役員	秋山 直紀
取締役執行役員	植田 一人
取締役(非常勤)	朝日 智司
取締役(非常勤)	アドナン アーメッド
常務執行役員	亀若 聡
常務執行役員	米田 茂晴
執行役員	河辺 亮
執行役員	髙橋 玲二
執行役員	藤原 孝樹
執行役員	宮永 庸平
執行役員	雷國明
常勤監査役	児玉 克巳
常勤監査役	新村 誠司
監査役(非常勤)	石黒 光
監査役(非常勤)	伊藤 藤樹

(2019年7月1日現在)

I-9 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

I - 10 従業員の在籍・採用状況

区分	2017 年度末 在籍数	2018 年度末 在籍数	2017 年度 採用数	2018 年度 採用数	2018 年度末	
区方					平均年齢	平均勤続年数
内勤社員 (男子) (女子)	423名 249名 174名	434名 257 177	24名 12名 12名	41名 22 19	42.0 歳 45.0 37.5	9.4年 10.6 7.7
営業社員 (男子) (女子)	0 0 0	0 0	0 0 0	0 0 0		_ _ _

⁽注) 小数点第2位以下を切り捨てて表示しています。

I-11 平均給与(内勤社員)

区 分	2018年3月	2019年3月
内勤社員	523 千円	524 千円

⁽注) 平均給与月額は税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

I - 12 平均給与(営業社員)

該当ありません。

Ⅱ.保険会社の主要な業務の内容

Ⅱ - 1 主要な業務の内容

II - 2 経営方針 表紙見返しをご覧ください。

当社の主要な業務の内容は、次のとおりです。

生命保険業

- ・生命保険の引受け
- ・保険料として収受した金銭その他資産の運用

33

Ш

Ⅲ.直近事業年度における事業の概況

Ⅲ - 1 直近事業年度における事業の概況

2018 年度のわが国経済は、緩和的な金融政策や政府支出 による下支えなどを背景に雇用・所得環境の改善が続くなか、 個人消費でも持ち直しの動きがみられるなど、緩やかな回 復基調にあります。金融情勢は、一時急激なドル安・円高と なりましたが、米国の長期金利が上昇傾向にある一方、日本 の長期金利は依然として低金利状態にあることなどを要因と して、前年度に引き続きドル高・円安の傾向となりました。 このような事業環境の下、当社は「真に社会に貢献する商品・ サービスを常に提供し続ける最良の生命保険会社を目指す」 をミッションに、お客さまの立場に立ったビジネスの展開に 努めてまいりました。2018年5月には、日本生命保険相互 会社(以下、日本生命)が当社発行済株式の約85.1%を取 得(日本生命とマサチューセッツ・ミューチュアル・ライフ・ インシュアランス・カンパニー及びマスミューチュアル・インター ナショナル・エルエルシーとの間で締結した当社発行済株式 の譲渡に関する契約による) したことにより、当社は日本生 命の子会社となり、2019年1月に社名を「ニッセイ・ウェル ス生命保険株式会社」へと変更いたしました。

商品、営業面では、金融機関代理店を通じた個人向け保険の販売、一般代理店を通じた法人向け保険の販売に注力し、引き続き代理店チャネルの維持、拡充に努めました。2018年7月には、一生涯の医療保障と死亡保障を提供する「外貨建一時払終身医療保険」を発売し、商品ラインアップの充実を図りました。また、2019年1月には、日本生命の全国に展開するネットワークを活用した、日本生命のホールセラーによる当社商品の販売サポートを開始し、地域金融機関を通じた商品販売の強化に取り組みました。

資産運用面では、市場金利や為替相場の影響を受けながら も、長期性・安定性・収益性に留意しつつ、国内外公社債 を中心とした資産運用により、安定した利息配当金収入の確 保に努めました。

これからも当社の強みである効率性の高いビジネスモデルを 活かし、日本生命グループとのシナジーを通じて、より充実 したサービス・商品の提供に努め、経営の健全性及び収益性 の向上を図ってまいります。

※事業業績は6~9ページをご覧ください。

Ⅲ - 2 契約者懇談会開催の概況

契約者懇談会については開催していません。

Ⅲ - 3 相談・苦情処理態勢、相談 (照会、苦情) の件数、及び苦情からの改善事例

16~17ページをご覧ください。

Ⅲ - 4 契約者に対する情報提供の実態

お客さまの信頼にお応えするために、当社に関する情報提供ツールをご用意しています。

- ・ホームページ (インターネット) https://www.nw-life.co.jp/
- ・ニッセイ・ウェルス生命の現状
- 会社案内

Ⅲ - 5 商品に対する情報及びデメリット 情報提供の方法

(1) ご契約に関する情報提供

①契約締結時の情報提供

商品内容を充分ご理解いただき、納得された上でご契約 いただけるよう、以下のような資料を提供しています。 また、金融機関代理店に対しては、代理店手数料を明記 したお客さま向け資料を提供しています。

- · 契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)
- ・ご契約のしおり・約款
- 商品パンフレット
- 商品概要書
- · 意向確認書兼適合性確認書

②契約締結後の情報提供

お客さまに安心してご契約を継続していただけるよう、 以下のようなご案内を行っています。

- ・ご契約内容(状況)のお知らせ
- ・保険料□座振替開始のご案内
- ・保険料口座振替のご案内
- ・保険期間満了に伴う自動更新のご案内
- ・年金お支払のご案内
- ・年金お支払状況のお知らせ
- 生命保険料控除証明書
- その他

カスタマーサービスセンターにおいて、商品内容・ご契約内容・各種お手続き方法等のご案内を行っています。

(2) デメリット情報の提供

「告知義務違反」「免責」及び「解約」などのお客さまが知らないと不利益を被る事項(デメリット情報)については、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に明示するとともに、お客さまへの説明についても、その徹底を図っています。

Ⅲ-6 代理店教育・研修の概略

当社は、提携金融機関、代理店に対する販売支援体制を構築し、当社商品が適切な販売プロセスによってお客さまへ提供されるよう取り組んでいます。ホールセラーは、支店を訪問して、研修、セミナーなどの販売支援サービスを提供しています。研修内容は、商品に関することから、社会保障制度、相続、事業承継、コンプライアンスなど幅広い知識の研修、知識を実践的に活用するための各種ロールプレイング研修を提供しています。営業へルプデスクは、電話による問い合わせ窓口として、商品、事務、相続、税務等の幅広い質問に対応しています。

Ⅲ - 7 新規開発商品の状況

13~15ページをご覧ください。

Ⅲ-8 保険商品一覧

 $13 \sim 15$ ページをご覧ください。なお、「特定保険商品ご検討にあたっての留意事項」を $86 \sim 91$ ページに記載していますので、ご確認いただきますようお願いします。

Ⅲ-9 情報システムに関する状況

(1) 情報システムの概要

当社の情報システムは、金融環境・IT 技術環境が大きく変 化する中で、お客さま及び代理店・販売会社の皆さまに満 足いただける付加価値の高いシステムサービスを提供するた め、柔軟かつ適切に対応しています。具体的な取り組みと しましては、情報の高度利用のための安全かつ効率的なシ ステム基盤の維持・更新、ニーズにタイムリーかつ的確に対 応するシステム開発、ならびにセキュリティ、内部統制及び ガバナンスの強化を行っています。特に、銀行、証券会社 を通じた販売チャネルにおいては、積極的な新商品開発に 伴うシステム対応や業界標準ネットワークである共同ゲート ウェイなどを経由したデータの授受、ペーパーレス化をはじ めとするモバイル端末を活用した営業支援ツールの拡充な ど、代理店への販売支援体制強化に資するシステム整備を 行っています。また、お客さまの個人情報の取り扱いには 細心の注意と的確な統制を配し、その管理のために十分な 技術対策を実施しています。さらに、地震等の災害を想定 した事業継続計画を策定済ですが、定期的な見直しに伴う システムインフラの改善、システム切替の定期的な訓練実 施、バックアップ体制の構築を行うことで、万一の際にもお 客さまや代理店・販売会社の皆さまに安定したサービスを 提供し続けるための態勢を整えています。さらには、シス テム開発の生産性向上やシステム品質の向上を実現するた め、業界標準の管理技法やツールの導入及び組織改革に 積極的に取り組むとともに、情報システムへの経営資源の 最適投入を実現するプロセスを導入しています。

(2) 2018 年度の主な取り組み

・新商品開発と契約管理システム機能改善・新規構築

一時払外貨商品や貯蓄性商品の拡充に向けたシステム開発を継続実施しました。また、既存商品の商品性向上への取り組みも並行して実施しています。一方で契約管理システムと周辺システムの連携の自動化や高度化を図り、より円滑な事務を推進するためのシステム開発も継続して行っています。

・事務支援ツールや業務推進基盤の強化・改善に向けたシステム整備 保険事務効率の向上やミスの削減を実現するため、オペレーションデジタル化への取り組みを継続しています。提携販売会社と連携し、お客さま及び販売会社での利便性を向上させたペーパーレスシステムの展開も進めています。また、迅速な提携販売会社追加のために、設計書・申込書システムの汎用化にも取り組 んでいます。

・制度変更への確実な対応

標準生命表改訂・元号改正など、制度変更へ確実に対応しており、今後の対応についても適時・的確に対応します。

• インフラの整備

Windows 7の保守サービス終了に伴い、当社のPC環境をWindows 10ベースに切り替える取り組みを継続しています。これに併せてクラウドベースのOffice365への移行にも取り組んでいます。ペーパーレスシステムの展開及び利用販売会社拡大に伴い、利用する回線の増速も実施しました。

・ セキュリティの強化

お客さまの個人情報を厳格に管理するとともに、サイバー攻撃の脅威にも対応するためのセキュリティ強化を継続的に行っています。具体的な取り組みとして、サイバーインシデントに即応する社内横断的組織のコンピュータセキュリティインシデント対応チーム(CSIRT)により、社内のセキュリティリテラシーの向上及び外部関連組織との交流による情報収集を継続的に実施しています。また、セキュリティオペレーションセンター(SOC)を当社独自運営態勢に移行し、セキュリティインシデントの監視体制を強化しました。

・ IT ガバナンスの強化

ITガバナンスの強化については、業界標準の COBIT5 を参照しながら IT 部門のプロセスをより効率的・効果的に実施できるよう、改善に取り組んでいます。具体的には、プロジェクト管理・障害管理・変更管理・運用管理・ビジネス協働管理・ベンダー管理の分野において、優先順位に基づき確実に改善を継続するとともに、改善状況をモニタリングし更なる改善につなげていく取り組みを実施しました。

・事業継続計画に基づいたインフラ整備

事業継続計画に基づき、必要なインフラ維持・整備を継続しています。災害発生時に適切なシステム運用継続のため、システムインフラをはじめ組織体制においても、福岡本社との相互バックアップ体制の維持・改善を進めています。また、定期的なシステム切替訓練により、その実効性の確認を行っています。

・経営統合に伴う対応

日本生命との経営統合に伴い、セキュリティオペレーションセンターの独自運営態勢への移行、新社名への変更対応を確実に実施しました。また、会計システムの新システムへの移行も順調に進めています。

||| - 10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

生命保険事業は社会性・公共性の高い事業であることから、 社会の発展に寄与するための社会貢献活動は重要なもので あると考えています。当社では、(一社)生命保険協会及び 全国にある地方協会を通じて、要介護老人支援策、募金・ 献血運動など様々な社会貢献活動に取り組んでいます。 V

Ⅳ. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

7ページをご覧ください。

V. 財産の状況

V - 1 貸借対照表

			(単位: 百					
科目年度	2017 年度末 (2018年3月31日現在)	2018年度末 (2019年3月31日現在)	科目年度	2017年度末 (2018年3月31日現在)	2018年度末 (2019年3月31日現在)			
	金額	金額		金額	金額			
(資産の部)			(負債の部)					
現金及び預貯金	54,286	49,092	保険契約準備金	2,408,090	2,512,956			
現金	0	0	支払備金	24,577	24,506			
預貯金	54,286	49,092	責任準備金	2,382,882	2,487,894			
買入金銭債権	154,089	146,939	契約者配当準備金	629	555			
有価証券	2,434,811	2,537,629	再保険借	551	523			
国債	549,544	571,074	社債	66,700	66,700			
地方債	16,001	15,990	その他負債	142,378	119,305			
社債	367,471	289,328	債券貸借取引受入担保金	68,591	45,177			
株式	17	15	借入金	16,500	16,500			
	1,469,983	1,628,380	未払法人税等	8,563	2,765			
その他の証券	31,792	32,840	未払金	5,112	4,531			
貸付金	13,662	14,883	未払費用	7,297	6,701			
保険約款貸付	9,432	9,793	前受収益	4	4			
	4,230	5,090	 預り金	157	161			
有形固定資産	2,130	2,130	 預り保証金	258	258			
土地	1,232	1,232		23,342	28,863			
建物	563	513	金融商品等受入担保金	9,522	11,120			
 リース資産	2		 リース債務	2				
 その他の有形固定資産	332	384	 仮受金	257	156			
 無形固定資産	2,117	2,973		2,768	3,062			
 ソフトウェア	2,094	2,950	 退職給付引当金	1,759	1,903			
 その他の無形固定資産	23	23		77	95			
 再保険貸	800	806	 特別法上の準備金	9,776	11,512			
	84,598	98,799	価格変動準備金	9,776	11,512			
 未収金	6,838	4,515	 負債の部合計	2,629,333	2,712,997			
 前払費用	438	289	(純資産の部)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				
	19,209	19,467		30,519	30,519			
 預託金	339	340		17,481	17,481			
	1,089	996		17,481	17,481			
	5	30	利益剰余金	60,584	80,133			
金融派生商品	55,906	72,409		60,584	80,133			
仮払金	352	438	繰越利益剰余金	60,584	80,133			
	419	310	自己株式	Δ 5	Δ5			
	6,604	6,589	株主資本合計	108,579	128,128			
(株型/抗型質性 貸倒引当金		 ∆ 170	(水工員本口	6,543	11,169			
>< C C C A A A A A A A	7 103	4170			·			
			繰延ヘッジ損益 	8,476	7,377			
			評価・換算差額等合計	15,020	18,546			
次本の切入三	2.752.003	2.050.650	純資産の部合計	123,599	146,675			
資産の部合計	2,752,933	2,859,672	負債及び純資産の部合計	2,752,933	2,859,672			

V - 2 損益計算書

V - 2 損益計算書 	(単位:百万円)				
年 度	2017 年度 (2017 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日まで)	2018年度 (2018年4月1日から (2019年3月31日まで)			
経常収益	金額 367,260	<u>金額</u> 407,491			
保険料等収入	233,541	293,646			
保険料	232,069	291,993			
再保険収入	1,471	1,653			
	108,460	105,914			
利息及び配当金等収入	74,302	79,000			
預貯金利息	28	49			
有価証券利息・配当金	67,324	71,903			
行脚証分列忌・配当並 貸付金利息	327	71,903			
不動産賃貸料	137	140			
その他利息配当金	6,484	6,595			
有価証券売却益	11,392	6,255			
有価証券償還益	220	196			
金融派生商品収益	20,470				
為替差益 		19,971			
貸倒引当金戻入額	2				
その他運用収益	191	20			
特別勘定資産運用益	1,879	469			
その他経常収益	25,259	7,929			
年金特約取扱受入金	1,374	1,470			
保険金据置受入金	4,664	6,385			
支払備金戻入額	_	71			
責任準備金戻入額	19,218	_			
その他の経常収益	1	2			
経常費用	323,617	378,463			
保険金等支払金	224,269	231,799			
保険金	27,973	29,990			
年金	75,259	78,121			
	37,899	42,138			
解約返戻金	77,170	75,459			
その他返戻令	3,833	3,976			
再保険料	2,133	2,112			
責任準備金等繰入額	1,951	105,011			
支払備金繰入額	1,951				
青任準備金繰入額		105,011			
契約者配当金積立利息繰入額	0	0			
資産運用費用	72,056	12,520			
支払利息	1,456	1,467			
有価証券売却損	1,486	5,108			
有価証券評価損 	471	174			
金融派生商品費用		3,953			
為替差損 	67,133				
貸倒引当金繰入額		0			
賃貸用不動産等減価償却費	22	32			
その他運用費用	1,484	1,782			
事業費	18,883	22,449			
その他経常費用	6,456	6,684			
保険金据置支払金	1,758	2,339			
税金	1,529	1,897			
減価償却費	849	862			
退職給付引当金繰入額	40	144			
その他の経常費用	2,278	1,441			
経常利益	43,642	29,027			
特別損失	1,579	1,824			
固定資産等処分損	26	88			
- 一	1,552	1,735			
契約者配当準備金戻入額	2	0			
税引前当期純利益					
祝5I削当期紀利益 法人税及び住民税	42,065	27,203			
	13,088	9,141			
法人税等調整額	△ 1,506	△ 1,486			
法人税等合計	11,582	7,654			
当期純利益	30,482	19,549			

V

2017 年度 2018 年度

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券(買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により 処理しております。なお、外貨建その他有価証券のうち債券に係 る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差 額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として 処理しております。

- (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
- (3) 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 ・有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く)については定額法)を採用しております。

・リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用 しております。

(4) ソフトウェアの減価償却の方法

無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却 の方法は、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法 により行っております。

- (5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 外貨建資産・負債は、3月末日の為替相場により円換算しており ます。
- (6) 引当金の計上方法
 - ①貸倒引当金

貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、 次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資 産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部門及び監査 部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記 の引当を行っております。

②退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

- 1. 会計方針に関する事項
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券(買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により 処理しております。なお、外貨建その他有価証券のうち債券に係 る換算差額については、外国通貨による時価の変動に係る換算差 額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として 処理しております。

- (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
 - 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却の方法は、定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く)については定額法)により行っております。

(4) ソフトウェアの減価償却の方法

無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、社内における利用可能期間 (5年間) に基づく定額法により行っております。

- (5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 外貨建資産・負債は、3月末日の為替相場により円換算しており ます。
- (6) 引当金の計上方法
 - ①貸倒引当金

貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、 次のとおり計トしております。

破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資 産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定部門及び監査 部門が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記 の引当を行っております。

②退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。 2017年度 2018年度

退職給付見込額の期間帰属方法

期間定額基準

数理計算上の差異の処理年数

③役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備え るため、支給見込額のうち、当事業年度末において発生したと 認められる額を計上しております。

(7) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額 を計上しております。

ヘッジ会計の方法

当社は、長期の保険契約等に係る金利変動リスクをヘッジする目 的で利用している金利スワップ取引の一部について、業種別監査 委員会報告第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関 する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に従い繰 延ヘッジ処理を行っております。ヘッジの有効性は、残存期間ご とにヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ 取引をグルーピングし、双方の理論価格の算定に影響を与える金 利の状況を検証することにより判定しております。

(9) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延 消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延 消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

(10) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、 保険料積立金については次の方式により計算しております。

①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方 式 (1996 年大蔵省告示第 48 号)

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

発生した事業年度で一括処理 数理計算上の差異の処理年数 発生した事業年度で一括処理 過去勤務費用の処理年数 平均残存勤務期間内の一定年数 (11年) 過去勤務費用の処理年数 11年

> 親会社変更に伴う会計方針統一の観点に基づき、当事業年度よ り退職給付見込額の期間帰属方法を、期間定額基準から給付算 定式基準へ変更しております。この変更による当事業年度の損 益に与える影響は軽微であります。

給付算定式基準

③役量退職慰労引当余

退職給付見込額の期間帰属方法

役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備え るため、支給見込額のうち、当事業年度末において発生したと 認められる額を計上しております。

(7) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額 を計上しております。

(8) ヘッジ会計の方法

当社は、長期の保険契約等に係る金利変動リスクをヘッジする目 的で利用している金利スワップ取引の一部について、「保険業にお ける金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号) に従い繰延 ヘッジ処理を行っております。ヘッジの有効性は、残存期間ごと にヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取 引をグルーピングし、双方の理論価格の算定に影響を与える金利 の状況を検証することにより判定しております。

(9) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延 消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延 消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

(10) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、 保険料積立金については次の方式により計算しております。

①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方 式(1996年大蔵省告示第48号)

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項 当社では、資産と負債を適切にコントロールする ALM を基本に据え、 長期的に安定した収益を確保することに留意したポートフォリオ運営 を行っております。具体的には安定した利息収入を得られる公社債等 や買入金銭債権(高格付けの証券化商品等)をポートフォリオの中核 とする一方、株式への投資は最小限に抑えた運用を行っております。 また、外国証券については、適切な為替リスクコントロールの下、 中長期的な収益向上の観点からの組み入れを行っております。 また、デリバティブ取引については、金利や為替相場等、経済動 向の将来的な変動が、当社財務の健全性に与える影響を緩和すべ く、ALM の観点等からリスクをコントロールする目的で、また、 資産運用の効率化を図るために活用しております。特に為替相場 変動については、実質純資産に影響を及ぼさないように、デリバ ティブ取引を利用しております。

なお、主な金融商品として、有価証券は市場リスク、信用リスク、 流動性リスク及び ALM リスク、貸付金は信用リスク及び流動性 リスク、デリバティブ取引は市場リスク、信用リスク及び ALM リスクに晒されております。

市場リスクの管理にあたっては、有価証券等の価格変動リスクを一元 的に把握するとともに、予め設定した制限の範囲内で資産運用が行わ れていることを定期的に確認し、過大な損失の発生を抑制しておりま す。また、想定を超えるような急激な金利上昇や株式の大幅な下落シナ リオ等に基づくストレス・テストを実施することにより、運用資産か ら生じる損失の状況を把握し、資産の健全性確保に役立てております。 信用リスクの管理にあたっては、貸付金・債券・株式などについて、 与信先ごとに信用度に応じた与信上限を設けるとともに、特定の 資産種類や業種についても制限を設定し、信用リスクが過度に集 中しないようにコントロールしております。

流動性リスクの管理にあたっては、流動性の高い有価証券を中心

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項 当社では、資産と負債を適切にコントロールする ALM を基本に据え、 長期的に安定した収益を確保することに留意したポートフォリオ運営 を行っております。具体的には安定した利息収入を得られる公社債等 や買入金銭債権(高格付けの証券化商品等)をポートフォリオの中核 とする一方、株式への投資は最小限に抑えた運用を行っております。 外国証券については、適切な為替リスクコントロールの下、中長期的 な収益向上の観点からの組み入れを行っております。

デリバティブ取引については、金利や為替相場等、経済動向の将来 的な変動が、当社財務の健全性に与える影響を緩和すべく、ALM の観点等からリスクをコントロールする目的で、また、資産運用 の効率化を図るために活用しております。特に為替相場変動につ いては、実質純資産に影響を及ぼさないように、デリバティブ取 引を利用しております。

金融負債は、財務基盤の強化のため、劣後特約を付した社債及び 借入金を調達しております。

なお、主な金融商品として、有価証券は市場リスク、信用リスク、 流動性リスク及び ALM リスク、貸付金は信用リスク及び流動性 リスク、デリバティブ取引は市場リスク、信用リスク及び ALM リスクに晒されております。

市場リスクの管理にあたっては、有価証券等の価格変動リスクを一元 的に把握するとともに、予め設定した制限の範囲内で資産運用が行わ れていることを定期的に確認し、過大な損失の発生を抑制しておりま す。また、想定を超えるような急激な金利上昇や株式の大幅な下落シナ リオ等に基づくストレス・テストを実施することにより、運用資産か ら生じる損失の状況を把握し、資産の健全性確保に役立てております。 信用リスクの管理にあたっては、貸付金・債券・株式などについて、 与信先ごとに信用度に応じた与信上限を設けるとともに、特定の 資産種類や業種についても制限を設定し、信用リスクが過度に集 2017 年度 2018 年度

に資産ポートフォリオを構成することによって市場流動性リスクの軽減を図るとともに、会社全体の資金の流出入を日々詳細に把握し、債券貸借取引受入担保金を利用することによって資金繰りリスクの軽減を図っております。

ALM リスクの管理にあたっては、金利変動に対する資産・負債の感応度の差に関して基準値を設定し、その基準値と実績値との乖離をコントロールするなどの手法によりリスク管理を実施しております。主な金融資産及び金融負債にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

		V-12	I . 🗆/)/
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	54,286	54,286	_
(2) 買入金銭債権			
①満期保有目的の債券	39,048	40,572	1,524
②責任準備金対応債券	80,020	84,267	4,247
③その他有価証券	35,021	35,021	-
(3) 有価証券			
①売買目的有価証券	28,803	28,803	_
②満期保有目的の債券	340,726	355,089	14,363
③責任準備金対応債券	1,304,155	1,434,836	130,681
④その他有価証券	723,945	723,945	_
(4) 貸付金			
①保険約款貸付	9,432	9,432	_
②一般貸付	4,222	4,238	16
資産計	2,619,662	2,770,493	150,831
(1) 社債	66,700	68,256	△ 1,556
(2) 債券貸借取引受入担保金	68,591	68,591	_
(3) 借入金	16,500	16,500	_
負債計	151,791	153,347	△ 1,556
デリバティブ取引			
①ヘッジ会計が適用	26,179	26,179	
されていないもの	20,179	20,179	_
②ヘッジ会計が適用 されているもの	6,384	6,384	_
デリバティブ取引計	32,563	32,563	_

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。 ※貸借対照表計上額について、貸倒引当金を計上したものについては、 当該引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資産

(1) 現金及び預貯金

預貯金は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額 によっております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権は、取引先の金融機関から提示された価格等によっております。

(3) 有価証券

株式等は取引所の価格、債券等は市場価格、ブローカー又は情報 ベンダーから入手する評価等によっております。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、上記の表中「(3) 有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場国内株式	17
外国その他証券	35,380
その他の証券	1,782
合 計	37,180

(4) 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

一般貸付のうち、変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、主に将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

中しないようにコントロールしております。

流動性リスクの管理にあたっては、流動性の高い有価証券を中心 に資産ポートフォリオを構成することによって市場流動性リスク の軽減を図るとともに、会社全体の資金の流出入を日々詳細に把 握し、債券貸借取引受入担保金を利用することによって資金繰り リスクの軽減を図っております。

ALM リスクの管理にあたっては、金利変動に対する資産・負債の感応度の差に関して基準値を設定し、その基準値と実績値との乖離をコントロールするなどの手法によりリスク管理を実施しております。主な金融資産及び金融負債にかかる貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

		(+1	T . [[/]
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	49,092	49,092	_
(2) 買入金銭債権			
①満期保有目的の債券	38,588	40,165	1,576
②責任準備金対応債券	75,766	80,419	4,652
③その他有価証券	32,584	32,584	_
(3) 有価証券			
①売買目的有価証券	27,311	27,311	_
②満期保有目的の債券	350,077	375,381	25,303
③責任準備金対応債券	1,369,958	1,525,411	155,453
④その他有価証券	743,293	743,293	_
(4) 貸付金			
①保険約款貸付	9,793	9,793	_
②一般貸付	5,081	5,090	8
資産計	2,701,547	2,888,542	186,994
(1) 社債	66,700	68,344	△ 1,644
(2) 債券貸借取引受入担保金	45,177	45,177	_
(3) 借入金	16,500	16,500	_
負債計	128,377	130,022	△ 1,644
デリバティブ取引			
①ヘッジ会計が適用	38,018	38,018	
されていないもの	30,010	20,010	
②ヘッジ会計が適用	5,526	5,526	_
されているもの	· ·		
デリバティブ取引計	43,545	43,545	_

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。 ※貸借対照表計上額について、貸倒引当金を計上したものについては、 当該引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資産

(1) 現金及び預貯金

預貯金は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権は、取引先の金融機関から提示された価格等によっております。

(3) 有価証券

株式等は取引所の価格、債券等は市場価格、ブローカー又は情報 ベンダーから入手する評価等によっております。

なお、非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式で構成されているもの等、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、上記の表中には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場国内株式	15
外国その他証券	44,895
その他の証券	2,078
合 計	46,988

(4) 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

一般貸付のうち、変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・

2017 年度 2018 年度

負債

(1) 社債

将来キャッシュ・フローを想定される残存期間に応じた割引率に より現在価値へ割り引いた価格によっております。

(2) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金はすべて満期までの期間が短いため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 借入金

変動金利借入金であり、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから 当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

①金利スワップ取引、通貨スワップ取引

時価の算定については、公表されている市場金利を基準として、 将来のキャッシュ・フロー差額を現在価値に割り引いた理論価格によっております。

②為替予約取引

時価の算定については、ブローカーより入手した TTM、割引レート等を基準として、当社で算定した理論価格によっております。

③クレジットデリバティブ取引、債券先物取引

時価の算定については、ブローカーから提示された価格によって おります。なお、当該価格については、当社がその妥当性を検証 したうえで、当該価格を採用しております。

3. 責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は 1,384,175 百万円、 時価は 1,519 103 百万円であります。

責任準備金対応債券のリスク管理方針は以下のとおりであります。 資産・負債のデュレーションマッチングを図り、金利変動リスク を回避するために、保険商品の特性を勘案し小区分を設定し、各 小区分に割り当てられた保険契約群についての責任準備金のデュ レーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーション を一定の範囲内でコントロールする資産運用方針を採っておりま す。なお、小区分は次のとおり設定しております。①保険料一時 払定額年金・保険料一時払定額終身保険・保険料一時払生前給付 保険・保険料一時払3大疾病保険小区分(ただし、保険料一時払 定額年金については、契約日が2006年4月1日以降かつ契約日 時点における被保険者年齢が80歳以上の契約を除く)、②保険料 一時払定額終身保険(確定積立金区分型) 小区分、③終身がん保険・ 養老保険小区分、④米ドル建保険料一時払定額年金・米ドル建保 険料一時払定額終身保険小区分、⑤豪ドル建保険料一時払定額年 金小区分、⑥上記以外の保険・年金小区分(ただし一部保険種類 を除く)。また、各小区分において、保険契約群についての責任準 備金のデュレーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュ レーションが一定範囲内で対応していることを定期的に検証して おります。

- 4. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は 59.823 百万円であります。
- 5. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び 貸付条件緩和債権に該当するものはありません。なお、それぞれ の定義は以下のとおりであります。

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を 近似していることから当該帳簿価額によっております。 **負債**

将来キャッシュ・フローを想定される残存期間に応じた割引率により現在価値へ割り引いた価格によっております。

フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と

(2) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金はすべて満期までの期間が短いため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 借入金

社債

(1)

変動金利借入金であり、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから 当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

①金利スワップ取引、通貨スワップ取引

時価の算定については、公表されている市場金利を基準として、 将来のキャッシュ・フロー差額を現在価値に割り引いた理論価格によっております。

②為替予約取引

時価の算定については、ブローカーより入手した為替相場、割引 率等を基準として、当社で算定した理論価格によっております。

③クレジットデリバティブ取引、債券先物取引

時価の算定については、ブローカーから提示された価格によって おります。なお、当該価格については、当社がその妥当性を検証 したうえで、当該価格を採用しております。

3. 責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は 1,445,724 百万円、時価は 1,605,830 百万円であります。

責任準備金対応債券のリスク管理方針は以下のとおりであります。 資産・負債のデュレーションマッチングを図り、金利変動リスク を回避するために、保険商品の特性を勘案し小区分を設定し、各 小区分に割り当てられた保険契約群についての責任準備金のデュ レーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーション を一定の範囲内でコントロールする資産運用方針を採っておりま す。なお、小区分は次のとおり設定しております。①保険料一時 払定額年金・保険料一時払定額終身保険・保険料一時払生前給付 保険・保険料一時払3大疾病保険小区分(ただし、保険料一時払 定額年金については、契約日が2006年4月1日以降かつ契約日 時点における被保険者年齢が80歳以上の契約を除く)、②保険料 一時払定額終身保険(確定積立金区分型) 小区分、③終身がん保険・ 養老保険小区分、④米ドル建保険料一時払定額年金・米ドル建保 険料一時払定額終身保険小区分、⑤豪ドル建保険料一時払定額年 金小区分、⑥上記以外の保険・年金小区分(ただし一部保険種類 を除く)。また、各小区分において、保険契約群についての責任準 備金のデュレーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュ レーションが一定範囲内で対応していることを定期的に検証して おります。

- 4. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は 39,598 百万円であります。
- 5. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権及び 貸付条件緩和債権に該当するものはありません。なお、それぞれ の定義は以下のとおりであります。

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を

	2017 年度		2018 年度
	猶予した貸付金以外の貸付金であります。 3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。		猶予した貸付金以外の貸付金であります。 3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。
6.	有形固定資産の減価償却累計額は 2,006 百万円であります。	6.	有形固定資産の減価償却累計額は 2,195 百万円であります。
7.	保険業法第 118 条に規定する特別勘定の資産の額は 29,347 百万円であります。なお、負債の額も同額であります。	7.	保険業法第 118 条に規定する特別勘定の資産の額は 27,768 百万円であります。なお、負債の額も同額であります。
8.	関係会社に対する金銭債権の総額は 0 百万円、金銭債務の総額は 89 百万円であります。	8.	関係会社に対する金銭債務の総額は 11 百万円であります。
9.	繰延税金資産の総額は 12,031 百万円、繰延税金負債の総額は 4,437 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は 988 百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金等6,663 百万円、価格変動準備金 2,737 百万円、中止した包括ヘッジの繰延ヘッジ損益 1,047 百万円、退職給付引当金 492 百万円、固定資産 483 百万円、有価証券等減損 246 百万円であります。 繰延税金負債の発生の原因は、その他有価証券評価差額金 2,595 百万円、繰延ヘッジ損益の評価差額 1,841 百万円であります。当事業年度における法定実効税率は 28.24% であります。	9.	繰延税金資産の総額は 13,592 百万円、繰延税金負債の総額は 5,939 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は 1,064 百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金等7,707 百万円、価格変動準備金 3,223 百万円、中止した包括ヘッジの繰延ヘッジ損益 916 百万円、固定資産 678 百万円、退職給付引当金 532 百万円であり、税務上の繰越欠損金はありません。 繰延税金負債の発生の原因は、その他有価証券評価差額金 4,343 百万円、繰延ヘッジ損益の評価差額 1,595 百万円であります。 当事業年度における法定実効税率は 28.00%であります。
10.	契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。当期首現在高738 百万円当期契約者配当金支払額107 百万円利息による増加等0 百万円契約者配当準備金戻入額2 百万円当期末現在高629 百万円	10.	契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。当期首現在高629 百万円当期契約者配当金支払額73 百万円利息による増加等0 百万円契約者配当準備金戻入額0 百万円当期末現在高555 百万円
11.	担保に供されている資産の額は、有価証券 218 百万円であります。 これは、デリバティブ取引の担保として差し入れている有価証券で あります。	11.	担保に供されている資産の額は、有価証券 207 百万円であります。 これは、デリバティブ取引の担保として差し入れている有価証券で あります。
12.	保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は1百万円であり、保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は432百万円であります。	12.	保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第 1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出 再支払備金」という。)の金額は0百万円であり、保険業法施行規則 第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備 金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は460百万円であります。
13.	1 株当たり純資産額は 707,841 円 08 銭であります。	13.	1 株当たり純資産額は 839,994 円 20 銭であります。
14.	デリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、 売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価 証券で、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは 1,157 百万円であります。	14.	_
15.	負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨 の特約が付された劣後特約付社債 66,700 百万円であります。	15.	負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨 の特約が付された劣後特約付社債 66,700 百万円であります。
16.	借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 16,500 百万円であります。	16.	借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 16,500 百万円であります。
17.	保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は 3,870 百万円であります。 なお、当該負担金は拠出した事業年度の事業費として処理しております。	17.	保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当事業年度末における当社の今後の負担見積額は 4,262 百万円であります。 なお、当該負担金は拠出した事業年度の事業費として処理しております。

		2018 年度	
退職給付に関する事項は次のとおりであります。	18.	退職給付に関する事項は次のとおりでありま	<u></u> -
採用している退職給付制度の概要	(1)	採用している退職給付制度の概要	
当社は確定給付型の制度として、退職一時余制度を設けております。		当社は確定給付型の制度として、退職一時余制	度を設けております。
確定給付制度	(2)	確定給付制度	
①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	,-,		表
期首における退職給付債務 1.716 百万円		期首における退職給付債務	1,757 百万円
勤務費用 236 百万円		勤務費用	193 百万円
		利息費用	6百万円
			1 百万円
			△ 57 百万円
			1.902 百万円
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
			1.902 百万円
,			1 百万円
			1,903 百万円
,			1,303 🗀 / 1
			193 百万円
			6 百万円 1 百万円
			/3/3
			△ 0 百万円
			201 百万円
		=	o #0 /- / / / -
			· -
			0.4%
	(3)		
執行役員については、退職給付債務の算定にあたり、期末要支給	(4)	執行役員については、退職給付債務の算定に	こあたり、期末要支給
額を用いております。		額を用いております。	
大崎オフィス、品川オフィス及び福岡オフィス等の不動産賃借契約に基づき、オフィス退去時における原状回復に係る債務を有していますが、使用期間が明確でなく、将来、移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、資産除去債務を計上しておりません。	19.	約に基づき、オフィス退去時における原状で ていますが、使用期間が明確でなく、将来、	副復に係る債務を有し 移転する予定もない
金額の記載単位未満は、切捨てて表示しております。	20.	金額の記載単位未満は、切捨てて表示してお	ります。
	採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。確定給付制度 ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付債務 1,716 百万円 勤務費用 236 百万円 利息費用 7 百万円 数理計算上の差異の当期発生額 △ 134 百万円 退職給付債務 1,757 百万円 ②退職給付債務 1,757 百万円 2。退職給付債務 1,757 百万円 未認識過去勤務費用 1 百万円 基職給付引当金の調整表 非積立型制度の退職給付債務 1,757 百万円 未認識過去勤務費用 1 百万円 退職給付引当金 1,759 百万円 3。退職給付に関連する損益 勤務費用 236 百万円 利息費用 7 百万円 数理計算上の差異の当期の費用処理額 △ 134 百万円 過去勤務費用 236 百万円 和農費用 7 百万円 数理計算上の差異の当期の費用処理額 △ 134 百万円 確定給付制度に係る退職給付費用 109 百万円 確定給付制度に係る退職給付費用 109 百万円 確定給付制度に係る退職給付債務等の期末における、数理計算上の計算基礎に関する事項 執行役員を除く、従業員の退職給付債務等の期末における、数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。割引率 0.4% 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、108 百万円であります。執行役員については、退職給付債務の算定にあたり、期末要支給額を用いております。	採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。 確定給付制度 ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付債務 1,716 百万円 勤務費用 7 百万円 数理計算上の差異の当期発生額 △ 134 百万円 退職給付の支払額 △ 68 百万円 別表ではいる退職給付債務 1,757 百万円 別と質問をはいるとは、対している。 の 1,759 百万円 と取職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 非積立型制度の退職給付債務 1,757 百万円 と取職給付け関連する損益 動務費用 1 百万円 退職給付け関連する損益 動務費用 236 百万円 利息費用 7 百万円 数理計算上の差異の当期の費用処理額 △ 134 百万円 過去勤務費用 236 百万円 利息費用 7 百万円 数理計算上の差異の当期の費用処理額 △ 0 百万円 確定給付制度に係る退職給付費用 109 百万円 確定給付制度に係る退職給付費用 109 百万円 確定細計算上の計算基礎に関する事項 執行役員を除く、従業員の退職給付債務等の期末における、数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。 割引率 0.4% 確定拠出制度への要拠出額は、108 百万円であります。 執行役員については、退職給付債務の算定にあたり、期末要支給額を用いております。 対行役員については、退職給付債務の算定にあたり、期末要支給額を用いております。 大崎オフィス、品川オフィス及び福岡オフィス等の不動産賃借契約に基づき、オフィス退去時における原状回復に係る債務を有していますが、使用期間が明確でなく、将来、移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、資産除去債務を計上しておりません。	採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。 確定給付制度 ②退職給付債務の期間残局と期末残局の調整表 期首における退職給付債務 1,716 百万円 動務費用 236 百万円 利息費用 7 百万円 変理計算上の差異の当期発生額 △134 百万円 退職給付の支払額 △68 百万円 現本における退職給付債務 1,757 百万円 浸理輸給付債務と負債対限表に計上された退職給付引当金の調整表 非積立制度の退職給付債務 1,757 百万円 未認識過去勤務費用 1 百万円 退職給付「四連する損益 1,759 百万円 後理計算上の差異の当期の費用処理額 △0 百万円 数理計算上の差異の当期の費用処理額 △0 百万円 数理計算上の差異の当期の費用処理額 △0 百万円 数理計算上の計算基礎に関する事項 第七向計算基礎に関する事項 執行侵員を除く、従業員の退職給付債務等の期末における、数理計算上の計算基礎に関する事項 執行役員を除く、従業員の退職給付債務等の期末における、数理計算上の計算基礎に関する事項 執行役員を除く、従業員の退職給付債務等の期末における、数理計算上の計算基礎に関する事項 執行役員を除く、従業員の退職給付債務等の期末における。数理計算上の計算基礎に関する事項 執行役員を除く、従業員の退職給付債務等の期末における。数理計算上の計算基礎に関する事項 執行役員を除く、従業員の退職給付債務等 数理計算上の計算基礎に関する事項 執行役員を除く、従業員の退職給付債務等 数理計算上の計算基礎に以下のとおりであります。 制引率 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、108 百万円であります。 執行役員については、退職給付債務等 数理計算上の計算基礎に以下のとおりであります。 執行役員については、退職給付債務等 数理計算上の計算基礎に以下のとおりであります。 執行役員については、退職給付債務等 数理計算上の計算基礎に関する事項 執行役員を除く、従業員の退職給付債務等 数理計算上の計算基礎に関する環節 確定給付制度に係る退職給付債務等 数理計算上の計算基礎に関する環節 確定給付制度に係る退職給付債務等 数理計算上の計算基礎に関する環節 確定給付利度で係る退職給付債務等 数理計算上の計算基礎に関する環節 確定給付利度で係る退職給付債務等 数理計算上の計算基礎に関する事項。 第一次配置的理事項目の計算基礎に関する事項。 第一次配置的理事項目の計算基礎に関する事項。 第一次配置的理事項目の計算基礎に以下のとおりであります。 制引率 を確定拠出制度への要拠出額は、119 百 統元で成り表すの表述と関する場面に関する事項を開き、数理計算上の計算基礎に関する事項を開き、数理計算上の計算基礎に関する事項を開き、表述的対理を解析可能を対して関連する場面を開き、数理を開き、数理を開き、数理を開き、数理を開き、表述的計算上の計算を確定と関する事項を開き、表述的計算上の計算を確定と関する事項を開き、表述的計算上の計算を確定と関する事項を開き、表述的計算上の計算を表述的対理を

(損益計算書注記)

	2017 年度		2018 年度
1.	関係会社との取引による費用の総額は 357 百万円であります。	1.	関係会社との取引による費用の総額は81百万円であります。
2.	有価証券売却益の内訳は、外国証券 5,123 百万円、国債等債券 3,978 百万円、その他の証券 2,290 百万円であります。	2.	有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券 4,187 百万円、外国証券 2,067 百万円であります。
3.	有価証券売却損の内訳は、外国証券 957 百万円、その他の証券 381 百万円、国債等債券 147 百万円であります。	3.	有価証券売却損の内訳は、外国証券 5,086 百万円、国債等債券 22 百万円であります。
4.	有価証券評価損の内訳は、外国証券 471 百万円であります。	4.	有価証券評価損の内訳は、外国証券 174 百万円であります。
5.	支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額は 1 百万円、責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた出再責任準備 金戻入額は 85 百万円であります。	5.	支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額は 1 百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備 金繰入額は 28 百万円であります。
6.	金融派生商品収益には、評価益 24,593 百万円、評価損 12,770 百万円が含まれております。	6.	金融派生商品費用には、評価益 48,552 百万円、評価損 30,229 百万円が含まれております。
7.	1 株当たり当期純利益は 174,571 円 30 銭であります。 なお、算定上の基礎である当期純利益は 30,482 百万円、普通株式の期中平均株式数は 174 千株であります。潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。	7.	1株当たり当期純利益は 111,956円 21銭であります。 なお、算定上の基礎である当期純利益は 19,549百万円、普通株式の期中平均株式数は 174千株であります。潜在株式調整後 1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

8. 関連当事者との取引

(2017年度)

				事業の	議決権等の		関係内容	取引の内容	取引		期末残高
属性	会社等の名称	所在地	資本金	事業の 内容	被所有割合 (%)	役員の 兼任等	事業上の関係	(注)	金額 (百万円)	科目	(百万円)
親会社	マサチューセッツ・ ミューチュアル・ラ イフ・インシュアラ ンス・カンパニー	米国 マサチューセッツ州 スプリングフィールド	15,121 百万米\$	生命保険業	(被所有) 間接 100		生命保険の販売、商品開発、 資産管理面で協力するなど 当社の経営に 参画	再保険(費用)	1	_	_
親会社	マスミューチュアル・ インターナショナル・		1,020	金融	(被所有) 直接 90		生命保険の販売、商品開発、 資産管理面で	委託料	3	仮払金	0
祝云仁		スプリングフィールド	百万米\$	持株 会社	間接 10	4人	協力するなど 当社の経営に 参画	安配件	5	未払金	0
親会社の 子会社	ベアリングス・エルエ ルシー	米国 ノースカロライナ州 シャーロット	696 百万米\$	投資顧 問会社	(所有) なし	兼任なし	資産管理面で 協力	運用手数料	353	未払費用	88

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 市場実勢を参考に当事者間で合意した条件で行っております。

(2018年度)

_

44

V-3 キャッシュ・フロー計算書

		(单位、自力力)
年 度	2017 年度 (2017 年 4 月 1 日から) 2018 年 3 月 31 日まで)	2018年度 (2018年4月1日から) 2019年3月31日まで)
	金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
	42,065	27,203
賃貸用不動産等減価償却費	22	32
減価償却費	849	862
支払備金の増減額(△は減少)	1,951	△ 71
責任準備金の増減額(△は減少)	△ 19,218	105,011
契約者配当準備金積立利息繰入額	0	0
契約者配当準備金繰入額(△は戻入額)	△ 2	Δ0
貸倒引当金の増減額(△は減少)	Δ2	0
退職給付引当金の増減額(△は減少)	40	144
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	21	17
価格変動準備金の増減額(△は減少)	1,552	1,735
利息及び配当金等収入	△ 74,302	△ 79,000
有価証券関係損益 (△は益) その他運用収益	△ 9,654 △ 191	△ 1,169 △ 20
支払利息	1,456	
- ×3040元 - 金融派生商品損益 (△は益)	Δ 20,470	1,467 3,953
- 本部バエ同の頂面 (Δは亜) - 為替差損益 (Δは益)	67,133	
一	1,484	1,782
- 特別勘定資産運用損益 (△は益)	△ 1,879	
□□に対対・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26	88
再保険貸の増減額(△は増加)	118	Δ5
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	△ 1,240	706
再保険借の増減額(△は減少)		△ 28
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	1,203	771
小 計	△ 9,039	43,041
利息及び配当金等の受取額	76,291	77,634
その他運用収益の受取額	191	20
利息の支払額	△ 1,456	△ 1,467
その他運用費用の支払額	△ 1,478	△ 1,822
契約者配当金の支払額	△ 107	△ 73
法人税等の支払額	△ 11,000	△ 14,938
営業活動によるキャッシュ・フロー	53,399	102,394
投資活動によるキャッシュ・フロー	.	
買入金銭債権の取得による支出	△ 23,900	△ 9,100
買入金銭債権の売却・償還による収入	20,638	16,358
有価証券の取得による支出	△ 610,946	△ 600,299
有価証券の売却・償還による収入 貸付による支出	570,663	537,827
貸付金の回収による収入	△ 9,893 11,250	△ 5,964
買り並の回収による収入 金融派生商品の決済による収支(純額)		4,743 A 16 114
金融が生間回り次角による収文(細部) 「債券貸借取引担保金の純増減額(△は純減少額)	8,172 △ 23,442	△ 16,114 △ 23,413
関分貝目取り担休並の把追減額(立は把減少額) その他	8,901	1,666
での他	Δ 48,556	△ 94,295
(営業活動及び資産運用活動)	4,842	8,098
有形固定資産の取得による支出	△ 34	
無形固定資産の取得による支出	△ 791	△ 1,527
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 49,382	△ 96,042
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	_	_
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 1,674	667
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	2,342	7,019
現金及び現金同等物期首残高	57,060	59,402
現金及び現金同等物期末残高	59,402	66,422

	2017 年度		2018 年度
1.	資金(現金及び現金同等物)の範囲 手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の 変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に 満期又は償還期限の到来する短期投資からなっております。	1.	資金(現金及び現金同等物)の範囲 手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の 変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に 満期又は償還期限の到来する短期投資からなっております。
2.	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預貯金 54,286 百万円 有価証券(取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する MMF) 5,116 百万円 現金及び現金同等物 59,402 百万円	2.	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預貯金 49,092 百万円 有価証券(取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する MMF) 17,329 百万円 現金及び現金同等物 66,422 百万円
3.	投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」には、「その他負債」に含めて表示している金融派生商品取引に係る受入担保金の 増減額が含まれております。	3.	投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」には、「その他負債」に含めて表示している金融派生商品取引に係る受入担保金の 増減額が含まれております。
4.		4.	親会社変更に伴う会計方針統一の観点に基づき、当事業年度より MMF にかかる現金を投資活動によるキャッシュ・フローから資金(現金及び現金同等物)の範囲へ変更、また保険約款貸付のうち保険料振替貸付にかかる現金を投資活動によるキャッシュ・フローから営業活動によるキャッシュ・フローへ変更しております。なお前事業年度につきましては、当該会計方針の変更を遡及適用した数値を記載しております。この結果、遡及適用を行う前に比べて、前事業年度の営業活動によるキャッシュ・フローは 79百万円増加、投資活動によるキャッシュ・フローは 1,048 百万円増加、現金及び現金同等物に係る換算差額は 901 百万円減少、現金及び現金同等物の増減額は 225 百万円増加し、現金及び現金同等物の増減額は 225 百万円増加し、現金及び現金同等物の増減額は 225 百万円増加し、現金及び現金同等物の増減額は 225 百万円増加し、現金及び現金同等物の期末残高は 5,116 百万円増加しております。

V-4 株主資本等変動計算書

2017年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)

	株主資本										
		資本乗	資本剰余金		制余金						
	資本金			その他利益剰余金	11せがらなるこ	自己株式	株主資本合計				
		資本準備金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	30,519	17,481	17,481	30,101	30,101	△ 5	78,096				
当期変動額											
当期純利益				30,482	30,482		30,482				
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)											
当期変動額合計	_	_	_	30,482	30,482	_	30,482				
当期末残高	30,519		17,481	60,584	60,584	△ 5	108,579				

	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	12,077	10,021	22,099	100,195
当期変動額				
当期純利益				30,482
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△ 5,533	△ 1,545	△ 7,079	△ 7,079
当期変動額合計	△ 5,533	△ 1,545	△ 7,079	23,403
当期末残高	6,543	8,476	15,020	123,599

(単位	:	百万円

		株主資本									
		資本乗	制余金	利益乗	余金						
	資本金	次士准供会	次士副会会会記	その他利益剰余金		自己株式	株主資本合計				
		資本準備金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	30,519	17,481	17,481	60,584	60,584	△ 5	108,579				
当期変動額											
当期純利益				19,549	19,549		19,549				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	_	_	_	19,549	19,549	_	19,549				
当期末残高	30,519	17,481	17,481	80,133	80,133	△ 5	128,128				

	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	6,543	8,476	15,020	123,599
当期変動額				
当期純利益				19,549
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	4,626	△ 1,099	3,526	3,526
当期変動額合計	4,626	△ 1,099	3,526	23,075
当期末残高	11,169	7,377	18,546	146,675

(株主資本等変動計算書注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(**2017 年度**) (単位:千株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	174	_	_	174
合 計	174	_	_	174
自己株式				
普通株式	0	_	_	0
合 計	0	_	_	0

(**2018年度**) (単位:千株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	174	_	_	174
合 計	174	_	_	174
自己株式				
普通株式	0	_	_	0
合 計	0	_	_	0

V-5 債務者区分による債権の状況

(単位:百万円、%)

区分	2017 年度末	2018 年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	_	_
危険債権	_	_
要管理債権	_	_
小計	_	_
(対合計比)	(-)	(-)
正常債権	73,639	54,638
合 計	73,639	54,638

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する 債権及びこれらに準ずる債権です。
 - 2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 - 3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く。)です。
 - 4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

V-6 リスク管理債権の状況

該当ありません。

V-7 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

V-8 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

項目		2017 年度末	2018 年度末	
ソルベンシー・マージン総額	(A)	280,325	317,985	
資本金等		108,165	127,823	
価格変動準備金		9,776	11,512	
危険準備金		20,025	23,308	
一般貸倒引当金		7	8	
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(桁 ×90%(マイナスの場合 100%)	効果控除前))	8,225	13,962	
土地の含み損益× 85%(マイナスの場合 100%)		△ 557	△ 367	
全期チルメル式責任準備金相当額超過額		27,922	27,375	
負債性資本調達手段等		83,200	83,200	
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び 負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		_	_	
控除項目		_	_	
その他		23,560	31,163	
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$	(B)	59,861	64,340	
保険リスク相当額	R ₁	9,206	9,627	
第三分野保険の保険リスク相当額	R ₈	396	365	
予定利率リスク相当額	R ₂	10,761	12,881	
最低保証リスク相当額	R ₇	21	22	
資産運用リスク相当額	Rз	46,938	49,196	
経営管理リスク相当額	R4	1,346	1,441	
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$		936.5%	988.4%	

⁽注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び1996年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

^{2.「}最低保証リスク相当額 R7」は、標準的方式により算出しています。

(単位:百万円)

(単位:百万円)

(単位:百万円)

V-9 有価証券等の時価情報(会社計)

(1) 有価証券の時価情報

①売買目的有価証券の評価損益

区分	2017	年度末	2018 年度末		
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	
売買目的有価証券	28,803	542	27,311	△ 226	

(注) 本表には、「金銭の信託」等の売買目的有価証券を含んでいます。

②有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

			2017年度末			2018 年度末				
区 分	帳簿価額	時価	差損益			帳簿価額	時価	差損益		
	1511101		在頂皿	差益	差損		14.100	左頂皿	差益	差損
満期保有目的の債券	379,774	395,661	15,887	17,398	1,511	388,666	415,546	26,880	27,159	279
責任準備金対応債券	1,384,175	1,519,103	134,928	142,897	7,968	1,445,724	1,605,830	160,106	164,283	4,177
子会社・関連会社株式	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
その他有価証券	748,820	758,967	10,146	16,080	5,934	760,401	775,877	15,475	20,246	4,770
公社債	84,500	86,562	2,062	2,062	0	94,075	96,940	2,864	2,864	0
株式	_	_	-	_	_	_	_	-	-	_
外国証券	629,226	636,176	6,950	12,840	5,890	631,367	642,902	11,534	16,140	4,606
公社債	603,626	610,456	6,829	12,019	5,190	546,777	556,771	9,993	14,162	4,168
株式等	25,599	25,720	120	820	699	84,590	86,131	1,540	1,978	437
その他の証券	1,105	1,206	100	100	_	3,520	3,450	△ 70	-	70
買入金銭債権	33,987	35,021	1,033	1,077	43	31,437	32,584	1,146	1,241	94
譲渡性預金	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
その他	_	_	_	_	_	_	_	-	-	_
合 計	2,512,770	2,673,732	160,962	176,376	15,414	2,594,793	2,797,255	202,461	211,690	9,228
公社債	930,955	1,061,275	130,320	132,692	2,371	873,529	1,014,622	141,093	141,113	19
株式	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_
外国証券	1,427,653	1,451,389	23,736	36,515	12,779	1,571,950	1,626,013	54,062	63,091	9,029
公社債	1,401,053	1,424,666	23,613	35,692	12,079	1,487,360	1,539,881	52,521	61,113	8,591
株式等	26,599	26,722	123	823	699	84,590	86,131	1,540	1,978	437
その他の証券	1,105	1,206	100	100	_	3,520	3,450	△ 70	_	70
買入金銭債権	153,056	159,861	6,804	7,068	263	145,792	153,168	7,376	7,485	108
譲渡性預金	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
その他	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
その他 全融商品取引	注上の右価証	ー 巻として取り切	- コストが適当	4と認められる	こまの等を今	- 4.でいます	_	_	_	_

⁽注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

○満期保有目的の債券

○満期保有目的の債券 (単位: 百万)								
区分		2017 年度末		2018 年度末				
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額		
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	311,574	328,973	17,398	366,925	394,085	27,159		
公社債	39,659	45,788	6,129	43,219	49,519	6,299		
外国証券	236,032	245,747	9,714	286,066	305,342	19,275		
その他	35,882	37,437	1,554	37,639	39,223	1,584		
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	68,199	66,687	△ 1,511	21,741	21,461	△ 279		
公社債	4,083	4,000	△ 82	995	994	△ 1		
外国証券	60,950	59,553	△ 1,397	19,795	19,525	△ 270		
その他	3,165	3,134	△ 30	949	941	Δ8		

○責任準備金対応債券

区分		2017 年度末		2018 年度末				
© 1J	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額		
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	1,127,094	1,269,991	142,897	1,309,467	1,473,751	164,283		
公社債	753,441	877,941	124,500	714,146	846,095	131,948		
外国証券	306,834	320,794	13,960	521,544	549,220	27,675		
その他	66,819	71,255	4,435	73,776	78,435	4,659		
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	257,081	249,112	△ 7,968	136,257	132,079	△ 4,177		
公社債	49,271	46,982	△ 2,288	21,091	21,073	△ 18		
外国証券	194,609	189,118	△ 5,491	113,175	109,022	△ 4,152		
その他	13,200	13.011	△ 188	1.989	1.983	Δ6		

49

○その他有価証券 (単位 : 百万円)

区分		2017 年度末			2018 年度末	
<u> </u>	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超える もの	504,980	521,061	16,080	578,340	598,586	20,246
公社債	83,434	85,497	2,062	94,075	96,939	2,864
株式	_	_	_	_	_	_
外国証券	395,155	407,995	12,840	456,843	472,983	16,140
その他の証券	1,105	1,206	100	_	_	_
買入金銭債権	25,285	26,362	1,077	27,421	28,662	1,241
譲渡性預金	-		-	_	_	_
その他	_	_	_	_	_	_
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	243,839	237,905	△ 5,934	182,061	177,291	△ 4,770
公社債	1,065	1,065	Δ0	0	0	Δ0
株式	_	_	_	_	_	_
外国証券	234,071	228,181	△ 5,890	174,524	169,918	△ 4,606
その他の証券	_	_	-	3,520	3,450	△ 70
買入金銭債権	8,702	8,658	△ 43	4,015	3,921	△ 94
譲渡性預金	_	_	-	_	_	_
その他	_	_	_	_	_	_

●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	2017 年度末	2018 年度末
満期保有目的の債券	_	_
非上場外国債券	_	_
その他	_	_
責任準備金対応債券	_	_
子会社・関連会社株式	_	_
その他有価証券	38,208	46,942
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	17	15
非上場外国株式 (店頭売買株式を除く)	_	_
非上場外国債券	_	_
その他	38,191	46,927
合 計	38,208	46,942

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報

1. 定性的情報

①取引の内容

当社では、債券先物、金利スワップ、為替先物予約、通貨オプション、通貨スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ、 株式先物等の取引を行っています。

②利用目的 · 取組方針

金利、為替及び株式相場等、金融市場の将来的な変動が、当社財務の健全性に与える影響を緩和すべく、ALM(資産負債総合管理)の観点等から、リスクコントロール及び資産運用の効率化を図る目的で活用しています。

金利スワップについては、保険契約負債を対象としたヘッジ目的と外債ポートフォリオのデュレーションコントロール目的が主な取引となっています。円金利スワップ取引の一部については、業種別監査委員会報告第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(2002年9月3日 日本公認会計士協会)(以下、「第26号報告」)に則り、繰延ヘッジ処理を行っています。

繰延ヘッジの適用にあたっては、年限毎の金利スワップと負債の残高の比率を一定程度にコントロールすることとし、ヘッジの有効性の評価については、同第 26 号報告に準拠した取り扱いとしています。

為替先物予約については、基本的に為替リスクを軽減するため、主として外貨建資産を対象としたヘッジ目的の取引として取り組んでいます。

(単位:百万円)

③リスクの内容

当社で保持しているデリバティブポジションは、ALM リスク、市場リスク、及び信用リスクを有しています。ALM リスク及び市場リスクについては、デリバティブの利用目的が主として資産負債のデュレーションミスマッチの軽減、及び現物資産等の価格変動のヘッジ等、リスクコントロールを目的としているため、限定的であると考えられます。また、信用リスクについても社債投資と同様に厳格なリスク管理によりリミット管理されており、カウンターパーティーリスクについては、セントラルカウンターパーティーを利用していること、それ以外の取引先については信用度の高い相手に限定していること、必要に応じ担保設定を行っていることなどから、限定的であると判断しています。

④ リスク管理体制

ALM リスク等、デリバティブ取引に伴う各種リスクの状況について、リスク管理方針、資産運用リスク管理規程等に基づき、 資産運用リスク管理部署が一元的にモニターし、定期的にリスク管理委員会を通じ経営執行会議へ報告する体制を整えています。

2. 定量的情報

①差損益の内訳 (ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計
ヘッジ会計適用分	5,526	_	_	_	_	5,526
ヘッジ会計非適用分	37,797	△ 1,884	_	△ 25	2,130	38,018
合 計	43,324	△ 1,884	_	△ 25	2,130	43,545

(注) ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

○金利関連

プット

金利スワップ

その他売建

買建

合 計

固定金利受取 / 変動金利支払

固定金利支払 / 変動金利受取

変動金利受取/変動金利支払

(単位:百万円)

2017 年度末 2018 年度末 区分 種 類 契約額等 差損益 差損益 うち1年超 うち1年超 金利先物 売建 買建 金利オプション 売建 コール (-)(--)到所 プット (--)(-)買建 コール (-)(-)プット (-)(-)金利先渡契約 売建 買建 金利オプション スワップション 売建 コール (—) (—) プット (—) (—) 買建 コール 店頭 (—) (—)

(注) 1. 時価の算定方法については、公表されている市場金利を基準として、将来のキャッシュ・フロー差額を現在価値に割り引いた理論価格によっています。

9,508

10,396

10,396

19,905

(—)

(-)

1,579,817

54,506

△ 16,708

54,506

37,797

△ 16,708

9,508 | 2,706,746 | 2,373,022

1,788,114

2. 上記契約額等は、この金額自体がデリバティブ取引に関わる市場リスク量を示すものではありません。

(-)

(--)

2,784,382 1,728,116

1,393,680

1,470,979

- 3. 括弧内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
- 4. 金利先物と金利先渡契約の時価は、差金決済額(差損益)を記載しています。
- 5. 「差損益」は、金融派生商品収益又は金融派生商品費用として損益計算書に計上しています。

〇通貨関連 (単位:百万円)

I⊽			2017 £	 F度末			2018	年度末	
分	種類	契約額等	うち 1 年超	時価	差損益	契約額等		時価	差損益
	通貨先物		7 7 1 NC				, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
		<u> </u>	_		_	—			
		—				—			
	分 種類 契約額等 うち1年超 時価 差損益 契約額等 うち1年起								
		_				_			
取		(_)			·····	(_)			
릸	プット								
PJT		(_)			·····	(_)			
	J—,V	_					-		
	→° I	(—)			<u> </u>	(—)			
	J 9 F						_		
	VZ-45 (F-Vertan//)	(—)				(—)		_	_
		<u> </u>				<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>
		_	_	_		_		_	
								△ 623	△ 623
				1,350	1,350		-	△ 632	△ 632
			<u> </u>					44	44
	L		<u> </u>	150	150	18,203		△ 35	△ 35
	うち ユーロ / 米ドル		—		6	<u> </u>	-	<u> </u>	<u> </u>
		46,952	_	105	105		_	84	84
	うち 米ドル / 円	33,886	_	109	109	7,954	_	36	36
		3,272	_	△9	△9	10,800	_	35	35
	うち 豪ドル / 円	9,550	_	4	4	1,560	_	12	12
	うち 豪ドル / 米ドル	244	_	0	0	_	_	_	_
店	通貨オプション								
頭	- 売建								
	コール	_	_			_	—		
		(—)		_	_	(—)			_
	プット	_	_			_	—		
		(_)		_		(_)		—	_
		(_)		·····	······	(_)			
	プット								
		(_)				(_)		_	
	通貨スワップ		77 170			-	67 207	 △ 1,797	
	ļ							\triangle 1,797 \triangle 2,111	\triangle 2,111
								313 452	313 452
_		37,000	37,000	485		37,000	37,000	452	452
	āT				4,235				△ 1,884

- (注) 1. 時価の算定方法については、ブローカーより入手した TTM、割引レート等を基準として、当社で算出した理論価格によっています。
 - 2. 上記契約額等は、この金額自体がデリバティブ取引に関わる市場リスク量を示すものではありません。
 - 3. 括弧内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
 - 4. オプション取引について、「差損益」欄にはオプション料と時価との差額を記載しています。
 - 5. 通貨スワップ欄には、通貨・金利スワップが含まれています。
 - 6. 通貨先物、通貨先渡契約と為替予約の時価は、差金決済額(差損益)を記載しています。
 - 7. 「店頭・その他」のトータル・リターン・スワップは、為替に関わるリスクをヘッジする契約を記載しています。また、時価は、ブローカーにより算出された価格に基づく期末日の差損益を計上しています。
 - 8.「差損益」は、金融派生商品収益又は金融派生商品費用として損益計算書に計上しています。

○株式関連

該当ありません。

〇債券関連 (単位:百万円)

			2017	年度末			2018		半位.6/17/
区分	種 類	契約額等	うち 1 年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
	債券先物								
	済先物	_	△ 25	△ 25					
		_	_						
הם	コール	_					_		
取引所		(_)				(—)		_	—
所	プット	_				_	_		
		(—)				(—)			_
	コール		<u> </u>			_	<u> </u>		
	→° I	(—)				(—)		_	_
									
	オプション	(—)		_		(—)		_	
		_							
		(_)				(_)		_	
	プット								
		(_)			_	(—)		_	—
店		_	_			_	_		
店頭		()		_	_	(—)		_	_
	プット	_	_			_	_		
		()		_	_	(—)		_	_
	その他								
	売建	_				_	_		
		(-)				(—)		_	
	買建								
_		(-)		_		(_)		_	
台	計				6				△ 25

- (注) 1. 時価の算定方法については、期末日の清算値又は終値によっています。
 - 2. 上記契約額等は、この金額自体がデリバティブ取引に関わる市場リスク量を示すものではありません。
 - 3. 括弧内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
 - 4. オプション取引について、「差損益」欄にはオプション料と時価との差額を記載しています。
 - 5. 債券先物の時価は、差金決済額(差損益)を記載しています。
 - 6. 「差損益」は、金融派生商品収益又は金融派生商品費用として損益計算書に計上しています。

○クレジットデリバティブ取引

区			2017	年度末		2018 年度末				
分	種類	契約額等	うち 1 年超	時価	差損益	契約額等	うち 1 年超	時価	差損益	
	クレジット・デフォルト・スワップ									
上頭	売建	136,234	99,309	2,032	2,032	124,220	94,140	2,130	2,130	
100	買建	_	_	_	_	_	_	_	_	
合	計				2,032				2,130	

- (注) 1. 時価の算定方法については、契約を締結しているカウンターパーティから提示された価格について、当社がその妥当性を検証した上で、当該価格によっています。
 - 2.「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引を表しています。
 - 3. 「差損益」は、金融派生商品収益又は金融派生商品費用として損益計算書に計上しています。

③ヘッジ会計が適用されているもの

○金利関連 (単位: 百万円)

ヘッジ会計の	1年 米石			2017 年度末		2018 年度末			
方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	うち 1 年超	時価	契約額等	うち 1 年超	時価	
	金利先物								
	売建		_	_	_	_	<u> </u>	_	
	買建		_	_	_	_	<u> </u>	_	
	金利オプション								
	売建								
	コール		_	_		_	<u> </u>		
			(_)		_	(_)		_	
	プット		_	_		_	<u> </u>		
			(_)		_	(_)		_	
	買建								
	コール		_	_		_	_		
			(—)		_	(—)		_	
	プット		_	_		_	_		
			(_)		_	(_)		_	
	金利先渡契約								
					_	_	_	_	
	 買建		_		_	_	_	_	
	金利オプション								
	スワップション								
	コール		_			_	_		
			(—)		<u> </u>	(—)		_	
	プット					—	_		
	······		(—)		—	(—)			
	 買建								
	コール		_			_	_		
			(_)		—	(—)		—	
	プット		—			_	_		
			(_)		_	(—)		_	
繰延ヘッジ処理	金利スワップ								
	固定金利受取 / 変動金利支払	保険契約負債	69,600	59,800	6,384	56,300	48,000	5,526	
	固定金利支払 / 変動金利受取		—	—	_	_	_	_	
	変動金利受取 / 変動金利支払		_	_	—	_	_	_	
	その他								
	 - 売建		_	_		_	_		
			(—)		—	(_)		_	
	 買建		— — —	_		_	_		
			(—)		—	(—)		_	
合 計					6,384			5,526	

- (注) 1. 時価の算定方法については、公表されている市場金利を基準として、将来のキャッシュ・フロー差額を現在価値に割り引いた理論価格によっています。
 - 2. 上記契約額等は、この金額自体がデリバティブ取引に関わる市場リスク量を示すものではありません。
 - 3. 括弧内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
 - 4. 金利先物と金利先渡契約の時価は、差金決済額(差損益)を記載しています。

○通貨関連

該当ありません。

○株式関連

該当ありません。

○債券関連

該当ありません。

○その他

該当ありません。

V - 10 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位:百万円)

		2017 年度	2018年度
基礎利益	А	29,640	30,811
キャピタル収益		84,640	26,387
金銭の信託運用益		_	_
売買目的有価証券運用益		_	_
有価証券売却益		11,392	6,255
金融派生商品収益		20,470	_
為替差益		_	19,971
その他キャピタル収益		52,777	160
キャピタル費用		69,820	24,888
金銭の信託運用損		_	_
売買目的有価証券運用損		_	_
有価証券売却損		1,486	5,108
有価証券評価損		471	174
金融派生商品費用		_	3,953
為替差損		67,133	_
その他キャピタル費用		728	15,651
キャピタル損益	В	14,819	1,499
キャピタル損益含み基礎利益	A + B	44,460	32,310
臨時収益		0	0
再保険収入		_	_
危険準備金戻入額		_	_
個別貸倒引当金戻入額		0	0
その他臨時収益		_	_
臨時費用		818	3,283
再保険料		_	_
危険準備金繰入額		818	3,283
個別貸倒引当金繰入額		_	_
特定海外債権引当勘定繰入額		_	_
貸付金償却		_	_
その他臨時費用		_	_
臨時損益	С	△817	△3,282
経常利益	A + B + C	43,642	29,027

(参考) その他キャピタル収益・費用の内訳

	2017 年度	2018 年度
その他キャピタル収益	52,777	160
資産運用収益に含まれるキャピタル収益	_	160
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	50,650	_
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額	2,126	_
その他キャピタル費用	728	15,651
資産運用収益に含まれるキャピタル費用	728	_
外貨建て保険契約に係る市場為替レート変動の影響額	_	7,887
マーケット・ヴァリュー・アジャストメントに係る解約返戻金変動の影響額	_	7,764

V - 11 会社法による会計監査人の監査について

会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、会社法第435条第2項の計算書類等(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びその附属明細書)については、有限責任あずさ監査法人の監査を受けています。

V - 12 代表者の財務諸表に関する適正性及び内部監査の有効性の確認

当社の代表取締役社長である井本満は、当社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第72期事業年度の財務諸表等(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書)について、すべての重要な点において適正に表示していることを確認しました。

また、当該確認を行うにあたり、財務諸表等が適正に作成される以下の体制が整備され、機能していることを確認しました。

- ①財務諸表等の作成にあたって、その業務分担と所管部署が明確化されており、各所管部署において適切な業務体制が構築されていること。
- ②独立した内部監査部門が設置され、内部管理体制の適切性・有効性を検証し、重要な事項については経営執行会議等に報告する体制が整備されていること。

VI.業務の状況を示す指標等

VI - 1 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況

当社の2018年度の事業成績は次のとおりです。

2018年度末における保有契約高は、個人保険及び個人年金保険の合計で3兆1,869億円(前年度末比102.5%)となりました。 団体保険の保有契約高は1百万円(前年度末比87.0%)、団体年金保険は11億円(前年度末比99.6%)となりました。 収支状況につきましては、収入面では、保険料等収入が2,936億円(前年度比125.7%)、資産運用収益が1,059億円(前年度比97.7%)となりました。支出面では、保険金等支払金が2,317億円(前年度比103.4%)、資産運用費用が125億円(前年度比17.4%)、事業費が224億円(前年度比118.9%)となりました。

総資産については、本年度中に 1,067 億円増加し、2 兆 8,596 億円となりました。

(2) 保有契約高及び新契約高

保有契約高 (単位:千件、百万円、%)

		20	17 年度末		2018 年度末				
区分	件数	前年度末比	金額	前年度末比	件数	前年度末比	金額	前年度末比	
個人保険	139	95.7	1,639,155	96.7	132	95.0	1,565,805	95.5	
個人年金保険	169	106.7	1,470,299	103.1	185	109.4	1,621,136	110.3	
団体保険	_	_	1	84.1	_	_	1	87.0	
団体年金保険	_	_	1,180	100.0	_	_	1,175	99.6	

- (注) 1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資(ただし個人変額年金保険については保険料積立金)と年金支払開始後 契約の責任準備金を合計したものです。
 - 2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

新契約高 (単位: 千件、百万円、%)

			20	17 年度			2018 年度					
区分	件数	前年度比	金額	前年度比	新契約	転換による純増加	件数	前年度比	金額	前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	4	77.7	173,914	96.5	173,914	_	3	82.6	150,912	86.8	150,912	_
個人年金保険	15	98.7	173,721	95.2	173,721	_	21	134.2	232,265	133.7	232,265	_
団体保険	_	<u> </u>	_	_	<u> </u>	_	_	_	_	_	<u> </u>	_
団体年金保険		_	_		_	_	_	_		_		_

- (注) 1. 件数は、新契約に転換後契約を加えた数値です。
 - 2. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資(ただし、個人変額年金保険については基本給付金(一時払保険料相当額))です。

(3) 年換算保険料

保有契約 (単位: 百万円、%)

2017 年度末		2018 年度末	
	前年度末比		前年度末比
126,368	95.9	120,052	95.0
122,467	96.3	144,270	117.8
248,836	96.1	264,323	106.2
24,920	93.1	23,004	92.3
	126,368	前年度末比 126,368 95.9 122,467 96.3	前年度末比 126,368 95.9 120,052 122,467 96.3 144,270

区分	2017 年度		2018 年度	
<u> </u>		前年度比		前年度比
個人保険	13,854	93.5	12,085	87.2
個人年金保険	87,412	55.4	137,421	157.2
合 計	101,267	58.6	149,506	147.6
うち医療保障・生前給付保障等	157	30.1	174	111.3

- (注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
 - 2. 医療保障・生前給付保障等には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。
 - 3. 新契約の年換算保険料において、転換契約については転換純増に係る年換算保険料を計上しています。

(4) 保障機能別保有契約高

(単位:百万円)

	∇ Δ		保有金額	
		区分	2017 年度末	2018 年度末
		個人保険	1,639,100	1,565,753
		個人年金保険	65	65
	普通死亡	団体保険		_
		団体年金保険	<u> </u>	-
		その他共計	1,639,165	1,565,818
	E	個人保険	(95,619)	(86,843)
死		個人年金保険	(7,854)	(6,335)
死亡保障	災害死亡	団体保険	(-)	(_)
障		団体年金保険	(-)	(_)
'		その他共計	(103,474)	(93,178)
		個人保険	(691,177)	(648,426)
		個人年金保険	(-)	(—)
	その他の条件付死亡	団体保険	(-)	()
		団体年金保険	(-)	()
		その他共計	(691,177)	(648,426)
		個人保険	55	52
		個人年金保険	364,169	448,031
	満期・生存給付	団体保険		
	71-3743 == 15 11-15	団体年金保険	_	·····
		その他共計	364,228	448,084
		個人保険	(940)	(745)
生		個人年金保険	(107,379)	(122,052)
存	年金	団体保険	(0)	(0)
生存保障	1 312	団体年金保険	(_)	(_)
		その他共計	(108,327)	(122,805)
		個人保険	(100,321)	(122,003)
		個人年金保険	1,106,064	1,173,039
	その他	団体保険	1,100,007	1,173,033
	C 47/1E	団体年金保険	1,180	1,175
		その他共計	1,107,311	1,174,280
		個人保険	(133)	(124)
		個人年金保険	(5)	(4)
	災害入院	団体保険	(_)	(_)
	火品八帆	団体年金保険		(_)
		その他共計	(139)	(128)
		個人保険	(127)	(118)
λ		個人年金保険	(5)	(4)
院	疾病入院	団体保険	(_)	(+)
入院保障	がハントル	団体年金保険	(_)	(—)
早		の他共計	(133)	(123)
		一 その他共前 一 個人保険	(723)	(672)
		個人年金保険	(-)	(-)
	スの他の名供付き時		(_)	(-)
	その他の条件付入院	団体保険		(-)
		団体年金保険	(-)	(-)
		その他共計	(723)	(672)

- (注) 1. 括弧内数値は主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
 - 2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険(年金特約)の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資(ただし個人変額 年金保険については保険料積立金)を表します。
 - 3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
 - 4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険(年金支払開始後)、団体保険(年金特約年金支払開始後)、団体年金保険の責任準備金を表します。
 - 5. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。
 - 6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は、主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

(単位:件)

区分		保有·	件数
<u> </u>	E 73		2018 年度末
	個人保険	13,101	11,788
	個人年金保険	_	_
障害保障	団体保険	_	_
	団体年金保険	_	_
	その他共計	13,101	11,788
	個人保険	41,514	38,408
	個人年金保険	1,303	1,091
手術保障	団体保険	_	_
	団体年金保険	_	_
	その他共計	42,817	39,499

(5) 個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位:百万円)

区分		保有:	金額
L.	E 7)		2018 年度末
	終身保険	732,732	716,645
死亡保険	定期付終身保険	_	_
7661	定期保険	773,320	731,953
	その他共計	1,597,615	1,532,045
	養老保険	12,764	10,016
 生死混合保険	定期付養老保険	_	_
上外。 	生存給付金付定期保険	_	_
	その他共計	41,539	33,759
生存保険		_	_
年金保険	個人年金保険	1,470,299	1,621,136
	災害割増特約	38,964	35,257
	傷害特約	48,698	43,835
 災害・疾病関係特約	災害入院特約	69	61
人口,	疾病特約	63	56
	成人病特約	_	_
	その他の条件付入院特約	27	25

⁽注) 1. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資 (ただし、個人変額年金保険については保険料積立金) と年金支払開始後 契約の責任準備金を合計したものです。

(6) 契約者配当の状況

団体年金保険(遺族年金特約のみ)の契約者配当金は、団体の規模、保険金等の支払実績に応じてお支払いします。 個人保険、個人年金保険の契約者配当はありません。

^{2.} 入院特約の金額は、入院給付日額を表します。

VI - 2 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

区 分	2017 年度	2018 年度
個人保険	△ 3.3%	△ 4.5%
個人年金保険	3.1%	10.3%
団体保険	△ 15.9%	△ 13.0%
団体年金保険	0.0%	△ 0.4%

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)

(単位:千円)

区分	2017 年度	2018 年度
新契約平均保険金	38,647	40,611
保有契約平均保険金	11,728	11,789

⁽注) 新契約平均保険金については、転換契約を含んでいません。

(3) 新契約率(対年度始)

区 分	2017 年度	2018年度
個人保険	10.3%	9.2%
個人年金保険	12.2%	15.8%
団体保険	0.0%	0.0%

⁽注) 転換契約は含んでいません。

(4) 解約失効率(対年度始)

区 分	2017 年度	2018 年度
個人保険	11.0%	11.9%
個人年金保険	0.8%	0.8%
団体保険	_	_

(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約)

(単位:円)

2017 年度	2018 年度
436,074	490,737

⁽注) 転換契約は含んでいません。

(6) 死亡率 (個人保険主契約)

件数率		金額率	
2017 年度	2018 年度	2017 年度	2018 年度
22.771‰	24.525‰	20.552‰	21.924‰

(7) 特約発生率 (個人保険)

(単位:‰)

区 分		2017 年度	2018 年度
災害死亡保障契約	件数	0.429	0.380
火告死亡体障关剂	金額	0.369	0.163
障害保障契約	件数	0.436	1.045
[] [] [] [] [] [] [] [] [] []	金額	0.123	0.243
災害入院保障契約	件数	6.091	7.655
火告八所休障关剂	金額	189.4	220.1
疾病入院保障契約	件数	76.066	80.779
(大)的人)元体學关前()	金額	1,717.9	1,643.3
成人病入院保障契約	件数	_	_
10人的人所术障关剂	金額	_	_
疾病・傷害手術保障契約	件数	39.466	40.940
成人病手術保障契約	件数		_

(8) 事業費率 (対収入保険料)

2017 年度	2018 年度
8.1%	7.7%

(注) 賞与引当金積増額を含んでいます。

(9) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

2017 年度	2018 年度
7	7

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、 支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

2017 年度	2018 年度	
99.8%	99.8%	

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の 格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

格付区分	2017 年度	2018 年度
AAA	_	_
AA +	8.2%	6.4%
AA —	5.9%	5.3%
A +	85.9%	88.3%

(注) 格付は S&P 社によるものに基づいています。

(12) 未だ収受していない再保険金の額

(単位:百万円)

2017 年度	2018 年度
133	119

上記(9)から(12)について、保険業法施行規則第71条に基づいて保険料積立金を積み立てないとした第三分野保険について、該当はありません。

(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

	2017 年度	2018 年度
第三分野発生率	7.1%	6.7%
医療(疾病)	35.6%	35.3%
がん	5.5%	5.1%
介護	0.0%	0.0%
その他	37.1%	43.9%

VI-3 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位:百万円)

	区 分	2017 年度末	2018 年度末
	死亡保険金	4,308	3,808
	災害保険金	5	3
保険	高度障害保険金	31	46
金	満期保険金	248	262
717	その他	_	_
	小 計	4,592	4,121
年金	È	2,269	2,744
給作	寸金	2,978	2,411
解約	り返戻金	14,711	15,190
保险	食金据置支払金	14	25
その	D他共計	24,577	24,506

(2) 責任準備金明細表

(単位:百万円)

	区 分	2017 年度末	2018 年度末
	個人保険	968,069	968,845
	(一般勘定)	964,200	965,213
	(特別勘定)	3,869	3,631
	個人年金保険	1,393,536	1,494,499
書	(一般勘定)	1,368,093	1,470,379
責任準備金	(特別勘定)	25,442	24,119
準	団体保険	1	1
帰	(一般勘定)	1	1
1 -	(特別勘定)	_	_
(除危険準備金)	団体年金保険	1,180	1,175
険	(一般勘定)	1,180	1,175
	(特別勘定)	_	_
個	その他	69	64
	(一般勘定)	69	64
	(特別勘定)	_	_
	小計	2,362,857	2,464,585
	(一般勘定)	2,333,544	2,436,834
	(特別勘定)	29,312	27,751
危	食準備金	20,025	23,308
合	計	2,382,882	2,487,894
	(一般勘定)	2,353,570	2,460,142
	(特別勘定)	29,312	27,751

(3) 責任準備金残高の内訳

(単位:百万円)

区 分	保険料積立金	未経過保険料	払戻積立金	危険準備金	年度末合計
2017 年度末	2,319,146	43,710	_	20,025	2,382,882
2018 年度末	2,425,835	38,750	_	23,308	2,487,894

(4) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)

①責任準備金の積立方式、積立率

		2017 年度末	2018 年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
復立/ノル	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率(危険準備金を除く)		100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。なお、団体保険及び団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
 - 2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては 1996 年大蔵省告示第 48 号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

②責任準備金残高(契約年度別)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
~ 1980 年度	2,381	4.00% ~ 6.00%
1981 年度~ 1985 年度	2,524	4.00% ~ 6.25%
1986 年度~ 1990 年度	27,830	4.00% ~ 6.25%
1991 年度~ 1995 年度	46,803	2.25% ~ 6.25%
1996 年度~ 2000 年度	51,816	1.75% ~ 3.10%
2001 年度~ 2005 年度	51,185	0.47% ~ 1.50%
2006 年度~ 2010 年度	508,797	0.05% ~ 1.50%
2011 年度	134,816	0.05% ~ 1.50%
2012 年度	118,721	0.05% ~ 4.12%
2013 年度	164,883	0.05% ~ 4.73%
2014 年度	313,156	0.05% ~ 4.45%
2015 年度	398,859	0.05% ~ 3.32%
2016年度	235,154	0.05% ~ 3.36%
2017 年度	161,239	0.00% ~ 3.99%
2018年度	217,420	0.00% ~ 4.42%

⁽注) 1.「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金(特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く)を記載しています。

(5) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る 一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

①責任準備金残高 (一般勘定)

(単位:百万円)

(単位:百万円)

	2017 年度末	2018 年度末
責任準備金残高(一般勘定)	35	34

- (注) 1. 保険業法施行規則第68条に規定する保険契約(標準責任準備金対象契約)を対象としています。
 - 2.「責任準備金残高(一般勘定)」は最低保証に係る保険料積立金を記載しています。

②算出方法、その計算の基礎となる係数

算出方法		1996 年大蔵省告示第 48 号に定める代替的方式 (シナリオテスティング方式)
	予定死亡率 割引率	1996 年大蔵省告示第 48 号に定める率
計算の	期待収益率	1996 年大蔵省告示第 48 号に定める率 ただし、「VC 世界バランス」特別勘定の場合、1996 年大蔵省告示 第 48 号に定める率から 0.08%を差し引いた率とする。
基礎となる係数	ボラティリティ	1996 年大蔵省告示第 48 号に定める率 ただし、同告示で規定されていない ・外貨建不動産投資信託は 18.1%。 ・円貨建不動産投資信託は 18.4%。 ・外貨建短期資金は 11.7%。 ・円負建短期資金は 0.3%。 ・商品デリバティブ取引は 22.3%。 ・「VC 世界バランス」特別勘定は 6.2%とする。
	予定解約率	0%

(6) 契約者配当準備金明細表

(単位:百万円)

	区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合 計
	当期首現在高	567	171	_	0	0	_	738
	利息による増加	0	0	_	_	0	_	0
1 1	配当金支払による減少	55	51	_	0	_	_	107
7	当期繰入額	△ 1	△ 0	_	0	_	_	△ 2
年度		510	118	_	0	0	_	629
	当期不坑江向	(510)	(118)	(_)	(_)	(0)	(_)	(629)
	当期首現在高	510	118	_	0	0	_	629
	利息による増加	0	0	_	_	_	_	0
1	配当金支払による減少	35	37	_	0	0	_	73
8	当期繰入額	\triangle 0	△ 0	_	0	_	_	△ 0
年度		474	80	_	0	_	_	555
152		(474)	(80)	(_)	(_)	(_)	(_)	(555)

(注)()内はうち積立配当金額です。

^{2.「}予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(7) 引当金明細表

(単位:百万円)

区 分	当期首残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由及び算定方法
貸倒引当金	169	170	0	会計方針に記載済みにつき記載省略
一般貸倒引当金	7	8	1	同上
個別貸倒引当金	162	162	△ 0	同上
特定海外債権引当勘定	_	_	_	
退職給付引当金	1,759	1,903	144	会計方針に記載済みにつき記載省略
役員退職慰労引当金	77	95	17	同上
価格変動準備金	9,776	11,512	1,735	同上

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 資本金等明細表

(単位:百万円)

		区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
Ě	資本金		30,519			30,519	
	うち 既発行株式	普通株式	(174,641 株) 30,419	(一株)	(– 株)	(174,641 株) 30,419	
	M#1 J 1本工(計	30,419	_	_	30,419	
		資本準備金	17,481	_	_	17,481	
員	資本剰余金	その他資本剰余金	_	_	_	_	
		計	17,481	_	_	17,481	

(10) 保険料明細表

(単位:百万円)

区 分	2017 年度	2018年度
個人保険	117,598	110,576
(うち一時払)	35,729	35,489
(うち年払)	73,443	67,486
(うち半年払)	245	222
(うち月払)	8,180	7,378
個人年金保険	114,375	181,321
(うち一時払)	111,853	176,462
(うち年払)	776	1,088
(うち半年払)	_	_
(うち月払)	1,745	3,770
団体保険	_	_
団体年金保険	95	95
その他共計	232,069	291,993

(11) 保険金明細表

(単位:百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2018 年度 合計	2017 年度 合計
死亡保険金	28,126	_	_	_	_	_	28,126	25,953
災害保険金	14	_	_	_	_	—	14	25
高度障害保険金	151	_	_	_	_	_	151	199
満期保険金	1,695	3	_	_	_	_	1,698	1,794
その他	_	_	_	_	_	_	_	_
合 計	29,987	3	_	_			29,990	27,973

(12) 年金明細表

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2018 年度 合計	2017 年度 合計
_	78,112	0	1	7	_	78,121	75,259

(13) 給付金明細表

(単位:百万円)

区分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2018 年度 合計	2017 年度 合計
死亡給付金	8,491	2,818	_	_	_	_	11,309	11,397
入院給付金	583	6	_	_	_	_	589	785
手術給付金	254	5	_	_	_	_	260	273
障害給付金	11	_	_	_	_	_	11	6
生存給付金	4,377	843	_	_	_	_	5,221	2,807
その他	149	24,494	-	102	_	-	24,746	22,629
合 計	13,867	28,168	_	102	_	_	42,138	37,899

(14) 解約返戻金明細表

(単位:百万円)

個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	2018 年度 合計	2017 年度 合計
68,684	6,774	_	_	_	_	75,459	77,170

(15) 減価償却費明細表

(単位:百万円)

区分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	1,747	187	1,220	526	69.8%
建物	348	21	206	142	59.2%
リース資産	13	2	13	_	100.0%
その他の有形固定資産	1,385	163	1,000	384	72.2%
無形固定資産	4,464	566	1,491	2,973	33.4%
その他	689	108	383	305	55.7%
合 計	6,901	862	3,096	3,805	44.9%

(16) 事業費明細表

(単位:百万円)

区分	2017 年度	2018 年度
営業活動費	9,375	11,251
営業管理費	638	1,100
一般管理費	8,869	10,097
合 計	18,883	22,449

(注) 一般管理費のうち、生命保険契約者保護機構に対する負担金について、2017年度は278百万円、2018年度は306百万円です。

(17) 税金明細表

(単位:百万円)

区分	2017 年度	2018 年度
国税	862	1,085
消費税	663	845
地方法人特別税	189	229
印紙税	8	10
登録免許税	0	0
その他の国税	-	_
地方税	666	811
地方消費税	179	228
法人事業税	461	561
固定資産税	12	8
事業所税	11	13
その他の地方税	2	0
合 計	1,529	1,897

(18) リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引については、少額であり 重要性がないため、記載を省略しています。

(19) 借入金等残存期間別残高

区分		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7 年超 10 年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
2017 年度末	借入金	_	_	_	16,500	_	_	16,500
	社債	_	_	_	3,500	_	63,200	66,700
2018	借入金	_	_	_	16,500	_	_	16,500
年度末	社債	_	_	_	3,500	_	63,200	66,700

VI - 4 資産運用に関する指標等(一般勘定)

(1) 資産運用の概況 (一般勘定)

① 2018 年度の資産の運用状況

a. 運用環境

2018 年度の金融市場は、欧州政情不安の高まり、米中間の通商問題の悪化、英国の EU 離脱交渉の難航など不透明感の 強い幕開けとなりました。いずれの問題も解決を見ず、9月以降は米国が対中制裁関税の第3弾を発動するなど懸念が再 燃し、また年末以降、各主要国で足元の景気に対する見方が悪化しました。その結果、米国連邦準備制度理事会は 1 月 に利上げを見送り、その後も景気悪化への警戒感を反映した緩和的な金融政策へ転換しました。主要国の株価は第3四 半期に大きく下落しましたが、その後は買い戻される展開となりました。国内の株式市場では日経平均株価が概ね前期末 を上回る水準で推移しましたが、12月には1年ぶりに20,000円を下回りました。その後は上昇に転じ、前期末をやや 下回る 21,205 円で年度末を迎えました。国内の債券市場では、7 月に日銀が長期金利の変動幅の拡大を容認したことか ら 0.1%台前半へと水準を切り上げましたが、第 3 四半期以降は低下傾向が継続し、長期金利は年明け以降 3 年ぶりの マイナス金利となりました。海外金利も第3四半期以降に著しく低下し、年度末に米欧など主要国で短期金利が長期金 利を上回る逆イールドが発生しました。外国為替相場では、概ね一貫して主要通貨に対してドル高基調となりました。ま た、アルゼンチンやトルコではインフレ率の昂進により現地通貨が対ドルで大幅に減価しました。円相場は年末年始に対 ドルで急激な円高となる局面もありましたが、概ね円安傾向で推移しました。海外主要国の社債(クレジット)市場は、 年度前半はやや軟調ながらも概ね安定的に推移しました。第3四半期から年明けにかけ急激に悪化しましたが、その後 は回復に転じました。野村 BPI 事業債インデックスの対国債スプレッドは前年度末の 29bp から 34bp に上昇して年度 を終えました。一方、iTraxx Japan インデックスは、主に構成銘柄の入れ替えによる影響のため、前年度末の 49bp か ら 60bp に上昇しました。

b. 当社の運用方針

当社では、資産と負債を適切にコントロールするALMを基本に据え、資産の長期性・安定性・収益性に留意したポートフォリオ運営を行っています。具体的には、安定した利息収入を得られる円建ての公社債、外貨建て保険負債とマッチする外貨建て公社債をポートフォリオの中核としています。一方、価格変動性の高い株式などリスク性資産への投資は最小限に抑えつつも、ポートフォリオ及び収益機会の分散化・多様化の観点から、許容できるリスクの範囲内で取り組んでいます。また、円建て保険負債に対応した外国証券投資については、適切な為替リスクコントロールの下、中長期的な収益向上の観点からの組み入れを行っています。引き続きリスク管理体制の強化と資産の健全性の確保、及び運用効率の向上に努めてまいります。

c. 運用実績の概況

2018 年度末の一般勘定資産は前年度末比 1,082 億円増加し、2 兆 8,319 億円となりました。主な内訳は、①国内公社 債 8,763 億円(前年度末比 566 億円減)、②外国公社債 1 兆 4,973 億円(同 894 億円増)、③買入金銭債権 1,469 億円(同 71 億円減)、④外国株式等 1,310 億円(同 689 億円増)でした。また、これら①~④の一般勘定資産に占める割合は合計 93.6%です。なお、②外国公社債の大半は外貨建て保険負債にマッチした外貨建て公社債への投資のほか、サムライ債(円建て外債)、為替リスクをヘッジした上で専ら信用スプレッドの獲得を目的とした投資です。

当期の資産運用関係収益は、前年度比11億円減の1,054億円となりました。これは、為替差益199億円を計上したことや、利息及び配当金等収入が790億円(同46億円増)と前年度比で増加したことの一方で、前期に計上した金融派生商品収益204億円がはく落したこと、有価証券売却益が62億円(同51億円減)と前年度比で減少したことなどによるものです。

一方、資産運用関係費用は、前年度比 595 億円減の 125 億円となりました。これは、前期に計上した為替差損 671 億円がはく落したことなどによるものです。

②ポートフォリオの推移

a. 資産の構成

区分	2017 年度末		2018 年度末	
区 刀	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	53,905	2.0	48,681	1.7
買現先勘定	_	_	-	_
債券貸借取引支払保証金	_	_	-	_
買入金銭債権	154,089	5.7	146,939	5.2
商品有価証券	_	_	_	_
金銭の信託	_	_	_	_
有価証券	2,406,008	88.3	2,510,318	88.6
公社債	933,017	34.3	876,393	30.9
株式	17	0.0	15	0.0
外国証券	1,469,983	54.0	1,628,380	57.5
公社債	1,407,882	51.7	1,497,354	52.9
株式等	62,101	2.3	131,026	4.6
その他の証券	2,988	0.1	5,528	0.2
貸付金	13,662	0.5	14,883	0.5
保険約款貸付	9,432	0.3	9,793	0.3
一般貸付	4,230	0.2	5,090	0.2
不動産	1,795	0.1	1,745	0.1
繰延税金資産	6,604	0.2	6,589	0.2
その他	87,762	3.2	102,954	3.6
貸倒引当金	△ 169	△ 0.0	△ 170	△ 0.0
合 計	2,723,658	100.0	2,831,940	100.0
うち外貨建資産	1,393,767	51.2	1,573,727	55.6

(単位:百万円、%)

b. 資産の増減 (単位: 百万円)

区分	2017 年度	2018 年度
現預金・コールローン	2,146	△ 5,223
買現先勘定	_	_
債券貸借取引支払保証金	_	_
買入金銭債権	3,277	△ 7,150
商品有価証券	_	_
金銭の信託	_	_
有価証券	△ 19,779	104,310
公社債	△ 41,524	△ 56,624
株式	_	△ 2
外国証券	37,091	158,396
公社債	28,400	89,471
株式等	8,691	68,925
その他の証券	△ 15,347	2,540
貸付金	△ 1,435	1,220
保険約款貸付	△ 560	360
一般貸付	△ 875	860
不動産	△ 38	△ 50
繰延税金資産	4,074	△ 15
その他	△ 9,936	15,191
貸倒引当金	2	△0
습 計	△ 21,688	108,282
うち外貨建資産	86,628	179,959

(2) 運用利回り (一般勘定)

(単位:%)

区 分	2017 年度	2018 年度
現預金・コールローン	△ 1.39	1.33
買現先勘定	_	_
債券貸借取引支払保証金	_	_
買入金銭債権	1.50	1.38
商品有価証券	_	_
金銭の信託	_	_
有価証券	0.45	3.65
うち公社債	1.82	1.91
うち株式	17.77	26.16
うち外国証券	△ 0.60	4.55
貸付金	2.44	2.18
うち一般貸付	1.09	0.70
不動産	4.04	3.65
一般勘定計	1.29	3.40
うち海外投融資	△ 0.64	4.50

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益ー資産運用費用として算出した利回りです。

(3) 主要資産の平均残高 (一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	2017 年度	2018 年度
現預金・コールローン	53,355	47,973
買現先勘定	_	_
債券貸借取引支払保証金	_	_
買入金銭債権	151,619	149,512
商品有価証券	_	_
金銭の信託	_	_
有価証券	2,437,940	2,489,311
うち公社債	950,507	894,813
うち株式	17	15
うち外国証券	1,474,679	1,590,492
貸付金	13,416	14,199
うち一般貸付	3,675	4,674
不動産	1,818	1,771
一般勘定計	2,685,610	2,731,772
うち海外投融資	1,512,940	1,629,745

(4) 資産運用収益明細表(一般勘定)

区分	2017 年度	2018 年度
利息及び配当金等収入	74,302	79,000
商品有価証券運用益	_	_
金銭の信託運用益	_	_
売買目的有価証券運用益	_	_
有価証券売却益	11,392	6,255
有価証券償還益	220	196
金融派生商品収益	20,470	_
為替差益	_	19,971
貸倒引当金戻入額	2	_
その他運用収益	191	20
合 計	106,581	105,444

(5) 資産運用費用明細表 (一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	2017 年度	2018 年度
支払利息	1,456	1,467
商品有価証券運用損	_	_
金銭の信託運用損	_	_
売買目的有価証券運用損	_	_
有価証券売却損	1,486	5,108
有価証券評価損	471	174
有価証券償還損	_	_
金融派生商品費用	_	3,953
為替差損	67.133	_
貸倒引当金繰入額	_	0
貸付金償却	_	<u> </u>
賃貸用不動産等減価償却費	22	32
その他運用費用	1,484	1,782
合 計	72,056	12,520

(6) 利息及び配当金等収入明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

区分	2017 年度	2018 年度
預貯金利息	28	49
有価証券利息・配当金	67,324	71,903
公社債利息	14,329	13,361
株式配当金	3	3
外国証券利息配当金	52,258	57,220
貸付金利息	327	311
不動産賃貸料	137	140
その他共計	74,302	79,000

(7) 有価証券売却益明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	2017年度	2018 年度
国債等債券	3,978	4,187
株式等	_	0
外国証券	5,123	2,067
その他共計	11,392	6,255

(8) 有価証券売却損明細表 (一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	2017 年度	2018年度		
国債等債券	147	22		
株式等	_	_		
外国証券	957	5,086		
その他共計	1,486	5,108		

(9) 有価証券評価損明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	2017 年度	2018 年度		
国債等債券	_	_		
株式等	_	_		
外国証券	471	174		
その他共計	471	174		

(10) 商品有価証券明細表(一般勘定)

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高(一般勘定)

該当ありません。

(12) 有価証券明細表 (一般勘定)

(単位:百万円、%)

区分	2017 年度	末	2018 年度末		
<u> </u>	金額	占率	金額	占率	
国債	549,544	22.8	571,074	22.7	
地方債	16,001	0.7	15,990	0.6	
社債	367,471	15.3	289,328	11.5	
うち公社・公団債	306,297	12.7	231,811	9.2	
株式	17	0.0	15	0.0	
外国証券	1,469,983	61.1	1,628,380	64.9	
公社債	1,407,882	58.5	1,497,354	59.6	
株式等	62,101	2.6	131,026	5.2	
その他の証券	2,988	0.1	5,528	0.2	
合 計	2,406,008	100.0	2,510,318	100.0	

(13) 有価証券の残存期間別残高(一般勘定)

(単位:百万円)

						2017 年度	表			2018 年度末						
	区	分	1年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超 (期間の定め のないものを 含む)	合 計	1年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7年超 10年以下	10 年超 (期間の定め のないものを 含む)	合 計
有	価	証券	72,188	324,100	237,057	217,962	291,691	1,263,008	2,406,008	133,410	321,082	240,296	181,663	268,441	1,365,421	2,510,318
	玉	債	10,006	32,700	10,125	41,655	87,190	367,866	549,544	25,024	37,175	29,924	21,974	120,943	336,032	571,074
	地	方債	_	_	_	_	1,223	14,778	16,001	_	_	_	_	1,722	14,267	15,990
	社	債	4,245	19,649	9,201	9,357	9,166	315,852	367,471	9,602	15,681	4,164	7,860	9,859	242,160	289,328
	株	式	_	-	_	_	_	17	17	_	_	_	_	_	15	15
	外	国証券	57,936	271,750	217,730	166,949	194,111	561,504	1,469,983	98,784	268,226	206,208	151,828	135,915	767,417	1,628,380
	Ιſ	公社債	57,936	271,750	217,730	166,949	194,111	499,403	1,407,882	98,784	268,226	206,208	151,828	135,915	636,391	1,497,354
		株式等	_	-	_	_	_	62,101	62,101	_	_	_	_	_	131,026	131,026
7	の他	の証券	_	_	_	_	_	2,988	2,988	_	_	_	_	_	5,528	5,528
買	入金	銭債権	_	4,137	2,004	540	-	147,406	154,089	_	5,079	360	_	1,644	139,855	146,939
話	渡	生預金	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_
7	. の1	他	_	-	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	
É	ì	Ħ	72,188	328,238	239,062	218,503	291,691	1,410,414	2,560,098	133,410	326,162	240,657	181,663	270,086	1,505,277	2,657,257

(14) 保有公社債の期末残高利回り(一般勘定)

(単位:%)

区分	2017 年度末	2018 年度末
公社債	1.66	1.65
外国公社債	3.70	3.79

(注)(額面×クーポンレート)を簿価で除した利回り(残高直利)

(15) 業種別株式保有明細表(一般勘定)

(単位:百万円、%)

	区分	2017 年度		2018 年度末		
		金額	占率	金額	占率	
水産・鳥	農林業	_	_	_		
鉱業		_	_	_	_	
建設業		_		_		
	食料品	_	<u> </u>	_	<u> </u>	
	繊維製品	_	_	_	_	
	パルプ・紙	_	_	_	_	
	化学	0	2.7	0	3.1	
	医薬品	2	14.1	2	16.3	
	石油・石炭製品	_	_	_	_	
	ゴム製品	_	<u> </u>	_	_	
製	ガラス・土石製品	-	_	_	_	
製造業	鉄鋼	_	_	_	_	
	非鉄金属	-	_	_	_	
	金属製品	_	_	_	_	
	機械	_	_	_	_	
	電気機器	_	_	_	_	
	輸送用機器	_	-	_	—	
	精密機器	_	_	_	_	
	その他製品	3	17.6	3	20.4	
電気・ス	ガス業	_	_	_	_	
.k=	陸運業	_	_	_	_	
情	 海運業	-	-	— I		
選点	空運業	-	<u> </u>	_	_	
億・	倉庫・運輸関連業	<u> </u>	-	_	-	
電情報通信業商業保険業金融・	情報・通信業	-	-	_	-	
商	卸売業	_	_	_	_	
業	小売業	_	-	_	_	
	銀行業	_	_	_	_	
保金	証券、商品先物取引業	_	_	_	_	
	保険業	-	<u> </u>	_	_	
	その他金融業	5	28.5	5	33.0	
不動産業		3 20.0				
サービ		3	17.1	0	23.2	
合 計		17	100.0	15	100.0	

(16) 貸付金明細表 (一般勘定)

(単位:百万円)

区分	2017 年度末	2018 年度末
保険約款貸付	9,432	9,793
契約者貸付	7,271	7,633
保険料振替貸付	2,160	2,159
一般貸付	4,230	5,090
(うち非居住者貸付)	(_)	(_)
企業貸付	3,931	4,832
(うち国内企業向け)	(3,931)	(4,832)
国・国際機関・政府関係機関貸付	_	_
公共団体・公企業貸付	_	_
住宅ローン	298	257
消費者ローン	_	_
その他		_
合 計	13,662	14,883

(17) 貸付金残存期間別残高(一般勘定)

								(+12:10/3/3/
	区 分	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
2	変動金利	1	3	3,729	100	130	206	4,173
生	固定金利	1	3	31	21	_	_	57
稟	一般貸付計	3	6	3,760	122	130	206	4,230
2	変動金利	0	2,611	2,124	15	186	111	5,049
生	固定金利	0	2	30	6	_	_	40
集	一般貸付計	1	2,613	2,155	21	186	111	5,090

(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳(一般勘定)

(単位:件、百万円、%)

区分	2017 年度	末	2018 年度末		
E 71		占率		占率	
大企業	貸付先数	2	50.0	2	50.0
八止未	金額	3,600	91.6	4,600	95.2
中堅企業	貸付先数	_	_	_	_
中至止未	金額	_	_	_	_
中小企業	貸付先数	2	50.0	2	50.0
中小正未	金額	331	8.4	232	4.8
国内企業向け貸付計	貸付先数	4	100.0	4	100.0
国内北美国の東京	金額	3,931	100.0	4,832	100.0

- (注) 1. 業種の区分は以下のとおりです。
 - 2. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

業種	①右の②~④	を除く全業種	②小売業	、飲食業	③サービス業		④卸売業	
大企業	従業員	資本金 10 億円以上	従業員	資本金 10 億円以上	従業員	資本金 10 億円以上	従業員	資本金 10 億円以上
中堅企業	300 名超 かつ	資本金 3 億円超 10 億円未満	50 名超 かつ	資本金 5 千万円超 10 億円未満	100 名超 かつ	資本金 5 千万円超 10 億円未満	100 名超 かつ	資本金 1 億円超 10 億円未満
中小企業		円以下又は 員 300 人以下		5円以下又は 遺 50 人以下		5円以下又は 員 100 人以下		 円以下又は 員 100 人以下

(19) 貸付金業種別内訳(一般勘定)

(単位:百万円、%)

Б Д	2017 年度 7	ŧ	2018 年度末	
区分	金額	占率	金額	占率
製造業	_	_	_	_
食料			_	_
繊維	_	_	_	_
木材・木製品	_		_	_
パルプ・紙	_	_	_	_
印刷	_		_	_
化学	_		_	-
石油・石炭			_	_
窯業・土石			_	_
鉄鋼			_	_
非鉄金属			_	_
金属製品			_	_
はん用・生産用・業務用機械			_	-
電気機械				_
輸送用機械				-
その他の製造業	_	_	_	-
農業・林業				-
漁業				-
国 漁業 5 鉱業、採石業、砂利採取業				-
] 建設業 - 電気・ガス・熱研験・水道業				-
电火・ガヘ・煮洗船・小塩未				-
情報通信業 運輸業、郵便業				-
運輸業、郵便業			<u> </u>	
卸売業				
小売業				
金融業、保険業	3,600	85.1	4,600	90.
不動産業	331	7.8	232	4.
物品賃貸業			_	
学術研究、専門・技術サービス業			_	
宿泊業			_	
飲食業			_	
生活関連サービス業、娯楽業			_	
教育、学習支援業			_	
医療・福祉			_	
その他のサービス			_	
地方公共団体			_	
個人(住宅・消費・納税資金等)	298	7.1	257	5.
合 計	4,230	100.0	5,090	100.
政府等				
金融機関				
			_	-
合 計			_	-
-般貸付計	4,230	100.0	5,090	100.

(20) 貸付金使途別内訳(一般勘定)

(単位:百万円、%)

区分	2017 年度	末	2018 年度末		
丛 分	金額	占率	金額	占率	
設備資金	630	14.9	490	9.6	
運転資金	3,600	85.1	4,600	90.4	
一般貸付計	4,230	100.0	5,090	100.0	

(21) 貸付金地域別内訳(一般勘定)

(単位:百万円、%)

区分	2017 年度		2018 年度末		
<u> </u>	金額	占率	金額	占率	
北海道	_	_	_	_	
東北	_	_	_	_	
関 東	3,931	100.0	4,832	100.0	
中 部	_	_	_	_	
近 畿	_	_	_	_	
中 国	_	_	_	_	
四国	_	_	_	_	
九州	_	_	_	_	
合 計	3,931	100.0	4,832	100.0	

- (注) 1. 個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等は含んでいません。
 - 2. 地域区分は、貸付先の本社所在地によります。

(22) 貸付金担保別内訳(一般勘定)

(単位:百万円、%)

区分	2017 年度	末	2018 年度末		
<u>Б</u> Л	金額 占率 金額 - - - - - - - - - 630 14.9 490 3,600 85.1 4,600 - - -			占率	
担保貸付	_	_	_	_	
有価証券担保貸付	_	_	_	_	
不動産・動産・財団担保貸付	_	_	_	_	
指名債権担保貸付				_	
保証貸付	630	14.9	490	9.6	
信用貸付	3,600	85.1	4,600	90.4	
その他	_	_	_		
一般貸付計	4,230	100.0	5,090	100.0	
うち劣後特約付貸付	_	_	_	_	

(23) 有形固定資産明細表 (一般勘定)

①有形固定資産の明細

(単位:百万円、%)

	区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額	償却累計率
	土地	1,232	_	_	_	1,232	_	_
	建物	602	9	_	47	563	1,121	66.5
0	リース資産	4	_	_	2	2	10	83.3
1 7	建設仮勘定	_	_	_	_	_	_	_
年度	その他の有形固定資産	541	24	0	232	332	874	72.4
^~	合 計	2,380	34	0	283	2,130	2,006	_
	うち賃貸等不動産	1,620	8	_	22	1,606	936	_
	土地	1,232	_	_	_	1,232	_	_
	建物	563	4	_	54	513	1,175	69.6
0	リース資産	2	_	_	2	_	13	100.0
8	建設仮勘定	_	_	_	_	_	_	_
年度	その他の有形固定資産	332	215	_	163	384	1,006	72.4
.~	合 計	2,130	219	_	219	2,130	2,195	_
	うち賃貸等不動産	1,606	2	_	32	1,576	975	_

⁽注) 償却累計率は、取得原価に対する減価償却累計額の割合を記載しています。

②不動産残高及び賃貸用ビル保有数

区分	2017 年度末	2018 年度末
不動産残高	1,795	1,745
営業用	189	169
賃貸用	1,606	1,576
賃貸用ビル保有数	3 棟	3 棟

(24) 固定資産等処分益明細表(一般勘定)

該当ありません。

(25) 固定資産等処分損明細表(一般勘定)

(単位:百万円)

区分	2017 年度	2018 年度
有形固定資産	0	_
土地	_	_
建物	_	_
リース資産	_	_
その他	0	_
無形固定資産	26	88
その他	_	_
合 計	26	88
うち賃貸等不動産	_	_

(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表 (一般勘定)

(単位:百万円、%)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	1,346	32	975	371	72.4
建物	1,340	32	969	371	72.3
リース資産	_	_	_	_	_
その他の有形固定資産	6	0	6	0	97.7
無形固定資産	_	_	_	_	_
その他	_	_	_	_	_
合 計	1,346	32	975	371	72.4

(27) 海外投融資の状況 (一般勘定)

①資産別明細 (単位:百万円、%)

区分		2017 年度	末	2018 年度末		
<u></u>		金額	占率	金額	占率	
	公社債	1,280,519	84.5	1,385,629	82.9	
	株式	-	_	_	_	
外貨建資産	その他証券	60,140	4.0	129,732	7.8	
	現預金・その他	24,721	1.6	23,160	1.4	
	小 計	1,365,381	90.1	1,538,523	92.0	
	公社債	_	_	_	_	
円貨額が確定した外貨建資産	現預金・その他	_	_	_	_	
	小 計	_	_	_	_	
	非居住者貸付	_	_	_	_	
円貨建資産	公社債(円建外債)・その他	149,910	9.9	133,239	8.0	
	小 計	149,910	9.9	133,239	8.0	
海外投融資合計	1,515,292	100.0	1,671,762	100.0		

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

②地域別構成 (単位:百万円、%)

	2017 年度末											
区分	区 分 外国証券		公社	債	株式等 外貨預金・その他		非居住者貸付		合 計			
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北米	697,534	47.5	675,699	48.0	21,835	35.2	5,102	11.3	_	_	702,637	46.4
ヨーロッパ	163,903	11.2	156,815	11.1	7,087	11.4	6,591	14.5	_	_	170,494	11.3
オセアニア	248,454	16.9	244,656	17.4	3,797	6.1	_	_	_	_	248,454	16.4
アジア	109,834	7.5	109,353	7.8	480	0.8	33,613	74.2	_	_	143,447	9.5
中南米	206,115	14.0	177,683	12.6	28,432	45.8	_]	_	_	206,115	13.6
中東	19,696	1.3	19,696	1.4	_]	_		_	_	19,696	1.3
アフリカ	5,572	0.4	5,104	0.4	468	0.8	_		_	_	5,572	0.4
国際機関	18,872	1.3	18,872	1.3	_	_	_	_	_	_	18,872	1.2
合 計	1,469,983	100.0	1,407,882	100.0	62,101	100.0	45,308	100.0	_	-	1,515,292	100.0

						2018 1	丰度末					
区分	分 外国証券		公社	 債	株式	 等	外貨預金・その他		非居住者貸付		合 計	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北米	845,941	51.9	775,449	51.8	70,492	53.8	4,398	10.1	_	_	850,339	50.9
ヨーロッパ	176,603	10.8	159,243	10.6	17,360	13.2	_	_	_	_	176,603	10.6
オセアニア	251,573	15.4	244,892	16.4	6,681	5.1	_	_	_	_	251,573	15.0
アジア	98,060	6.0	97,397	6.5	663	0.5	38,983	89.9	_	_	137,044	8.2
中南米	210,311	12.9	174,781	11.7	35,530	27.1	-	_	_	_	210,311	12.6
中東	20,034	1.2	20,034	1.3	_	_	<u> </u>	_	_	_	20,034	1.2
アフリカ	5,455	0.3	5,157	0.3	298	0.2	_	_	_		5,455	0.3
国際機関	20,399	1.3	20,399	1.4	_	_	_	_	_	_	20,399	1.2
合 計	1,628,380	100.0	1,497,354	100.0	131,026	100.0	43,382	100.0	_	_	1,671,762	100.0

③外貨建資産の通貨別構成

(単位:百万円、%)

区 分	2017 年度	末	2018 年度	末
<u>⊳</u> 11	金額	占率	金額	占率
米ドル	888,966	65.1	1,062,267	69.0
<u></u> ユーロ	16.325	1.2	19,863	1.3
オーストラリアドル	457,678	33.5	454.884	29.6
英ポンド	2,268	0.2	1.258	0.1
スウェーデンクローナ	141	0.0	248	0.0
その他	_	_	_	_
合 計	1,365,381	100.0	1,538,523	100.0

(28) 海外投融資利回り (一般勘定)

2017 年度	2018 年度
△ 0.64%	4.50%

(29) 公共関係投融資の概況 (新規引受額、貸出額) (一般勘定)

(単位:百万円)

	区分	2017 年度	2018 年度
	<u>⊳</u> //	金額	金額
	国債	_	_
1 4	地方債	_	_
債	公社・公団債	0	0
	小 計	0	0
岱	政府関係機関	_	_
標	公共団体・公企業	-	_
1,0	小計	-	_
合	計	0	0

(30) 各種ローン金利 (一般勘定)

貸出の種類	利 率					
一般貸付標準金利(長期プライムレート)	2016年7月8日実施	2016年8月10日実施	2017年7月11日実施			
一版貝的保存並列(技期ノブイムレード)	年 0.90%	年 0.95%	年 1.00%			

(31) その他の資産明細表(一般勘定)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却累計額	期末残高	摘要
繰延資産	689	_	_	383	305	
その他	5	0	0	_	4	
合 計	694	0	0	383	310	

⁽注) 非償却資産の取得原価には、当期首残高を記載しています。

VI-5 有価証券等の時価情報(一般勘定)

(1) 有価証券の時価情報 (一般勘定)

①売買目的有価証券の評価損益

	2017	年度末	2018 年度末			
区分	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に 含まれた評価損益		
売買目的有価証券	_	_	_	_		

(注) 本表には、「金銭の信託」等の売買目的有価証券を含んでいます。

②左便証券の時便情報(吉豊日的左便証券1)以の左便証券のうと時便のまるもの)

②有価証券の時価情報	(売買目的	売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)								位:百万円)
		2	2017年度末				2	2018年度末		
区分	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	379,774	395,661	15,887	17,398	1,511	388,666	415,546	26,880	27,159	279
責任準備金対応債券	1,384,175	1,519,103	134,928	142,897	7,968	1,445,724	1,605,830	160,106	164,283	4,177
子会社・関連会社株式	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
その他有価証券	748,820	758,967	10,146	16,080	5,934	760,401	775,877	15,475	20,246	4,770
公社債	84,500	86,562	2,062	2,062	0	94,075	96,940	2,864	2,864	0
株式	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
外国証券	629,226	636,176	6,950	12,840	5,890	631,367	642,902	11,534	16,140	4,606
公社債	603,626	610,456	6,829	12,019	5,190	546,777	556,771	9,993	14,162	4,168
株式等	25,599	25,720	120	820	699	84,590	86,131	1,540	1,978	437
その他の証券	1,105	1,206	100	100	_	3,520	3,450	△ 70		70
買入金銭債権	33,987	35,021	1,033	1,077	43	31,437	32,584	1,146	1,241	94
譲渡性預金				_	_					
その他	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_
合 計	2,512,770	2,673,732	160,962	176,376	15,414	2,594,793	2,797,255	202,461	211,690	9,228
公社債	930,955	1,061,275	130,320	132,692	2,371	873,529	1,014,622	141,093	141,113	19
株式	_	_	_	_	_	_	_	_	1	_
外国証券	1,427,653	1,451,389	23,736	36,515	12,779	1,571,950	1,626,013	54,062	63,091	9,029
公社債	1,401,053	1,424,666	23,613	35,692	12,079	1,487,360	1,539,881	52,521	61,113	8,591
株式等	26,599	26,722	123	823	699	84,590	86,131	1,540	1,978	437
その他の証券	1,105	1,206	100	100	_	3,520	3,450	△ 70	_	70
買入金銭債権	153,056	159,861	6,804	7,068	263	145,792	153,168	7,376	7,485	108
譲渡性預金	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
その他	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_

⁽注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳	簿価額は以下のとおりです。	(単位:百万円)
区分	2017 年度末	2018 年度末
満期保有目的の債券	_	_
非上場外国債券	_	_
その他	_	_
責任準備金対応債券	1	_
子会社・関連会社株式	-	_
その他有価証券	38,208	46,942
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	17	15
非上場外国株式(店頭売買株式を除く)	_	_
非上場外国債券	_	_
その他	38,191	46,927
合 計	38,208	46,942

(2) 金銭の信託の時価情報 (一般勘定)

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報 (ヘッジ会計適用・非適用分の合算値) (一般勘定)

①差損益の内訳 (ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計
ヘッジ会計適用分	5,526	_	_	_	_	5,526
ヘッジ会計非適用分	37,797	△ 1,884	_	△ 25	2,130	38,018
合 計	43,324	△ 1,884	_	△ 25	2,130	43,545

(注) ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

77

(単位:百万円)

②金利関連 (単位:百万円)

l □			2017	年度末			2018	年度末	
区分	種類	契約額等	うち 1 年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
	金利先物								
	売建	<u> </u>	_	_	_	_	_	_	_
	買建	<u> </u>	_	_	_	_	<u> </u>	_	_
	金利オプション								
	売建								
	コール	<u> </u>	_			_	_		
取引所		()				(_)		_	_
긺	プット	<u> </u>	_			_	_		
'''		()				(_)		_	—
	 買建								
	コール	<u> </u>				_	_		
		(_)		—	_	(—)		—	_
	プット	—	_			_	_		
		(—)				(_)		_	_
	金利先渡契約								
		<u> </u>	_		_	_	_	_	_
	 買建	_	_	_	_	_	_	_	_
	金利オプション								
	スワップション								
	コール	_				_	_		
		(_)			·····	(—)		—	—
	プット	<u> </u>	_			—			
		()			—	(—)		_	
	 買建								
店	コール	_	_			_	_		
店頭		(_)				(-)		_	
	プット	_	_			_	_		
		(—)		_	_	()		_	_
	金利スワップ								
	固定金利受取 / 変動金利支払	2,853,982	1,787,916	15,893	15,893	2,763,046	2,421,022	60,033	60,033
	固定金利支払 / 変動金利受取	1,470,979	1,393,680	10,396	10,396	1,788,114	1,579,817	60,033 △ 16,708	△ 16,708
	変動金利受取 / 変動金利支払	_	_	_	_	_	_	_	_
	その他								
	売建	_	_			_	_		
		()		_	_	(—)		_	_
	買建	_	_			_	_		
		()				()			
合	計				26,289				43,324

- (注) 1. 時価の算定方法については、公表されている市場金利を基準として、将来のキャッシュ・フロー差額を現在価値に割り引いた理論価格によっています。
 - 2. 上記契約額等は、この金額自体がデリバティブ取引に関わる市場リスク量を示すものではありません。
 - 3. 括弧内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
 - 4. 金利先物と金利先渡契約の時価は、差金決済額(差損益)を記載しています。
 - 5. 「差損益」は、ヘッジ会計を適用したものを除き、金融派生商品収益又は金融派生商品費用として損益計算書に計上しています。

③**通貨関連** (単位:百万円)

区			2017	年度末			2018	年度末	
分	種類	契約額等	うち 1 年超	時価	差損益	契約額等	うち 1 年超	時価	差損益
	通貨先物								
	売建	_	_	_	_	_	_	_	_
	買建	_	_	_	_	_	_	_	_
	通貨先物オプション								
	売建								
	コール	<u> </u>	<u> </u>			_	_		
取		(—)		<u> </u>	_	(—)		_	_
取引所	プット		_			_	_		
,,,		(—)		_	_	(_)		_	_
	買建								
	コール	_	_			_	_		
		(—)		_		(—)		_	—
	プット	_	_			_	—		
		(—)		— —		(—)			
	通貨先渡契約								
	売建	—			_	—	_	_	_
	買建	—				—	_	_	_
	為替予約								
	売建	345,264		1,524	1,524	306,372		△ 623	△ 623
	うち 米ドル / 円	312,991		1,350	1,350	265,952	·····	△ 632	△ 632
	うち ユーロ / 円	7,456		17	17	22,216		44	44
	うち 豪ドル / 円	24,157		150	150	18,203	······	△ 35	△ 35
	うち ユーロ / 米ドル	659		6	6	-			
	買建	46,952		105	105	20,316		84	84
	うち 米ドル / 円	33,886		109	109	7,954		36	36
	うちユーロ/円	3,272		Δ9	Δ9	10,800		35	35
	うち 豪ドル / 円	9,550		4	4	1,560		12	12
	うち 豪ドル / 米ドル	244		0		- 1,500			
ΓΈ	通貨オプション	211							
店頭									
	コール								
		(_)				()		_	
	プット								
		(_)				(—)			
	 買建	<u></u>				()			
		(_)				(—)		_	_
	プット					(<u>-</u>)			
		(_)				(_)		_	_
	<u></u> 通貨スワップ	80,382	77,170	2,120	2,120	86,450	67,207		
	過剰ヘフック うち 米ドル / 円	77,664	74,452	2,120	2,120	81,109	63,241	\triangle 2,111	\triangle 1,797 \triangle 2,111
	うち ユーロ / 円	2,717	2,717	71	71	5,340	3,966	313	313
	その他	37,000	37,000	485	485	37,000	37,000	452	452
	トータル・リターン・スワップ	37,000	37,000	485	485	37,000	37,000	452 452	452 452
	トータル・リターフ・スフッフ 計	37,000	27,000	400	4,235	37,000	37,000	452	△ 1,884

- (注) 1. 時価の算定方法については、ブローカーより入手した TTM、割引レート等を基準として、当社で算出した理論価格によっています。
 - 2. 上記契約額等は、この金額自体がデリバティブ取引に関わる市場リスク量を示すものではありません。
 - 3. 括弧内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
 - 4. オプション取引について、「差損益」欄にはオプション料と時価との差額を記載しています。
 - 5. 通貨スワップ欄には、通貨・金利スワップが含まれています。
 - 6. 通貨先物、通貨先渡契約と為替予約の時価は、差金決済額(差損益)を記載しています。
 - 7.「店頭・その他」のトータル・リターン・スワップは、為替に関わるリスクをヘッジする契約を記載しています。また、時価は、ブローカーにより算出された価格に基づく期末日の差損益を計上しています。
 - 8.「差損益」は、金融派生商品収益又は金融派生商品費用として損益計算書に計上しています。

④株式関連

該当ありません。

⑤債券関連 (単位:百万円)

			2017	年度末			2018	年度末	学位, 日/기门/
区分	種類	契約額等	うち 1 年超	時価	差損益	契約額等	うち 1 年超	時価	差損益
	債券先物								
	売建	15,083	_	6	6	27,565	_	△ 25	△ 25
	買建	_	_	_	_	_	_	_	_
	債券先物オプション								
	売建								
	コール		_				_		
取引所		(_)		_	_	(—)		_	_
所	プット	_	_			_	_		
		(-)		_		(—)			_
	買建								
	コール		_			_			
		(-)		_		(—)		_	_
	プット								
		(-)		_	_	(_)		_	_
	オプション								
	売建	-							
	コール	_				_			
		(-)				(—)			
	プット		_				_		
		(-)				(—)		_	
	買建								
店頭	コール						_		
與		(—)				(—)			—
	プット						_		
	7 0 0	(_)				(_)		_	_
	その他	-							
	売建		<u> </u>				-		
		(-)			—	(—)		—	—
	買建								
_	=1	(-)		_		(-)		_	
合	計				6				△ 25

- (注) 1. 時価の算定方法については、期末日の清算値又は終値によっています。
 - 2. 上記契約額等は、この金額自体がデリバティブ取引に関わる市場リスク量を示すものではありません。
 - 3. 括弧内には、貸借対照表に計上したオプション料を記載しています。
 - 4. オプション取引について、「差損益」欄にはオプション料と時価との差額を記載しています。
 - 5. 債券先物の時価は、差金決済額(差損益)を記載しています。
 - 6. 「差損益」は、金融派生商品収益又は金融派生商品費用として損益計算書に計上しています。

⑥クレジットデリバティブ取引

区			17 年度末			2018 年度末			
分	種類	契約額等	うち 1 年超	時価	差損益	契約額等	うち 1 年超	時価	差損益
	クレジット・デフォルト・スワップ								
店頭	売建	136,234	99,309	2,032	2,032	124,220	94,140	2,130	2,130
1,000	買建	_	_	_	_	_	_	_	_
合	計				2.032				2,130

- (注) 1. 時価の算定方法については、契約を締結しているカウンターパーティから提示された価格について、当社がその妥当性を検証した上で、当該価格によって います
 - 2.「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引を表しています。
 - 3.「差損益」は、金融派生商品収益又は金融派生商品費用として損益計算書に計上しています。

VIII

VII. 保険会社の運営

VII-1 リスク管理の体制

25~26ページをご覧ください。

VII - 2 コンプライアンス (法令等遵守) の体制 20 ~ 23 ページをご覧ください。

VII-3 法第百二十一条第一項第一号の確認 (第三分野保険に係るものに限る。) の合理性及び妥当性

- ○第三分野商品の保険事故発生に関する不確実性に鑑み、法 令等に従って毎決算期にストレステスト・負債十分性テス トを実施し責任準備金の十分な積立水準を確保しています。
- ○ストレステスト・負債十分性テストにおける危険発生率等 は、法令等に従い社内規定を設け適切に設定しています。
- ○2018年度決算においては、上記ストレステストの結果、

積み立てが必要となる危険準備金は 1.6 百万円でした。 また、負債十分性テストの結果、積立が必要となる追加責 任準備金はありませんでした。

VII - 4 金融 ADR 制度・指定紛争解決機関 について

23ページをご覧ください。

VII - 5 個人情報の保護について

24ページをご覧ください。

VII-6 反社会的勢力との関係遮断のため の基本方針

23ページをご覧ください。

Ⅷ.特別勘定に関する指標等

VIII - 1 特別勘定資産残高の状況

(単位:百万円)

区分	2017 年度末	2018 年度末
E 77	金額	金額
個人変額保険	3,870	3,632
個人変額年金保険	25,477	24,136
団体年金保険	_	_
特別勘定計	29,347	27,768

VIII - 2 個人変額保険及び個人変額年金 保険特別勘定資産の運用の経過

①運用環境

国内株式市場は、年度前半は米中貿易問題や欧州政情不安の高まりから下落する局面もありましたが、その後は中国の財政政策積極化や米欧間の貿易摩擦に対する過度な懸念が後退したことなどが下支えとなり、日経平均株価は概ね期首を上回る水準での推移となりました。12月には米国景気の減速懸念や米国の利上げ等から1年ぶりに日経平均株価は20,000円を下回りましたが、その後は再び上昇に転じました。年度末の日経平均は21,205円と前期末をやや下回る水準となりました。

国内金利は、年度前半は米中間の通商問題の悪化などが 警戒され低下する局面もありましたが、7月に日銀が長期 金利の変動幅の拡大を容認したことから0.1%台前半へと 水準を切り上げました。その後、第3四半期以降は景気 に対する先行懸念から長期金利は低下傾向に転じ、その 後マイナス金利となりました。2月には日銀の国債買入れ減額への警戒感等から一時的に上昇しましたが、長期金利は前期末を下回るマイナス金利で年度末を迎えました。 為替相場(ドル/円)は、年度を通し概ねボックス圏での推移となりました。年度前半は米中貿易問題の激化が回避されたことやシリア空爆など地政学リスクの後退などから円安基調となりました。年末年始に米アップル社の業績下方修正をきっかけに一時急激な円高となる局面もありましたが、その後は再び円安傾向で推移しました。年度末の為替相場(ドル/円)は110円台後半となり前期末と比較し円安となりました。

② 運用方針及び運用結果

こうした運用環境のなか、個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定は、特別勘定ごとに定められた運用方針に基づき運用を行いました。特別勘定の運用方針及び2018年度のユニット価格の騰落率は次ページのとおりです。

特別勘定名	運用方針	基準構成割合	ユニット価格騰落率
世界バランス 25SM	中長期的な収益の確保を目指し、主として国内株式、国内債券、外国株式及び外国債券に分散投資します。国内株式及び外国株式の基準構成割合を合わせて25%とします。外国株式、外国債券等の外貨建資産への為替ヘッジは原則として行いません。	国内株式= 15% 国内債券= 40% 外国株式= 10% 外国債券= 35%	1.31%
世界バランス 50SM	中長期的な収益の確保を目指し、主として国内株式、国内債券、外国株式及び外国債券に分散投資します。国内株式及び外国株式の基準構成割合を合わせて50%とします。外国株式、外国債券等の外貨建資産への為替ヘッジは原則として行いません。	国内株式= 25% 国内債券= 25% 外国株式= 25% 外国債券= 25%	1.99%
世界バランス 75SM	中長期的な収益の確保を目指し、主として国内株式、国内債券、外国株式及び外国債券に分散投資します。国内株式及び外国株式の基準構成割合を合わせて75%とし、市場ベンチマークへの連動を目指します。外国株式、外国債券等の外貨建資産への為替ヘッジは原則として行いません。	国内株式= 35% 国内債券= 10% 外国株式= 40% 外国債券= 15%	0.96%
世界8資産バランスGS	先進国の株式・債券に加え、新興国の株式・債券、不動産投資信託(リート)及びコモディティ・インデックスに幅広く分散投資し、中長期的な収益の確保を目指します。各資産はアクティブ運用を行い、市場のベンチマークを上回る運用成果を追求します。外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。	国内株式= 20% 外国株式= 15% エマージング株式= 10% 世界債券= 25% エマージング債券= 10% ハイ・イールド債券= 10% グローバル・リート= 5% コモディティ= 5%	0.65%
世界株式 SM	中長期的な収益の確保を目指し、主として国内株式、外国株式に分散投資します。基準となる構成割合を国内株式 20%、外国株式 80%に設定し、市場ベンチマークとの連動を目指します。外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。	国内株式= 20% 外国株式= 80%	4.74%
日本債券 SM	中長期的な収益の確保を目指し、主として国内の 公社債に投資します。主に高格付の債券を投資対 象とした安定運用を行い、市場ベンチマークとの 連動を目指します。	国内債券= 100%	1.65%
外国債券 SM	中長期的な収益の確保を目指し、主として日本を除く世界各国の公社債に投資します。主に高格付の債券を投資対象とした安定運用を行い、市場ベンチマークとの連動を目指します。外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。	外国債券= 100%	1.15%
世界バランス 30SS	中長期的な収益の確保を目指し、主として国内株式、国内債券、外国株式及び外国債券に分散投資します。基準構成割合は国内株式 10%、国内債券20%、外国株式 20% 及び外国債券50% とします。外国株式における50%部分(基準構成割合10%部分)及び外国債券における50%部分(基準構成割合25%部分)については原則として為替ヘッジを行います。	国内株式= 10% 国内債券= 20% 外国株式 (為替ヘッジあり) = 10% (為替ヘッジなし) = 10% 外国債券 (為替ヘッジあり) = 25% (為替ヘッジなし) = 25%	△ 0.22%
世界バランス 45SS	中長期的な収益の確保を目指し、主として国内株式、国内債券、外国株式及び外国債券に分散投資します。 基準構成割合は国内株式 15%、国内債券 15%、外国株式 30% 及び外国債券 40% とします。外国株式における 50% 部分(基準構成割合 15% 部分)及び外国債券における 50% 部分(基準構成割合 20% 部分)については原則として為替ヘッジを行います。	国内株式= 15% 国内債券= 15% 外国株式(為替ヘッジあり)= 15% (為替ヘッジなし)= 15% 外国債券(為替ヘッジあり)= 20% (為替ヘッジなし)= 20%	△ 0.07%
VC 世界バランス	中長期的な収益の確保を目指し、主として円貨建ての短期金融資産等の安定したリターンが期待できる資産(以下、「安定資産」といいます)及び国内外株式等の資産価値の大きな成長を期待できる資産(以下、「収益期待資産」といいます)に分散投資します。収益期待資産への投資については、4つの主要株価指数先物取引への投資を通じて行います。また、市場環境の変化に応じ、安定資産及び収益期待資産への配分比率を定期的に見直すことにより、特別勘定の価格変動性(ボラティリティ)を6%程度に調整し、特別勘定資産の安定的成長を目指します。外国株式等の外貨建資産については、原則として為替へッジを行います。	収益期待資産内基準構成割合 日本株式(日経 225 先物) = 25% 米国株式(S&P500 先物) = 25% 欧州株式(Euro Stoxx 50 指数先物) = 25% 中国株式(ハンセン H 株指数先物) = 25%	△ 3.81%

VIII - 3 個人変額保険及び個人変額年金保険の状況

個人変額保険

(1) 保有契約高

(単位:件、百万円)

区分	2017	年度末	2018 年度末	
区分	件数	金額	件数	金額
変額保険(有期型)	_	_	_	_
変額保険(終身型)	300	4,033	284	3,903
合 計	300	4,033	284	3,903

(2) 年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

(単位:百万円、%)

区分	2017	年度末	2018	年度末
<u> </u>	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	73	1.9	64	1.8
有価証券	3,792	98.0	3,565	98.2
公社債	_	_	_	_
株式	_	_	_	_
外国証券	_	_	_	_
公社債	_	_	_	_
株式等	_	_	_	_
その他の証券	3,792	98.0	3,565	98.2
貸付金	_	_	_	_
その他	4	0.1	1	0.1
貸倒引当金	_	_	_	_
合 計	3,870	100.0	3,632	100.0

(3) 個人変額保険特別勘定の運用収支状況

(単位:百万円)

区分	2017 年度	2018 年度	
<u></u>	金額	金額	
利息配当金等収入	_	_	
有価証券売却益	316	63	
有価証券償還益	_	_	
有価証券評価益	1,101	1,033	
為替差益	_	_	
金融派生商品収益	_	_	
その他の収益	_	_	
有価証券売却損	_	_	
有価証券償還損	_	_	
有価証券評価損	1,046	1,101	
為替差損	_	_	
金融派生商品費用	_	_	
その他の費用	_	_	
収支差額	371	△ 5	

(4) 個人変額保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

①売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

	2017	年度末	2018 年度末	
区 分	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益
売買目的有価証券	3,792	55	3,565	△ 68

(注) 本表には、「金銭の信託」等の売買目的有価証券を含んでいます。 当期の損益に含まれた評価損益には振戻損益を含めて記載しています。

②金銭の信託の時価情報

該当ありません。

③個人変額保険特別勘定のデリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)該当ありません。

個人変額年金保険

(1) 保有契約高

(単位:件、百万円)

R 4	2017 年度末		2018 年度末	
<u> </u>	件数	金額	件数	金額
個人変額年金保険	1,276	25,652	1,259	24,324

(2) 年度末個人変額年金保険特別勘定資産の内訳

(単位:百万円、%)

区分	2017	年度末	2018 年度末	
区分	金額	構成比	金額	構成比
現預金・コールローン	308	1.2	346	1.4
有価証券	25,010	98.2	23,745	98.4
公社債	_	_	_	_
株式	_	_	_	_
外国証券	_	_	_	_
公社債	_	_	_	_
株式等	_	_	_	_
その他の証券	25,010	98.2	23,745	98.4
貸付金	_	_	_	_
その他	158	0.6	44	0.2
貸倒引当金	_	_	_	_
合 計	25,477	100.0	24,136	100.0

(3) 個人変額年金保険特別勘定の運用収支状況

(単位:百万円)

区分	2017 年度	2018 年度	
区 ガ	金額	金額	
利息配当金等収入	_	_	
有価証券売却益	1,020	633	
有価証券償還益	_	_	
有価証券評価益	7,664	7,506	
為替差益	_	_	
金融派生商品収益	_	_	
その他の収益	_	_	
有価証券売却損	_	_	
有価証券償還損	_	_	
有価証券評価損	7,177	7,664	
為替差損	_	_	
金融派生商品費用	_	_	
その他の費用	_	_	
収支差額	1,507	475	

(4) 個人変額年金保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

①売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

	2017	年度末	2018 年度末	
区 分	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評価損益
売買目的有価証券	25,010	487	23,745	△ 158

(注) 本表には、「金銭の信託」等の売買目的有価証券を含んでいます。 当期の損益に含まれた評価損益には振戻損益を含めて記載しています。

②金銭の信託の時価情報

該当ありません。

③個人変額年金保険特別勘定のデリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)該当ありません。

IX.保険会社及びその子会社等の状況

IX - 1 保険会社及びその子会社等の概況

(1) 主要な事業の内容及び組織の構成

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 資産運用関連事業(子法人等) KAMAKURA LP(カマクラ)

(2) 子会社等に関する事項

会社名	事務所の所在地	出資金の額	事業の内容	届出年月日	総株主又は総出資者の議決権 に占める当社の保有議決権の 割合	総株主又は総出資者の議決権 に占める当社子会社等の 保有議決権の割合
KAMAKURA LP (カマクラ)	ケイマン諸島 グランドケイマン	147,970 百万円	資産運用関連事業	2010年6月24日	100.0%	_

IX - 2 保険会社及びその子会社等の主要な業務

(1) 直近事業年度における事業の概況

当社及び子法人等は、生命保険事業及びそれに付随する資産運用関連等の事業を営んでおり、日本生命グループの一員として運用効率促進に向け取り組んでいます。

なお、子法人等のすべての投資を当社の財務諸表に直接反映させているため連結財務諸表は作成していません。

(2) 主要な業務の状況を示す指標

該当ありません。

IX - 3 保険会社及びその子会社等の財産の状況

該当ありません。

お客さまにご留意いただきたい事項

特定保険商品ご検討にあたっての留意事項

以下に記載する保険商品は、金融商品取引法が準用される「特定保険契約」に該当する保険商品 (特定保険商品) になります。 ご検討にあたっては、「損失を生じさせるリスク」や「ご負担いただく費用」などについてご確認いただきますようお願いします。

積立利率金利連動型年金(AⅡ型)

●市場リスクについて

この保険は、据置期間中の解約払戻金額、年金受取期間中の年金の一括受取額、年金種類の変更等による変更後の年金原資等に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額等や変更後の年金原資が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

●お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、次の費用の合計額です。

〈ご契約時の費用〉

ご契約の締結等にかかる費用(契約初期費用)として、一時払保険料の4%を一時払保険料から控除します。

〈保険期間中の費用〉

契約初期費用以外に据置期間・年金受取期間中に直接ご 負担いただく費用はありません。ただし、積立金額の計 算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を 設定する際に、ご契約の維持に必要な費用と死亡保障に 必要な費用を差し引いています。

積立利率金利連動型年金(米ドル建) – 年金額確定特約付 – 積立利率金利連動型年金(豪ドル建)

●市場リスク・為替リスクについて

- ・この保険は、据置期間中の解約払戻金額、年金受取期間中の年金の一括受取額等に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- ・この保険は外貨建であるため、為替相場の変動による 影響(為替リスク)を受けます。為替相場の変動により、 年金等の受取時円換算額が、一時払保険料や年金等の 契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあり ます。

●お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、次の費用の合計額です。

〈ご契約時の費用〉

ご契約の締結等にかかる費用(契約初期費用)として、一 時払保険料の 5.5%を一時払保険料から控除します。

〈保険期間中の費用〉

年金受取時の費用として、毎年の年金受取時に年金額の 1%の年金管理費を積立金から控除します。なお、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の締結や維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

〈外国通貨のお取扱いに必要となる費用〉

・特約の付加による次の場合、適用される為替レートと TTM (対顧客電信仲値)*との差額を、為替手数料と して通貨交換時にご負担いただきます。

契約通貨	適用為替レート	
米ドル建 豪ドル建	保険料を円貨で払込む場合 [保険料円入金特約]	TTM + 50 銭
豪ドル建	保険料を米ドルで払込む場合 [保険料外貨入金特約]	(豪ドルのTTM+ 25 銭)÷ (米ドルのTTM- 25 銭)
豪ドル建	死亡給付金等を円貨で受取る 場合 [円支払特約Ⅱ]	TTM - 50 銭

- * TTM (対顧客電信仲値) は、当社が指標として指定 する金融機関が公示する換算基準日における値となり ます
- ※上記の為替レートは、2019年7月1日現在のものであり、将来変更されることがあります。
- ・一時払保険料を外貨にてお払込みになる際、および年金等を外貨でお受取りになる際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。くわしくは、取扱金融機関にご確認ください。

生存保障重視特則付指定通貨建個人年金保険

●市場リスク・為替リスクについて

- ・この保険は、据置期間中の解約払戻金額に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、 その受取額が一時払保険料を下回り、損失が生じるお それがあります。
- ・指定通貨が外国通貨の場合、為替相場の変動による影響(為替リスク)を受けます。為替相場の変動により、 年金等の受取時円換算額が、一時払保険料や年金等の ご契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあ ります。

●お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、次の費用の合計額です。

〈ご契約時の費用〉

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

〈保険期間中の費用〉

- ・年金受取時の費用として、毎年の年金受取時に年金額の1%を上限に年金管理費を積立金から控除します。 年金管理費は、年金受取開始時に定まり、年金受取期間を通じて適用されます。なお、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の締結に必要な費用およびご契約の維持に必要な費用を差し引いています。
- ・目標額到達時円建終身保険移行特約による円建終身保 険への移行後は、費用等を控除した当社の定める率に より運用します。

〈外国通貨のお取扱いに必要となる費用〉

・特約の付加による次の場合、適用される為替レートと TTM (対顧客電信仲値)*との差額を、為替手数料と して通貨交換時にご負担いただきます。

指定通貨	適用為替レート	
	保険料を円貨で払込む場合 [保険料円入金特約]	TTM + 50 銭
米ドル豪ドル	死亡給付金等を円貨で受取る場合 [円支払特約Ⅱ]	
承 1*70	目標額到達後、円建終身保険に移 行する場合 [目標額到達時円建終身保険移行 特約]	TTM - 50 銭

- *TTM (対顧客電信仲値) は、当社が指標として指定 する金融機関が公示する換算基準日における値となり ます。
- ※上記の為替レートは2019年7月1日現在のものであり、将来変更されることがあります。
- ・一時払保険料を外貨にてお払込みになる際、および年 金等を外貨でお受取りになる際に、金融機関所定の手 数料等が必要となる場合があります。くわしくは、取 扱金融機関にご確認ください。

〈解約時にご負担いただく費用 (解約控除)〉

据置期間中に解約・減額される場合には、契約日から最長 10 年間は、契約日から解約・減額の計算基準日までの経過年数に応じた解約控除を積立金から差し引きます。解約控除額は基本給付金額 (一時払保険料相当額)*に解約控除率を乗じた金額となります。

*減額の場合は、減額する部分の基本給付金額 解約控除率は経過年数に応じて、円建の場合は 0.1%~ 1.0%、米ドル建・豪ドル建の場合は 0.7%~ 7.0%と なります。

指数連動型年金特約付指定通貨建個人年金保険

●市場リスク・為替リスクについて

- ・この保険は、据置期間中の解約払戻金額に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、 その受取額が一時払保険料を下回り、損失が生じるお それがあります。
- ・この保険は、外貨建であるため、為替相場の変動により、年金等の総受取額や年金原資の額が、一時払保険料の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。また、年金等や年金原資の受取時円換算額が、契約時円換算額を下回ることがあります。

●お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、次の費用の合計額です。

〈ご契約時の費用〉

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

〈保険期間中の費用〉

年金受取時の費用として、毎年の年金受取時に年金額の 1%を上限に年金管理費を積立金から控除します。年金 管理費は、年金受取開始時に定まり、年金受取期間を通 じて適用されます。なお、積立金額は、基準金利をもと に積立利率を設定する際に、ご契約の締結に必要な費用、 ご契約の維持に必要な費用および死亡保障に必要な費用 を差し引いています。

※終身保険移行特約や目標額到達時円建終身保険移行 特約による終身保険への移行後は、費用等を控除し た当社の定める率により運用します。

〈外国通貨のお取扱いに必要となる費用〉

外国通貨を円に交換する次の場合、適用される為替レートとTTM(対顧客電信仲値)*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

適用為替レート	
積立金を円貨で引き出す場合	
死亡給付金等を円貨で受取る場合 [円支払特約Ⅱ]	
目標額到達後、円建終身保険に移行する 場合 [目標額到達時円建終身保険移行特約]	TTM - 50 銭
円建終身保険に移行する場合 [終身保険移行特約]	

- *TTM (対顧客電信仲値) は、当社が指標として指定 する金融機関が公示する換算基準日における値とな ります。
- ※上記の為替レートは2019年7月1日現在のものであり、将来変更されることがあります。
- ※年金円支払特約の付加により、年金や一時支払による年金原資を円貨にてお支払いする場合、為替手数料のご負担はありません。

※保険料を円貨や指定通貨以外の外貨でご用意される際や保険料を指定通貨でお払込みになる際、また、年金等を指定通貨でお受取りになる際やその通貨を円貨に交換してお引出しする際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。手数料等の詳細につきましては、取扱金融機関にご確認ください。

〈解約時にご負担いただく費用 (解約控除)〉

据置期間中に解約・減額される場合には、契約日から最長 10 年間は、契約日から解約・減額の計算基準日までの経過年数に応じた解約控除を積立金から差し引きます。解約控除額は基本給付金額(一時払保険料相当額)*に解約控除率を乗じた金額となります。解約控除率は経過年数に応じて 0.7%~7.0%となります。

*減額の場合は、減額する部分の基本給付金額

外貨建個人年金保険

●為替リスクについて

この保険は、外貨建であるため、為替相場の変動による 影響(為替リスク)を受けます。したがって、円換算された年金の受取総額や死亡給付金額等が、お払込みいた だいた保険料円払込額の総額を下回り、損失が生じるお それがあります。

●お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、次の費用の合計額です。

〈保険期間中の費用〉

- ・ご契約の締結や維持にかかる費用として、お払込みの 保険料から控除します。また、ご契約後も定期的にご 契約の締結や維持に必要な費用および死亡保障に必要 な費用等を控除します。保険契約関係費は、契約年齢、 性別等により異なりますので、一律には記載できません。
- ・年金受取時の費用(年金管理費)として、年金額の1% を上限に毎年の年金受取日に積立金から控除します。 年金管理費は、年金受取開始時に定まり、年金受取期 間を通じて適用されます。

〈外国通貨のお取扱いに必要となる費用〉

- ・年金等を外貨でお受取りになる際に、金融機関所定の 手数料(リフティングチャージ等)が必要となる場合 があります。くわしくは取扱金融機関にご確認くださ い。
- ・特約の付加により、保険料を円貨でお払込みになる場合および死亡給付金等を円貨でお受取りになる場合の 為替レートとTTM(対顧客電信仲値)*との差額を、 為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

円換算払込特約の為替レート	TTM + 50 銭
円換算支払特約の為替レート	TTM - 50 銭

- * TTM (対顧客電信仲値) は、当社が指標として指定 する金融機関が公示する換算基準日における値となり ます。
- ※上記の為替レートは2019年7月1日現在のものであり、将来変更されることがあります。

〈解約時にご負担いただく費用〉

解約される場合には、契約日から 10 年間は、経過月数 (月 払契約の場合は保険料をお払込みいただいた月数)に応 じて、次の金額を積立金から控除します。

解約控除額 解約時の積立金額×36%×(1-経過月数/120)

積立利率金利連動型終身保険

●市場リスクについて

- ・この保険は、解約時に市場金利の変動に応じた運用資産の価値変動を解約払戻金額に反映させる市場価格調整を行います。解約払戻金は、解約計算基準日の積立金に市場価格調整を適用して計算するため、市場金利の変動により、その金額は増減します。
- ・ 具体的には、解約計算基準日の市場金利が契約時(積 立利率更改時)の市場金利よりも上昇している場合に は、その時点の積立金よりも解約払戻金は減少する性 質があります。したがって、解約払戻金額が一時払保 険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。

●お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、次の費用の合計額です。

〈ご契約時の費用〉

ご契約の締結等にかかる費用(契約初期費用)を一時払 保険料から控除します。契約初期費用は、一時払保険料 に対して下表の割合を乗じた金額となります。

契約年齢	契約初期費用(一時払保険料に対する割合)
50 歳~ 79 歳	5.0%
80歳~85歳	3.0%
86 歳~90 歳	2.5%

〈保険期間中の費用〉

契約初期費用以外に保険期間中に直接ご負担いただく費用はありません。ただし、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に、ご契約の維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。なお、更改時の積立利率は、死亡保障に必要な費用は差し引きません。

〈特定のご契約者にご負担いただく費用〉

年金移行特約を付加して死亡保障にかえて年金を受取る場合、年金受取時の費用(年金管理費)として、年金額の1%を上限に毎年の年金受取日に特約積立金から控除します。

年金管理費は、年金受取開始時に定まり、年金受取期間 を通じて適用されます。

※ 年金移行特約による年金への移行後および年金支払特約による年金受取期間中は、費用等を控除した当社の定める率により運用します。

指定通貨建終身保険

●市場リスク・為替リスクについて

- ・この保険は、解約等の場合に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、解約払戻金額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- ・ この保険は外貨建であるため、為替相場の変動により、 保険金等の受取時円換算額が、一時払保険料や保険金 等のご契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれ があります。

●お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、次の費用の合計額です。

〈ご契約時の費用〉

ご契約の締結等にかかる費用(契約初期費用)として、契約年齢に応じ一時払保険料の5.7%~6.5%相当を一時払保険料から控除します。契約初期費用は契約年齢ごとに異なり一律には記載できませんので、個別のご契約における契約初期費用につきましては、試算設計書にてご確認ください。

〈保険期間中の費用〉

- ・ 死亡・高度障害保障に必要な費用を毎月積立金から 控除します。
 - また、介護保険金特則が付加されている場合は、上記に加え、介護保障に必要な費用を控除します。これらの費用は、契約年齢、性別、経過期間等により異なりますので、一律には記載できません。
- ・ 積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利を もとに積立利率を設定する際に、ご契約の締結や維 持に必要な費用を差し引いています。

〈外国通貨のお取扱いに必要となる費用〉

外国通貨を円に交換する次の場合、適用される為替レートとTTM (対顧客電信仲値)*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

適用為替レート	
死亡保険金、介護前払保険金等を円貨で受取る場合 [円支払特約Ⅱ]	
円建の年金で受取る場合 [年金支払特約] [年金移行特約]	TTM - 50 銭
円建終身保険に移行する場合 [目標額到達時円建終身保険移行特約・ 円建終身保険移行特約]	

- *TTM (対顧客電信仲値) は、当社が指標として指定 する金融機関が公示する換算基準日における値とな ります
- ※上記の為替レートは 2019 年 7 月 1 日現在のものであり、将来変更されることがあります。
- ※外国通貨建の保険料を円貨にてご用意される際や保険料を外国通貨でお払込みになる際、また、保険金等を外国通貨でお受取りになる際や、その通貨を円貨に交換してお引出しする際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。手数料等の詳細につきましては、取扱金融機関にご確認ください。

〈特定のご契約者にご負担いただく費用〉

- ・年金移行特約による年金への移行後は、移行日の解約 払戻金を特約積立金額として、費用等を控除した当社 の定める率により運用します。また、毎年の年金受取 日に年金管理費として特約積立金から年金額の1%を 上限に控除します。年金管理費は、年金受取開始時に 定まり、年金受取期間を通じて適用されます。
- ・目標額到達時円建終身保険移行特約または円建終身保 険移行特約による円建終身保険への移行後および年金 支払特約による年金受取期間中は、費用等を控除した 当社の定める率により運用します。

予定利率金利連動型一時払終身保険 (米ドル建・初期死亡保険金抑制型) 予定利率金利連動型一時払終身保険 (豪ドル建・初期死亡保険金抑制型)

●市場リスク・為替リスクについて

- ・この保険は、解約時に市場金利の変動に応じた運用資産の価値変動を解約払戻金額に反映させる市場価格調整を行います。解約払戻金は、解約計算基準日の積立金に市場価格調整を適用して計算するため、市場金利の変動により、その金額は増減します。
- ・ 具体的には、解約計算基準日の市場金利が契約時(予定利率更改時)の市場金利よりも上昇している場合には、その時点の積立金よりも解約払戻金は減少する性質があります。したがって、解約払戻金額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- ・ この保険は、外貨建であるため、為替相場の変動による影響(為替リスク)を受けます。
- ・ 為替相場の変動により、保険金等の受取時円換算額が、 一時払保険料や保険金等の契約時円換算額を下回り、 損失が生じるおそれがあります。

●お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、次の費用の合計額です。

〈ご契約時の費用〉

ご契約の締結等にかかる費用(契約初期費用)として、 契約年齢に応じ一時払保険料の4.9%~6.5%相当を一 時払保険料から控除します。契約初期費用は契約年齢ごとに異なり一律には記載できませんので、個別のご契約における契約初期費用につきましては、試算設計書にてご確認ください。

〈保険期間中の費用〉

死亡保障に必要な費用およびご契約の維持に必要な費用を毎月積立金から控除します。これらの費用は、契約年齢、性別、経過期間等により異なりますので、一律には記載できません。なお、積立金額の計算等に用いる予定利率は、基準金利をもとに予定利率を設定する際に、ご契約の締結や維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用を差し引いています。

〈外国通貨のお取扱いに必要となる費用〉

特約の付加により、保険料を円貨でお払込みいただく場合および保険金等を円貨でお受取りになる場合の為替レートとTTM (対顧客電信仲値)*との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

適用為替レート	
死亡保険金、介護前払保険金等を円貨で受取る場合 [円支払特約II]	
円建の年金で受取る場合 [年金支払特約] [年金移行特約]	TTM - 50 銭
円建終身保険に移行する場合 [目標額到達時円建終身保険移行特約・ 円建終身保険移行特約]	

- *TTM (対顧客電信仲値) は、当社が指標として指定 する金融機関が公示する換算基準日における値とな ります。
- ※上記の為替レートは2019年7月1日現在のものであり、将来変更されることがあります。
- ※保険料を円貨やご契約通貨以外の外貨でご用意される際や保険料をご契約通貨でお払込みになる際、また、保険金等をご契約通貨でお受取りになる際やその通貨を円貨に交換してお引出しする際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。手数料等の詳細につきましては、取扱金融機関にご確認ください。

〈特定のご契約者にご負担いただく費用〉

年金移行特約を付加して死亡保障にかえて年金を受取る場合、年金受取時の費用(年金管理費)として、年金額の1%を上限に毎年の年金受取日に特約積立金から控除します。年金管理費は、年金受取開始時に定まり、年金受取期間を通じて適用されます。

※年金移行特約による年金への移行後や円建終身保険移 行特約または目標額到達時円建終身保険移行特約によ る円建終身保険への移行後、および年金支払特約によ る年金受取期間中は、費用等を控除した当社の定める 率により運用します。

積立利率金利連動型生存給付金付終身保険 (指定通貨建)

●市場リスク・為替リスクについて

- ・ この保険は、解約時に市場金利の変動に応じた運用資産の価値変動を解約払戻金額に反映させる市場価格調整を行います。解約払戻金は、解約計算基準日の積立金に市場価格調整を適用して計算するため、市場金利の変動により、その金額は増減します。
- ・ 具体的には、解約計算基準日の市場金利が契約日の市場金利よりも上昇している場合には、その時点の積立金よりも解約払戻金は減少する性質があります。したがって、解約払戻金額と生存給付金の受取額との合計額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- ・ 指定通貨が外国通貨の場合、為替相場の変動による影響(為替リスク)を受けます。
- ・ 為替相場の変動により、生存給付金と死亡保険金等の 受取時円換算額の合計額が、一時払保険料や保険金等 の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあ ります。

●お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、次の費用の合計額です。

〈ご契約時の費用〉

ご契約の締結等にかかる費用(契約初期費用)を一時払保険料から控除します。契約初期費用は、一時払保険料に対して下表の割合を乗じた金額となります。

指定通貨	契約初期費用(一時払保険料に対する割合)
米ドル・豪ドル	4.0%
円	2.0%

〈保険期間中の費用〉

死亡保障に必要な費用を毎月積立金から控除します。 この費用は、契約年齢・性別・経過期間等により異なり ますので、一律には記載できません。なお、積立金額の 計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率 を設定する際に、ご契約の締結や維持に必要な費用と死 亡保障に必要な費用を差し引いています。

〈外国通貨のお取扱いに必要となる費用〉

- ・保険料を外貨にてご用意される際や保険金等を外貨に てお受取りになる際に、金融機関所定の手数料(リフ ティングチャージ等)が必要となる場合があります。 くわしくは取扱金融機関にご確認ください。
- ・特約の付加により、保険料を円貨でお払込みになる場合および死亡保険金等を円貨でお受取りになる場合の 為替レートとTTM(対顧客電信仲値)*との差額を、 為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

保険料円入金特約の為替レート	TTM + 50 銭
円支払特約Ⅱの為替レート	TTM - 50 銭

- *TTM (対顧客電信仲値) は、当社が指標として指定 する金融機関が公示する換算基準日における値とな ります。
- ※上記の為替レートは 2019 年 7 月 1 日現在のものであり、将来変更されることがあります。

外貨建一時払終身医療保険(低解約返戻金型)

●為替リスクについて

この保険は、外貨建であるため、為替相場の変動による 影響(為替リスク)を受けます。為替相場の変動により、 保険金等の受取時円換算額が、一時払保険料や保険金等 の契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあり ます。

●お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、次の費用の合計額です。

〈ご契約時の費用〉

ご契約の締結等にかかる費用(契約初期費用)として、一時払保険料の6%を一時払保険料から控除します。

〈保険期間中の費用〉

ご契約の締結、ご契約の維持および給付金等の保障に必要な費用を毎月責任準備金から控除します。この費用は、契約年齢・性別・経過期間等により異なりますので、一律には記載できません。

〈外国通貨のお取扱いに必要となる費用〉

・特約の付加による次の場合、適用される為替レートとTTM (対顧客電信仲値)*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

死亡保険金等を円で支払う場合の為替	
レート	TTM - 50 銭
[円支払特約Ⅱ]	

- *TTM (対顧客電信仲値) は、当社が指標として指定 する金融機関が公示する換算基準日における値とな ります。
- ※上記の為替レートは2019年7月1日現在のものであり、将来変更されることがあります。
- ※ 入院給付金等支払通貨指定特約の付加により給付金 を円貨にてお支払いする場合、為替手数料のご負担 はありません。
- 一時払保険料を外貨にてお払込みになる際、および給付金等を外貨でお受取りになる際に、金融機関所定の 手数料等が必要となる場合があります。くわしくは、 取扱金融機関にご確認ください。

発行 2019年7月

本誌は保険業法第 111 条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

ニッセイ・ウェルス生命カスタマーサービスセンター

商品内容に関するご質問、契約内容のご照会、各種変更のご請求に関するお問い合わせは、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

 $_{\odot}$ 0120-037-560 受付時間:月~金曜日 (祝日・年末年始を除く) 午前9:00~午後5:00

- ※ 海外や一部の IP 電話からのご連絡など、フリーダイヤルがご利用いただけない場合は、以下の番号へおかけください。 03-3514-0723(通話料はお客さまご負担となりますことをご了承ください。)
- ※ お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。



「ニッセイ・ウェルス生命」は日本生命のグループ会社です。

ニッセイ・ウェルス生命は東京 2020 オリンピック・パラリンピックを応援しています。



